

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

「補助金に係る財務事務について」

豊橋市包括外部監査人

世羅 徹

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	2
2	選定した特定の事件（テーマ）	2
3	事件を選定した理由	2
4	外部監査の対象部局	2
5	外部監査の対象期間	3
6	外部監査の実施期間	3
7	外部監査の方法	4
	（1） 監査の主な要点	4
	（2） 主な監査手続	4
8	包括外部監査人補助者	5
9	利害関係	5
第2	包括外部監査対象の概要	6
1	豊橋市の補助金等の概要	7
	（1） 補助金等とは	7
	（2） 補助費等の金額及び歳出に占める割合の推移	7
	（3） 豊橋市行財政改革プランにおける補助金に関する豊橋市の取組	8
2	監査対象とした補助金等の概要	14
	（1） 監査対象とした補助金の抽出方法について	14
	（2） 監査対象とした補助金について	14
	（3） 監査の対象とした補助金の返還理由の確認	18
	（4） 新型コロナウイルスの影響による影響額について	20
	（5） 補助金交付までの事務手続	21
第3	監査の結果と意見（総括）	29
1	識別した指摘及び意見の問題、原因及び解決策の概念整理	30
2	識別した指摘及び意見の一覧	31
3	監査結果の要約	37
第4	監査の結果と意見（各論）	41
I	各課共通意見	42
1	全補助金共通	42
	（1） 監査結果	42
II	議会事務局 庶務課（議会費）	77
1	政務活動費補助金	77

(1) 補助金の概要.....	77
(2) 監査結果.....	78
III 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課（総務費）	79
1 豊橋市体育協会補助金	79
(1) 補助金の概要.....	79
(2) 監査の結果.....	79
IV 市民協創部 多文化共生・国際課（総務費）	80
1 豊橋市国際交流協会補助金	80
(1) 補助金の概要.....	80
(2) 監査の結果.....	81
V 建設部 建築物安全推進課（総務費）	82
1 木造住宅耐震改修費補助金	82
(1) 補助金の概要.....	82
(2) 監査結果.....	84
VI 福祉部 福祉政策課（民生費）	85
1 地域福祉サービスセンター事業補助金.....	85
(1) 補助金の概要.....	85
(2) 監査結果.....	85
2 豊橋市社会福祉協議会補助金	86
(1) 補助金の概要.....	86
(2) 監査結果.....	87
3 つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金.....	87
(1) 補助金の概要.....	87
(2) 監査結果.....	87
4 ボラントピア事業推進費補助金	88
(1) 補助金の概要.....	88
(2) 監査結果.....	89
5 民間社会福祉施設運営費補助金	89
(1) 補助金の概要.....	89
(2) 監査結果.....	90
6 豊橋市福祉事業会補助金	92
(1) 補助金の概要.....	92
(2) 監査結果.....	93
VII 福祉部 障害福祉課（民生費）	94
1 共同生活援助事業費補助金	94

(1) 補助金の概要.....	94
(2) 監査結果.....	95
2 共同生活援助等施設整備事業費補助金.....	95
(1) 補助金の概要.....	95
(2) 監査結果.....	96
VIII 福祉部 長寿介護課 (民生費)	97
1 老人クラブ運営費補助金	97
(1) 補助金の概要.....	97
(2) 監査結果.....	98
2 豊橋市シルバー人材センター補助金.....	99
(1) 補助金の概要.....	99
(2) 監査結果.....	99
3 介護保険施設等整備事業補助金	100
(1) 補助金の概要.....	100
(2) 監査結果.....	101
IX こども未来部 保育課 (民生費)	102
1 認定こども園運営費補助金	102
(1) 補助金の概要.....	102
(2) 監査結果.....	103
2 法人保育所運営費補助金	104
(1) 補助金の概要.....	104
(2) 監査結果.....	106
3 給食費補足給付費補助金	108
(1) 補助金の概要.....	108
(2) 監査結果.....	109
4 法人保育所・認定こども園整備費補助金.....	109
(1) 補助金の概要.....	109
(2) 監査結果.....	110
5 私立幼稚園運営費補助金	111
(1) 補助金の概要.....	111
(2) 監査結果.....	113
6 一時預かり事業費補助金	113
(1) 補助金の概要.....	113
(2) 監査結果.....	115
X 教育部 生涯学習課 (民生費)	116

1	民営児童クラブ運営費補助金	116
	(1) 補助金の概要	116
	(2) 監査結果	118
2	民営児童クラブ施設整備費補助金	119
	(1) 補助金の概要	119
	(2) 監査結果	120
3	民営児童クラブ支援員等処遇改善補助金	121
	(1) 補助金の概要	121
	(2) 監査結果	122
X I	環境部 再生可能エネルギーのまち推進課 (衛生費)	123
1	家庭用エネルギー設備等導入費補助金	123
	(1) 補助金の概要	123
	(2) 監査結果	126
X II	環境部 廃棄物対策課 (衛生費)	131
1	浄化槽設置費補助金	131
	(1) 補助金の概要	131
	(2) 監査結果	133
X III	産業部 農業企画課 (農林水産業費)	135
1	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	135
	(1) 補助金の概要	135
	(2) 監査結果	137
2	令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型) (令和2年7月豪雨)	137
	(1) 補助金の概要	137
	(2) 監査結果	148
3	次世代「農力」UPアカデミー事業補助金	149
	(1) 補助金の概要	149
	(2) 監査結果	152
X IV	産業部 農業支援課 (農林水産業費)	153
1	次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金	153
	(1) 補助金の概要	153
	(2) 監査結果	156
2	先端農業技術普及支援事業補助金	156
	(1) 補助金の概要	156
	(2) 監査結果	158

3	産地生産基盤パワーアップ事業補助金.....	159
	(1) 補助金の概要.....	159
	(2) 監査結果.....	161
XV	産業部 農地整備課（農地整備費）.....	162
1	単県土地改良事業補助金.....	162
	(1) 補助金の概要.....	162
	(2) 監査結果.....	165
2	県営ほ場整備事業補助金.....	165
	(1) 補助金の概要.....	165
	(2) 監査結果.....	168
XVI	産業部 地域イノベーション推進室（商工費）.....	169
1	イノベーション創出等支援事業補助金.....	169
	(1) 補助金の概要.....	169
	(2) 監査結果.....	171
2	地域産業支援施設整備事業補助金.....	171
	(1) 補助金の概要.....	171
	(2) 監査結果.....	173
3	豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金.....	173
	(1) 補助金の概要.....	173
	(2) 監査結果.....	175
XVII	都市計画部 まちなか活性課（商工費）.....	177
1	まちなかインキュベーション事業等補助金.....	177
	(1) 補助金の概要.....	177
	(2) 監査結果.....	179
XVIII	産業部 観光振興課（商工費）.....	180
1	豊橋まつり開催費補助金.....	180
	(1) 補助金の概要.....	180
	(2) 監査結果.....	180
2	豊橋観光コンベンション協会補助金.....	181
	(1) 補助金の概要.....	181
	(2) 監査結果.....	181
XIX	建設部 住宅課（土木費）.....	183
1	家賃対策補助金.....	183
	(1) 補助金の概要.....	183
	(2) 監査結果.....	185

II X	都市計画部 まちなか活性課（土木費）	186
1	市街地再開発事業補助金	186
	（1）補助金の概要	186
	（2）監査結果	187
2	優良建築物等整備事業補助金	188
	（1）補助金の概要	188
	（2）監査結果	189
II X I	都市計画部 都市交通課（土木費）	191
1	渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金	191
	（1）補助金の概要	191
	（2）監査結果	192
2	路面電車軌道敷整備事業補助金	193
	（1）補助金の概要	193
	（2）監査結果	194
3	「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金	195
	（1）補助金の概要	195
	（2）監査結果	202
II X II	都市計画部 区画整理課（土木費）	205
1	土地区画整理事業補助金	205
	（1）補助金の概要	205
	（2）監査結果	207
II X III	教育委員会 学校教育課（教育費）	208
1	学校体育連盟補助金＜体育的部活動支援事業費＞	208
	（1）補助金の概要	208
	（2）監査結果	209
II X IV	教育委員会 教育政策課（教育費）	210
1	私立高等学校授業料補助金	210
	（1）補助金の概要	210
	（2）監査結果	211

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に係る財務事務について

3 事件を選定した理由

市では包括外部監査のテーマとして平成 13 年度に「豊橋市の補助金、負担金及び交付金に関する事務執行状況について」を採り上げられて以来、包括外部監査のテーマとなっていない。補助金等は一度交付が決まると毎年継続的に支出される傾向にあり、固定化、既得権化しがちであることから、20 年経過した現在、その効果の検証を客観的に行うことが必要であると考え。そこで、20 年間で新設された補助金等を含めて、補助金等の財務事務の執行に関して、公益性、合规性、経済性、効率性、有効性及び内部統制の視点等を要点として監査を実施するとともに補助金等の見直しの手法を検証することは、市が進める行財政改革の推進に有用であると考え選定した。

4 外部監査の対象部局

補助金に係る事務を実施している部局

- ・ 総務部（行政課）
- ・ 財務部（財政課）
- ・ 企画部（広報広聴課）
- ・ 市民協創部（多文化共生・国際課）
- ・ 文化・スポーツ部（「スポーツのまち」づくり課）
- ・ 福祉部（福祉政策課、長寿介護課、障害福祉課）
- ・ こども未来部（保育課）
- ・ 環境部（廃棄物対策課、再生可能エネルギーのまち推進課）
- ・ 産業部（地域イノベーション推進室、観光振興課、農業企画課、農業支援課、農地整備課）
- ・ 建設部（建築物安全推進課、住宅課）
- ・ 都市計画部（都市交通課、まちなか活性課、区画整理課）
- ・ 議会事務局（庶務課）
- ・ 教育委員会（教育政策課、学校教育課、生涯学習課）

5 外部監査の対象期間

令和2年度（自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、令和元年度以前に遡り、また、一部令和3年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：令和3年6月1日 至：令和4年1月28日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

補助金に係る財務事務について、ア. 合規性、イ. 経済性、効率性、有効性、ウ. 公平性、正確性に着目して監査を実施した。

ア 合規性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性、有効性

経済的、効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

ウ 公平性、正確性

補助金に係る財務事務が、法規に準拠し、公平かつ正確に行われているかを検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

(2) 主な監査手続

ア 補助金に関する事務の執行は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。

イ 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。

ウ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。

エ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。

オ 補助事業が補助目的に沿って適正に実施され、適正な報告が行われているか。

カ 補助金の交付に関する効果の測定は適切に行われているか。

なお、サンプルチェックに関しては、各手続に関連する資料から無作為にサンプリン

グを行い、検証を行った。

8 包括外部監査人補助者

仲 友佳子 (公認会計士)
岩田 香織 (公認会計士)
大野 由美子 (公認会計士)
宮崎 翼 (公認会計士)
城野 沙織 (公認会計士)
鈴木 徹也 (公認会計士)

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、原則、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

本報告書に記載されている情報は、監査時点のものであり、公開情報、市から提出を受けた資料のほか、その内容に関する質問を基礎として試算している。

入手した資料や情報自体の妥当性・正確性までは包括外部監査人は十分に検証できていない場合がある。

第2 包括外部監査対象の概要

1 豊橋市の補助金等の概要

(1) 補助金等とは

豊橋市補助金等交付規則第2条によると、補助金等とは、「市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（市長が指定するものを除く。）」をいい、第3条において、「補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。」とされている。

(2) 補助費等の金額及び歳出に占める割合の推移

市の補助費等の金額及び歳出に占める割合の推移は、【図表2-1-1】の通りである。平成29年度から平成30年度にかけて補助費等の金額が大幅に増加した理由は、特別会計で実施していた「介護保険」について、平成30年度から東三河広域連合に業務が移行したため、それまで、補助費等に含まれる「繰出金」として処理されていたものが、補助費等に含まれない「負担金」として支出されることとなったためである。

また、令和2年度の補助費等の金額及び割合が大幅に増加している理由は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である、特別定額給付金給付事業費の影響によるものである。

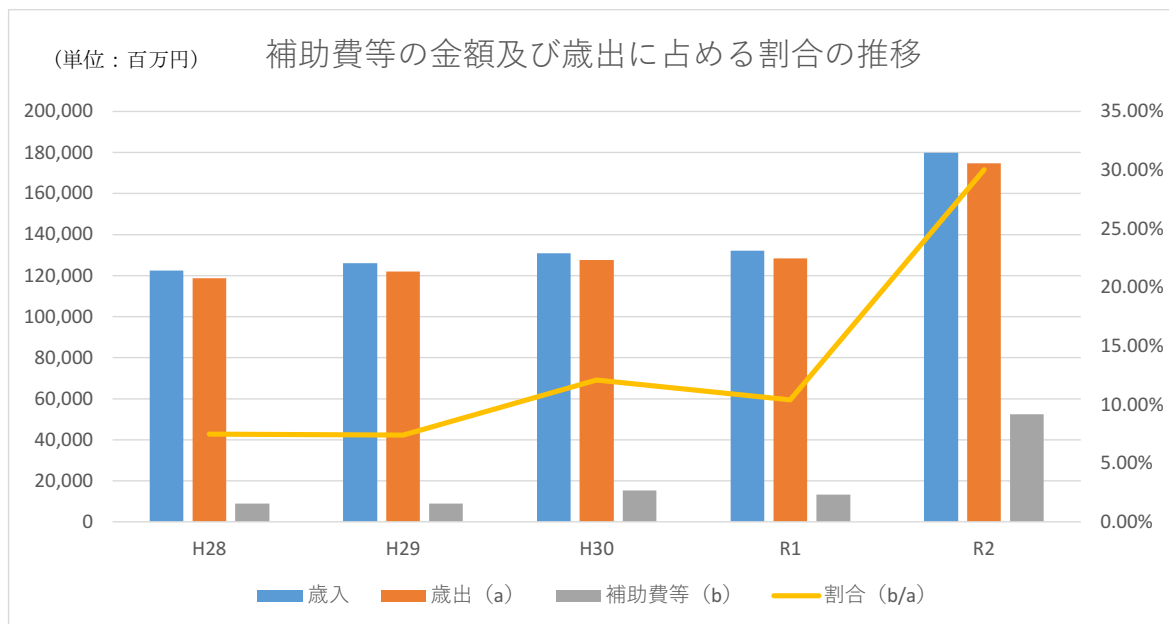
【図表2-1-1】補助費等の金額及び歳出に占める割合の推移

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	122,554	126,088	130,755	132,246	179,940
歳出 (a)	118,640	121,913	127,557	128,320	174,728
補助費等 (b)	8,881	8,982	15,408	13,295	52,487
割合 (b/a)	7.5%	7.4%	12.1%	10.4%	30.0%

(出所：豊橋市決算カード)

【図表 2-1-2】補助費等の金額及び歳出に占める割合の推移

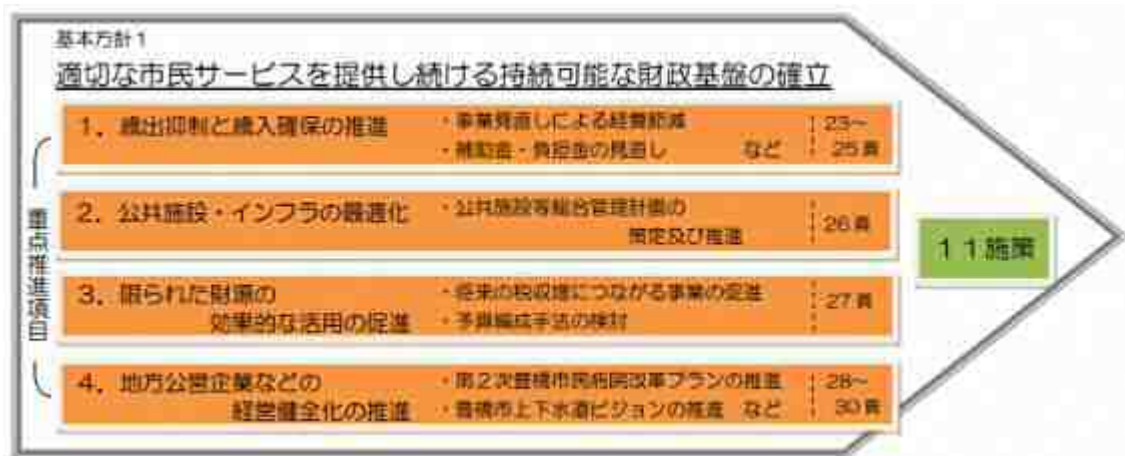


(出所：豊橋市決算カードを基に監査人が作成)

(3) 豊橋市行財政改革プランにおける補助金に関する豊橋市の取組

市の「豊橋市行財政改革プラン 2016 (平成 28 年度～平成 32 年度)」においては、行動計画として、3つの基本方針、12の重点推進項目ごとに定めた取組方針に従い、34施策を推進すると定めている。補助金については、「基本方針1」で重点推進項目の「1. 歳出抑制と歳入確保の推進」の中で以下のとおり定められている。

【図表 2-1-3】豊橋市行財政改革プラン 2016 基本方針 1



(出所：豊橋市行財政改革プラン 2016 (平成 28 年度～平成 32 年度) P22)

また、具体的な取組概要、取組項目については以下のとおり定められている。

【図表 2-1-4】豊橋市行財政改革プラン 2016 重点推進項目①

重点推進項目① 歳出抑制と歳入確保の推進

重点推進項目	歳出抑制と歳入確保の推進					
施策番号	1	施策名	事業見直しによる経費節減			
取組概要					指標	目標値
防災関連事業や検診事業など各種事業において、その必要性や本市の状況、他市の動向を十分に精査したうえで、費用対効果を踏まえた見直しを行う。また、バイオマス資源利活用事業など様々な事業において、効果的・効率的な手法を検討・導入し、経費節減を図りながら、事業を推進する。					経済的効果額	33億円 (2017-2022年)
主な取組項目		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
防災備蓄資機材整備など防災関連事業の見直し		実施	→	→	→	→
情報システムの全体最適化に伴う業務等の見直し		検討・実施	実施	→	→	→
がん検診事業の見直し		検討・実施	→	→	→	→
バイオマス資源利活用事業実施に伴う歳出抑制		施設整備	施設稼働	→	→	→

重点推進項目	歳出抑制と歳入確保の推進					
施策番号	2	施策名	補助金・負担金の見直し			
取組概要					指標	目標値
温暖化対策事業関連や産業事業関連など各種補助金・負担金について、必要性・公平性などの観点から随時見直しを図る。また、新規に補助事業を実施する場合は、終点の設定を行うなど適正・効果的な執行を確保する。					経済的効果額	1億円 (2017-2022年)
主な取組項目		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
温暖化対策事業関連補助金の見直し		検討・実施	→	→	→	→
産業事業関連補助金の見直し		検討・実施	→	→	→	→

(出所：豊橋市行財政改革プラン 2016 (平成 28 年度～平成 32 年度) P23)

この具体的な取組概要、取組項目について市では毎年度「豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書」において取り組んだ事項についての評価を公表している。

【図表 2-1-5】令和 2 年度の取組状況報告書

基本方針 1 適切な市民サービスを提供し続ける持続可能な財政基盤の確立

重点推進 項目番号	①	項目名	歳出抑制と歳入確保の推進				
施策番号	2	施策名	補助金・負担金の見直し				
施策概要			指標	目標値			
<p>高齢化対策事業関連や農業事業関連など各種補助金・負担金について、必要性・公平性などの観点から随時見直しを図る。また、新規に補助事業を実施する場合は、終点の設定を行うなど適正・効果的な執行を確保する。</p>			経済的効果額	1億円 (H20～R2年度)			
指標(単位)	指標達成状況						
1 経済的効果額 (千円)	基準値	年度	H20	H21	H22	R1	R2
	目標値(千円)		5,000	22,600	49,500	70,500	100,000
	実績値(千円)		9,031	34,185	30,812	154,930	248,649
	達成割合(%)		180.6	151.3	107.8	219.8	248.6
<p>太陽光発電設置補助金、空き店舗活用事業補助金及び農業事業関連補助金等、事業の費用対効果を確認したうえで、補助金・負担金の単価や率、期間の見直し、さらには事業自体の廃止を行った。 施策の指標である「経済的効果額」は、目標1億円のところ実績2億4,885万円であったことから、施策評価は「◎」となった。施策の指標である「経済的効果額」が目標を大きく上回った理由は、新たな取組として生活補助金の見直しを追加したことに加え、加工食品海外販路開拓事業の見直し等の予定を早めて行ったことによる。</p>							
(施策評価区分)			◎ : 効果があがった ○ : 概ね効果があがった		施策評価	◎	
△ : あまり効果があがらなかった							
主な取組項目	取組概要	結果	評価				
高齢化対策事業関連補助金の見直し(太陽光発電設置補助金の見直し)	太陽光発電設置補助金の補助件数及び補助単価の見直しを実施する。	補助件数を平成27年度の7,000件から継続的に見直し、令和2年度には100件としたほか、補助単価を3万円/kwから1万5千円/kwに見直した。 また、ただ引下げを行うだけでなく、令和元年度から高効率なエネルギー設備の導入(2in1一体的導入)を促進するなど、効果的な事業実施を図った。 取組の指標である「経済的効果額」は、目標1,480万円のところ実績1億537万円であったことから、「a」評価となった。	a				
三河港振興会負担金の見直し	三河港振興会への負担金の見直しを実施する。	三河港振興会への負担金について、インセンティブ制度の利用実績等を踏まえて見直し、負担金支出額を適正な金額とすることで削減を図った。 取組の指標である「経済的効果額」は、目標1,450万円のところ実績1,553万円であったことから、「a」評価となった。	a				
農業事業関連補助金の見直し(長期栽培フィルム導入促進事業補助の見直し)	補助事業の適正執行を確保するため、事業の見直しを検討する。	長期栽培フィルム導入促進事業について、当該フィルムの普及が進んだため、関係機関と事業の方向性を協議し、平成28年度をもって事業を廃止した。 取組の指標である「経済的効果額」は、目標34万円のところ実績も同額であったことから、「a」評価となった。	a				
取組評価結果一覧		取組数	a	b	c	d	
		22	18	2	2		
(取組評価区分) a : 目標に達した。 b : 概ね目標に達した。 c : あまり目標に達しなかった							

(出所：令和 2 年度豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書 P25)

【図表 2-1-6】令和元年度の取組状況報告書

重点推進 項目番号	①	項目名	歳出抑制と歳入確保の推進					
施策番号	2	施策名	補助金・負担金の見直し					
施策概要			指標	目標値				
温暖化対策事業関連や農業事業関連など各種補助金・負担金について、必要性・公平性などの観点から随時見直しを図る。また、新規に補助事業を実施する場合は、終点の設定を行うなど適正・効果的な執行を確保する。			経済的効果額	1億円 (H28～R2年度)				
指標(単位)	指標達成状況							
	基準値	年度	H28	H29	H30	R1	R2	
経済的効果額 (千円)	-	目標値(累計)	5,000	22,800	45,500	70,500	100,000	
		実績値(累計)	9,038	34,185	90,812	154,900		
		達成割合(%)	180.8	151.3	189.6	219.8		
太陽光発電設置補助金や空き店舗活用事業補助金の見直しを行った。 施策の指標である「経済的効果額」は目標7,050万円のところ、実績1億5,490万円を達成したことから、施策評価は「a」となった。施策の指標である「経済的効果額」が目標を大きく上回った理由は、生活福祉金の見直し等、新たな取組を追加したことに加え、加工食品海外販路開拓事業の見直しを予定を早めて行ったことによる。								
(施策評価区分)	◎ : 成果があげている △ : あまり成果があげていない			○ : 慣れ成果があげている — : 評価対象外			施策評価	◎

■主な取組項目

取組項目	取組概要	R1年度の取組	評価 (R1)			
温暖化対策事業関連補助金の見直し	太陽光発電設置補助金の補助件数及び補助単価の見直しを実施する。	補助件数を平成30年度600件から令和元年度300件に見直した。 補助件数を見直すことができたため、「a」評価となった。	a			
TMO(神豊橋まちなか活性化センター)支援事業の見直し	補助金額の削減を図るため、TMO(神豊橋まちなか活性化センター)が実施する各種事業の見直しを行う。	空き店舗活用は新規創業者支援と組み合わせることが有効であることから、空き店舗活用事業補助金を廃止し、まちなかインキュベーション事業等補助金に統合した。 取組の指標である「経済的効果額」は目標357万円のところ、実績324万9千円を達成したことから、「b」評価となった。	b			
取組評価結果一覧 (R1)	取組数	a	b	=	-	
	22	17	3	2	0	
(取組評価区分) a : 順調に進んでいる、 b : 概ね順調に進んでいる、 = : あまり順調に進んでいない、 - : 評価対象外						

(出所：令和元年度豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書 P19)

【図表 2-1-7】平成 30 年度の取組状況報告書

■主な取組項目						
取組項目	取組概要	H30年度の取組				評価 (H30)
温暖化対策事業関連補助金の見直し	太陽光発電設置補助金の補助件数及び補助単価の見直しを実施する。	令和元年度予算において補助件数を平成30年度600件から令和元年度300件に、補助単価を平成30年度2万5千円/kwから令和元年度1万5千円/kwに見直しを行った。目標よりも削減することができたため、「a」評価となった。				a
文化振興財団補助金の見直し	豊橋文化振興財団の経営の自立度向上を図るため、自主財源の確保を促進する。	文化振興財団が、各種助成金や民間からの協賛金等を獲得することができたため、豊橋市から文化振興財団への補助金を削減することができた。補助金を削減することができたことから、「a」評価となった。				a
取組評価結果一覧 (H30)		取組数	a	b	c	-
		22	17	1	3	1
<small>(取組評価区分) a: 順調に進んでいる、 b: 概ね順調に進んでいる、 c: あまり順調に進んでいない、 -: 評価対象外</small>						

(出所：平成 30 年度豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書 P19)

【図表 2-1-8】平成 29 年度の取組状況報告書

■主な取組項目						
取組項目	取組概要	H29年度の取組				評価 (H29)
温暖化対策事業関連補助金の見直し	太陽光発電設置補助金の補助件数及び補助単価の見直しを実施する。	補助件数を平成28年度250件から平成29年度650件に見直し。また、平成30年度予算において補助件数を平成29年度650件から平成30年度600件に、補助単価を平成29年度3万円/kwから平成30年度2万5千円/kwに見直した。概ね計画どおり進捗したことから、「b」評価とした。				b
三河港振興会負担金の見直し	三河港振興会への負担金の見直しを実施する。	新規輸入完成自動車助成金に係る三河港振興会への負担金を見直し、三河港振興会への負担金支出額を適正な金額とし、負担金を削減した。取組の指標である「経済的効果額」は目標300万円のところ、実績350万円となったため「a」評価となった。				a
取組評価結果一覧 (H29)		取組数	a	b	c	-
		21	15	3	2	1
<small>(取組評価区分) a: 順調に進んでいる、 b: 概ね順調に進んでいる、 c: あまり順調に進んでいない、 -: 評価対象外</small>						

(出所：平成 29 年度豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書 P15)

【図表 2-1-9】平成 28 年度の取組状況報告書

■取組項目						
主な取組項目	取組概要	H28年度の取組				評価 (H28)
温暖化対策事業関連補助金の見直し	太陽光発電設置補助金の補助件数及び補助単価の見直しを実施する。	太陽光発電設置補助金について、補助単価の見直しは行わず、補助件数を550件から650件へと見直しを行った。概ね計画どおり進捗したことから、「b」評価とした。				b
農業事業関連補助金の見直し	長期展張フィルム導入促進事業補助の見直しを検討する。	長期展張フィルム導入促進事業について、当該フィルムの普及が進んだため、関係機関と事業の方向性を協議し、平成28年度をもって補助事業廃止を決定した。計画どおり進捗したことから、「a」評価とした。				a
取組評価結果一覧 (H28)		取組数	a	b	c	-
		20	10	5	3	2
<small>(取組評価区分) a: 順調に進んでいる、 b: 概ね順調に進んでいる、 c: あまり順調に進んでいない、 -: 評価対象外</small>						

(出所：平成 28 年度豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書 P15)

「豊橋市行財政改革プラン 2016（平成 28 年度～平成 32 年度）」が令和 2 年度で期間が満了したのを受けて、市は令和 3 年度から令和 7 年度までの「豊橋市行財政改革プラン 2021-2025」を策定している。

この行財政改革プランの財政運営における基本方針 I 「筋肉質な財政構造への転換」に対する施策として、「補助金等の終期の徹底を行う」旨を記載しており、「豊橋市行財政改革プラン 2016（平成 28 年度～平成 32 年度）」から更に一歩進んで、補助金の終期を設定する方針を明確にしている。

【図表 2-1-10】豊橋市行財政改革プラン 2021-2025

基本方針

基本方針 I 筋肉質な財政構造への転換

財政の持続可能性を高めるため、歳入においては財政運営の基盤である自主財源の安定的な確保を図るとともに、行政サービスに対する受益と負担の適正化を進めます。歳出においては事業の選択と重点化を進め、メリハリのある筋肉質な財政構造へ転換します。

【施策】

・ **安定した自主財源の確保**

安定的な歳入の確保のため、市税の収納対策を着実に行いつつ、地域経済の活性化や雇用創出等による税源の涵養に取り組みます。また、ふるさと寄附など様々な形で自主財源の確保を進めます。

・ **受益と負担の適正化**

行政サービスに対する負担の公平性を確保するため、使用料等の定期的な見直しを実施します。また、使用料等の減免措置についても制度運用の見直しを実施します。

・ **事業の選択と重点化**

限られた財源を効果的に配分するため、事業効果を重視した予算編成を行うとともに、補助金等における終期の徹底を行い、事業の選択と重点化を推進します。

(出所：豊橋市行財政改革プラン 2021-2025 P17)

2 監査対象とした補助金等の概要

(1) 監査対象とした補助金の抽出方法について

監査対象とする補助金については、令和元年度の決算額を基準として、補助金額全体に占める監査対象とする補助金の金額が8割程度となり、かつ、金額的重要性を勘案して、監査人の判断で1,000万以上、6,000万未満及び2億円以上の補助金を監査対象とした。この結果、令和2年度の290件の補助金から45件を監査対象とし、2件は令和2年度の実績がなかったため、令和元年度を監査対象とし、合計47件を監査対象の補助金として抽出した。

(2) 監査対象とした補助金について

補助金の内容が多様であるため、これらの補助金を監査人が性質別に8つに分類した。その分類及び内容は次のとおりである。

【図表2-2-1】補助金の性質別分類

1-1	義務的補助	法令等で市の負担が義務付けられているものや、他団体の補助制度上、補助金を市経由で補助事業者に交付する等の理由により補助金等の全てを他の特定の財源でまかなっているもの
2-1	団体運営費補助	団体としての活動に公益性を認め、その運営費（人件費、管理費等）に対して補助するもの
3-1	事業費補助（施設整備補助）	公共性の高い都市基盤（施設、備品等）の整備に関して補助するもの
3-2	事業費補助（運営活動費補助）	市が公益上必要と認める特定の事業や活動を支援・奨励するために、その事業費及び活動経費に対して補助するもの
3-3	事業費補助（イベント、大会等事業補助）	市民・団体等が行う公益性の高いイベントや各種の大会等に対して補助するもの
3-4	事業費補助（奨励的補助）	市の施策を推進するため、特定の行動をした個人（団体）に対して補助するもの
3-5	事業費補助（その他事業補助）	上記以外の事業費に対して補助するもの
4-1	利子補給、信用保証料補助	利子の一部及び借入時の信用保証料に対して補助するもの
5-1	その他	上記いずれにも分類されないもの

（出所：監査人作成）

監査対象とした 47 件の補助金は以下のとおりである。

【図表 2-2-2】補助対象とした補助金一覧

(単位：千円)

補助金の性質別分類	補助金名	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)
1-1_義務的補助	私立高等学校授業料補助金	29,407	18,841
2-1_団体運営費補助	豊橋市体育協会補助金	49,098	44,013
	豊橋市国際交流協会補助金	54,826	50,290
	地域福祉サービスセンター事業補助金	11,965	11,965
	豊橋市社会福祉協議会補助金	46,263	46,847
	つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金	15,841	13,014
	ボラントピア事業推進費補助金	17,921	17,340
	豊橋市福祉事業会補助金	44,094	46,829
	老人クラブ運営費補助金	13,949	13,017
	豊橋市シルバー人材センター補助金	16,880	16,880
	豊橋観光コンベンション協会補助金	25,900	25,900
3-1_事業費補助（施設整備補助）	共同生活援助等施設整備事業費補助金	49,680	230,088
	介護保険施設等整備事業補助金	15,866	27,275
	法人保育所・認定こども園整備費補助金	886,962	1,059,700
	民営児童クラブ施設整備費補助金	18,101	- (※)
	単県土地改良事業補助金	43,187	43,332
	県営ほ場整備事業補助金	18,717	29,488
	地域産業支援施設整備事業補助金	20,800	20,800
	市街地再開発事業補助金	815,800	3,895,480
	優良建築物等整備事業補助金	216,424	134,400
渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金	20,000	- (※)	
路面電車軌道敷整備事業補助金	15,581	12,075	

補助金の 性質別分類	補助金名	令和 元年度 (決算額)	令和 2年度 (決算額)
	土地区画整理事業補助金	555,517	560,272
3-2_事業費 補助（運営 活動費補 助）	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	234,232	28,531
	民間社会福祉施設運営費補助金	46,791	39,005
	共同生活援助事業費補助金	24,086	27,324
	法人保育所・認定こども園運営費補助金	1,590,571	1,720,643
	給食費補足給付費補助金	25,530	44,537
	私立幼稚園運営費補助金	23,333	22,011
	一時預かり事業費補助金	34,379	40,083
	民営児童クラブ運営費補助金	283,572	360,470
	民営児童クラブ支援員等処遇改善補助金	54,131	57,872
	経営体育成支援事業費補助金	413,234	2,898
	次世代施設園芸導入加速化支援事業補助 金	16,675	16,675
	先端農業技術普及支援事業補助金	17,491	3,613
	次世代「農力」UPアカデミー事業補助 金	10,080	8,258
	イノベーション創出等支援事業補助金	35,880	35,505
	豊橋イノベーションガーデン運営事業補 助金	51,600	53,300
まちなかインキュベーション事業等補助 金	12,800	9,954	
「地域生活」バス・タクシー運行事業補 助金	32,256	33,260	
3-3_事業費 補助（イベ ント、大会 等事業補 助）	豊橋まつり開催費補助金	52,000	12,000
	学校体育連盟補助金＜体育的部活動支援 事業費＞	22,021	10,937
	木造住宅耐震改修費補助金	32,513	21,971

補助金の 性質別分類	補助金名	令和 元年度 (決算額)	令和 2年度 (決算額)
3-4_事業費 補助（奨励 的補助）	家庭用エネルギー設備等導入費補助金	53,942	40,085
	浄化槽設置費補助金	18,796	18,704
	家賃対策補助金	15,175	15,822
5-1_その他	政務活動費補助金	29,243	28,058

（※）令和2年度の実績がなかったため、令和元年度の補助金を対象として監査を実施した。

（出所：市への調査結果を基に監査人が作成）

(3) 監査の対象とした補助金の返還理由の確認

監査の対象とした補助金のうち返還率（件数）が3割を超える補助金についてその返還理由を確認した。返還理由は以下のとおりである。

【図表2-2-3】補助金の返還理由一覧

補助金名	執行件数	執行金額 (千円)	返還件数	返還金額 (千円)	返還率 (件数)	返還率 (金額)	返還理由
政務活動費補助金	34	36,720	24	8,662	70.6%	23.6%	議員個人の判断により残余額が生じたため
豊橋市体育協会補助金	1	49,400	1	5,387	100.0%	10.9%	コロナの影響により補助対象事業者が計画していた事業が中止となったため
豊橋市国際交流協会補助金	1	53,023	1	2,733	100.0%	5.2%	コロナの影響により補助対象事業者が計画していた事業が中止となったため
豊橋市社会福祉協議会補助金	2	50,423	2	3,576	100.0%	7.1%	時間外労働の減少などにより人件費が当初予算と比較し低額となったため
つづじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金	1	16,404	1	3,390	100.0%	20.7%	コロナの影響によりセンターを一時閉鎖したことにより、光熱水費が当初の予算より低かったため
ボランティア事業推進費補助金	1	18,245	1	905	100.0%	5.0%	時間外労働の減少などにより人件費が当初予算と比較し低額となったため
民間社会福祉施設運営費補助金	27	40,139	15	1,134	55.5%	2.8%	補助金交付要件となる事業の実施が一部達成されず、返還となる先があったため
豊橋市福祉事業会補助金	1	48,145	1	1,315	100.0%	2.7%	人件費が当初予算より低額となったこと、および事務費等の削減により減少したため
法人保育所・認定こども園運営費補助金	58	1,826,408	28	101,514	48.3%	5.6%	入所児童数や各園の加算認定状況が予算値よりも低かったため

補助金名	執行 件数	執行金額 (千円)	返還 件数	返還金額 (千円)	返還率 (件数)	返還率 (金額)	返還理由
民営児童クラブ運営費補助金	42	431,487	29	13,145	69.0%	3.0%	コロナ感染拡大防止に係る補助金において、精算による返還が生じたため
次世代「農力」UPアカデミー事業補助金	2	9,000	1	742	50.0%	8.2%	当初計画していた事業のうち、新型コロナウイルスの影響等により実施できなかったものがあるため
学校体育連盟補助金<体育的部活動支援事業費>	1	21,071	1	10,054	100.0%	47.7%	コロナの影響により、愛知県中学校総合体育大会及び東三河中学校総合体育大会が中止になったため

(出所：市への調査結果を基に監査人が作成)

(4) 新型コロナウイルスの影響による影響額について

新型コロナウイルスの影響により補助金の額を増額、又は減額した補助金の一覧は以下のとおりである。なお、減額については、一部(3) 監査の対象とした補助金の返還理由の確認と重複している。

【図表2-2-4】新型コロナウイルスによる影響額一覧

補助金名	増減額(千円)	コメント
豊橋市体育協会補助金	▲5,387	コロナの影響により補助対象事業者が計画していた事業が中止となったため
豊橋市国際交流協会補助金	▲7,542	海外派遣などが中止となり、補助金交付額が減少したためコロナの影響により補助対象事業者が計画していた事業が中止となったため
老人クラブ運営費補助金	▲187	コロナ感染拡大により、活動期間が例年より短くなり、返金が生じたため
介護保険施設等整備事業補助金	10,850	コロナ対策のための補助メニューを新設したため
民営児童クラブ運営費補助金	52,261	コロナ感染拡大防止に係る補助を実施したため
産地生産基盤パワーアップ事業補助金	▲70,679	コロナによる影響で取組事業者が減少したため
次世代「農力」UPアカデミー事業補助金	▲742	当初計画していた事業のうち、新型コロナウイルスの影響等により実施できなかったものがあるため
豊橋まつり開催費補助金	▲40,000	豊橋まつり縮小開催により減額補正対応したため
「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金	1,003	コロナの影響により、利用者数が減少し、収入が減少したため
私立高等学校授業料補助金	11,095	コロナに係る経済的支援として学納金特別補助金を支給したため
学校体育連盟補助金<体育的部活動支援事業費>	▲10,054	コロナの影響により、愛知県中学校総合体育大会及び東三河中学校総合体育大会が中止になったため
影響額合計	▲59,382	

(出所：市への調査結果を基に監査人が作成)

(5) 補助金交付までの事務手続

補助金の交付については、豊橋市補助金等交付規則で定められている。

豊橋市補助金等交付規則	
(交付の申請)	第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 工事の施行にあつては、実施設計書 (4) その他市長が必要と認める書類 2 前項の添付書類は、補助事業等の内容により全部又は一部を省略することができる。
(交付の決定)	第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金等の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（様式第2）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。
(交付の条件)	第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。
(申請の取下げ)	第7条 補助金等の交付の申請をした者は、第5条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から市長が定める期日までに補助金等の交付の申請を取り下げることができる。 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとする。
(計画変更等の承認)	第8条 補助事業者は、補助金等の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに事業計画変更等申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) 補助金等に要する予算を変更しようとするとき。 (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。 (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。 2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となつたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。 3 市長は、第1項の事業計画変更等申請書の提出又は前項の報告があつた場合には、補助金等の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

豊橋市補助金等交付規則	
4	市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、補助金等変更決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。
	（状況報告等） 第9条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者に当該補助事業等の執行状況の報告を求め、又は必要な指示を命ずることができる。
	（実績報告） 第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長が定める期日までに補助事業等実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。 （1） 収支決算書 （2） その他市長が必要と認める書類 2 前項の規定は、市の会計年度内に補助事業等が完了しない場合における当該年度内の補助事業等の実績報告について準用する。
	（補助金等の額の確定） 第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6）により当該補助事業者に対し通知するものとする。
	（是正のための措置） 第12条 市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。 2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。
	（補助金等の交付） 第13条 補助金等は、第11条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。
	（交付決定の取消し） 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 （1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。 （2） 補助金等を他の用途に使用したとき。 （3） 前2号のほか補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
	（補助金等の返還） 第15条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

豊橋市補助金等交付規則	
2	市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
	(加算金) 第16条 補助事業者は、第14条の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。 2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が、返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等に充てられたものとする。 3 市長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。
	(帳簿の備付け) 第17条 補助事業者は、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。
	(財産処分の制限) 第18条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 (1) 不動産及びその従物 (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの (3) その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると市長が認めるもの
	(様式の特例) 第19条 市長は、必要があると認める場合は、この規則に定める様式の特例を定めることができる。
	(雑則) 第20条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める

(出所：豊橋市補助金等交付規則)

様式第1（第4条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	
補助事業等の目的及び内容			
交 付 申 請 額		円	
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 工事実施設計書 4 そ の 他		

（出所：豊橋市補助金等交付規則第4条、様式第1）

様式第2（第5条関係）

補助金等交付決定通知書

豊橋市指令（文書
記号）第 号

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり
決定したので、豊橋市補助金等交付規則第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長 印

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
交付金額		円	
交付予定時期		年 月	
交付条件			

（出所：豊橋市補助金等交付規則第5条、様式第2）

様式第3（第8条関係）

事業計画変更等申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
 申請人 氏名又は団体名
 及び代表者氏名

次のとおり事業計画を変更したいので、豊橋市補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補 助 事 業 等 の 内 容	変更前		
	変更後		
変 更 又 は 中 止 (廃 止) の 理 由			
変 更 又 は 中 止 (廃 止) の 年 月 日	年 月 日 (予 定)		
添 付 書 類			

(出所：豊橋市補助金等交付規則第8条、様式第3)

様式第5（第10条関係）

補助事業等実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
補助事業者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補 助 事 業 等 の 施 行 場 所			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 金 等 の 交 付 決 定 通 知 額	円		
補 助 金 等 の 既 交 付 額	円		
補 助 事 業 等 の 経 費 精 算 額	円		
添 付 書 類	1 収支決算書 2 完成写真（工事施行等に係る場合） 3 その他		

（出所：豊橋市補助金等交付規則第10条、様式第5）

様式第6（第11条関係）

補助金等確定通知書

豊 第 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

豊橋市長

㊤

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、豊橋市補助金等交付規則第11条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	豊橋市指令第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助金等の交付決定通知額			円
補助事業等の経費精算額			円（補助対象）
補助率			
補助金等の交付確定額			円
(交付決定通知額) - (交付確定額)			円

(出所：豊橋市補助金等交付規則第11条、様式第6)

第3 監査の結果と意見（総括）

包括外部監査の結果、【指摘】5件・【意見】46件を識別した。識別した指摘及び意見の問題、原因及び解決策について、以下の概念整理に基づき一覧に示した。

1 識別した指摘及び意見の問題、原因及び解決策の概念整理

包括外部監査の結果識別された事項は、様々な原因によるものであるが、その事項が発生した理由は組織が何らかの問題を抱えているためと考える。そこで、今回の監査の過程で識別された事項について、発生した原因から問題点を識別し、識別された事項が将来にわたって解消され、解決できるように策を示すため、以下のとおり概念整理を行った。

【図表3-1-1】問題・原因・解決策の概念整理

問題・原因と解決の方向性
1. 補助金の原則（公益性、妥当性、補完性、公平性、透明性）に反する可能性があることから、補助金のあり方自体の見直しが必要である
2. 申請方法が複雑であることから、申請方法を簡素化する必要がある
3. 補助金の申請又は支払が適時に行われていないことから、適時に行う必要がある
4. 提出書類の確認が不十分であることから、事後チェックを確実に行う必要がある
5. 制度内容・事務手順が不適切であることから、要綱を見直す必要がある

識別された事項を概念整理に沿って区分した結果は以下のとおりである。

【図表3-1-2】問題・原因・解決策の方向性

問題・原因と解決の方向性	件数	割合
1. 補助金の原則（公益性、妥当性、補完性、公平性、透明性）に反する可能性があることから、補助金のあり方自体の見直しが必要である	15	29%
2. 申請方法が複雑であることから、申請方法を簡素化する必要がある	3.5	7%
3. 補助金の申請又は支払が適時に行われていないことから、適時に行う必要がある	4.5	9%
4. 提出書類の確認が不十分であることから、事後チェックを確実に行う必要がある	24	47%
5. 制度内容・事務手順が不適切であることから、要綱を見直す必要がある	4	8%
	51	100%

※意見のうち1件は、2と3の区分にまたがるため、各々0.5件でカウントしている

2 識別した指摘及び意見の一覧

包括外部監査の結果識別された指摘、意見について、推測される発生原因の区分も含めて以下のとおり一覧化した。

【図表 3-2-1】指摘、意見及び原因区分の一覧

指摘・意見	原因区分
I 各課共通意見	
(1) 補助金の意義とリスクについて、市全体で共有するとともに、補助金を執行する職員が、常に緊張感をもって補助金業務に従事することが望まれる。【意見 1】	1
(2) 補助金による事業執行よりも委託による事業執行の方が適切な事業がないか、総点検を実施するとともに、補助金による事業執行と委託による事業執行の方針を明確にすることが望まれる。【意見 2】	1
(3) 豊橋市のホームページのうち「助成・手当」のページの管理者を明確にするとともに、全ての補助金について一覧化してホームページで公表することが望まれる。【意見 3】	1
(4) 「補助金・交付金」の本来のあり方について必要に応じて、会議体等で審議・検討を行うことが望まれる。また、審議・検討結果をもとに「補助金・交付金ルール」を作成し、ルールに従って全ての補助金について定期的に検証・見直しを行い、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じることが望まれる。【意見 4】	1
(5) 「補助金・交付金ルール」の作成にあたっては、他団体の取組みも参考に実効性のあるルールを作成し、また、ルールに則った補助金の支給が行われているかについては会議体等で定期的に検証することが望まれる。【意見 5】	1
(6) 事業費補助（施設整備補助）に関する実績報告書の根拠資料として添付する資料について、統一的なルールを策定し、必要に応じて補助金交付要綱に明示することが望まれる。【意見 6】	5
(XIV 2 (2) 先端農業技術普及支援事業補助金)	
ア 国や県等からの補助金との上乗せ支給については、市の方針として明確に定め、補助金交付の適正化を進められることが望まれる。【意見 26】	1
II 1 (2) 政務活動費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
III 1 (2) 豊橋市体育協会補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-

指摘・意見	原因区分
IV 1 (2) 豊橋市国際交流協会補助金	
ア 補助金の事業費の控除割合について、明確な指針を決めることが望まれる。【意見 7】	5
V 1 (2) 木造住宅耐震改修費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
VI 1 (2) 地域福祉サービスセンター事業補助金	
ア 実績報告書の計上内容の正確性について、領収書等の証憑の提出を求め、サンプルでチェックすることが望まれる。【意見 8】	4
VI 2 (2) 豊橋市社会福祉協議会補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
VI 3 (2) つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金	
ア 実績報告書の計上内容の正確性について、領収書等の証憑の提出を求め、サンプルでチェックすることが望まれる。【意見 9】	4
VI 4 (2) ボラントピア事業推進費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
VI 5 (2) 民間社会福祉施設運営費補助金	
ア 実績報告書に記載する福祉事業ポイント補助対象について、もれなく記載することが望まれる。【意見 10】	4
イ 事業のポイントに対する確認書類について、写真の提出など客観的に確認できるものの提出を徹底されることが望まれる。【意見 11】	4
VI 6 (2) 豊橋市福祉事業会補助金	
ア 決算書の計上内容の正確性のチェックについて証憑等を確認して実施することが望まれる。【意見 12】	4
VII 1 (2) 共同生活援助事業費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
VII 2 (2) 共同生活援助等施設整備事業費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
VIII 1 (2) 老人クラブ運営費補助金	
ア 老人クラブから提出される収入支出決算書について証憑等の提出を求め、内容の確認をすることが望まれる。【意見 13】	4
イ 老人クラブの会員の活動参加を促進するために、積極的にアドバイスをを行うことが望まれる。【意見 14】	1
VIII 2 (2) 豊橋市シルバー人材センター補助金	
ア 実績報告書の計上内容の正確性のチェックについて証憑等を確認し	4

指摘・意見	原因区分
て実施することが望まれる。【意見 15】	
Ⅷ 3 (2) 介護保険施設等整備事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
Ⅸ 1 (2) 認定こども園運営費補助金	
ア 補助金交付は「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 16】	3
Ⅸ 2 (2) 法人保育所運営費補助金	
ア「補助事業等実績報告書」に不備があった場合でも可能な限り、速やかに修正し再度提出するよう促すことが望まれる。【意見 17】	2・3
イ 補助金交付は「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 18】	3
Ⅸ 3 (2) 給食費補足給付費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
Ⅸ 4 (2) 法人保育所・認定こども園整備費補助金	
ア 補助金交付は「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 19】	3
Ⅸ 5 (2) 私立幼稚園運営費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
Ⅸ 6 (2) 一時預かり事業費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X 1 (2) 民営児童クラブ運営費補助金	
ア 「児童クラブ補助金等変更申請書」変更又は中止（廃止）の理由の記載は実態に即して記載されることが望まれる。【意見 20】	4
X 2 (2) 民営児童クラブ施設整備費補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X 3 (2) 民営児童クラブ支援員等処遇改善補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X I 1 (2) 家庭用エネルギー設備等導入費補助金	
ア 市民サービス向上及び申請手続きの効率化の観点から、納税情報や住民票情報等の市が保有する情報については、所管課が市の情報に直接アクセスして確認することが望まれる。【意見 21】	2
イ 補助金支給時の周知の徹底等により、補助事業により取得した財産を処分する場合は、豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱第 12 条の通り、事前の「処分承認申請書」の提出を徹底させる必要がある。【指	3

指摘・意見	原因区分
摘 1】	
ウ 補助金交付後の使用状況についてモニタリングすることが望まれる。 【意見 22】	1
X II 1 (2) 浄化槽設置費補助金	
ア 適切な維持管理を怠り、悪質な場合は、補助金の交付を取消し、補助金の返還を求めることを検討することが望まれる。【意見 23】	1
イ 浄化槽台帳の適切な運用及び活用が望まれる。【意見 24】	1
X III 1 (2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X III 2 (2) 令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）（令和2年7月豪雨）	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X III 3 (2) 次世代「農力」UPアカデミー事業補助金	
ア 令和2年度次世代「農力」UPアカデミー事業成果報告書の内容を確認し、記載漏れや計画との齟齬について確認することが望まれる。【意見 25】	4
イ 精算命令書の受領日は正しく記入する必要がある。【指摘 2】	4
X IV 1 (2) 次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X IV 3 (2) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X V 1 (2) 単県土地改良事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X V 2 (2) 県営ほ場整備事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X VI 1 (2) イノベーション創出等支援事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
X VI 2 (2) 地域産業支援施設整備事業補助金	
ア 実績報告書の添付書類の内容を確認し、内容に齟齬がある場合には、理由を確認して、正しい書類を提出いただくように働きかけることが望まれる。【意見 27】	4
X VI 3 (2) 豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金	
ア 補助事業者から提出された書類は内容を確認し、内容に不明な点がある場合には補助事業者を確認し、正しい書類を提出するよう働きかけるこ	4

指摘・意見	原因区分
とが望まれる。【意見 28】	
XVII 1 (2) まちなかインキュベーション事業等補助金	
ア 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。【指摘 3】	4
XVIII 1 (2) 豊橋まつり開催費補助金	
ア 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。【指摘 4】	4
XVIII 2 (2) 豊橋観光コンベンション協会補助金	
ア 補助金対象の事業者の決算書に問題がある場合には、適切に修正されるよう指導することが望まれる。【意見 29】	4
イ 所管課として、補助金対象の事業者の決算書を閲覧し、補助金の使途に関して確認することが望まれる。【意見 30】	1
ウ 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。【指摘 5】	4
XIX 1 (2) 家賃対策補助金	
ア 申請書記載内容の根拠となる資料については、控えを手元に保管することが望まれる。【意見 31】	4
II X 1 (2) 市街地再開発事業補助金	
ア 完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見 32】	4
II X 2 (2) 優良建築物等整備事業補助金	
ア 完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見 33】	4
II X I 1 (2) 渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金	
ア 実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見 34】	4
II X I 2 (2) 路面電車軌道敷整備事業補助金	
ア 実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見 35】	4
II X I 3 (2) 「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金	
ア 引き続き「地域生活」バス・タクシー運行事業の今後の在り方を検討することが望まれる。【意見 36】	1
イ 補助事業者が補助金額を課税売上として申告していることについて、口頭で確認するだけでなく、根拠資料を確認することが望まれる。【意見 37】	4
ウ 補助金額の算定を税抜金額で実施することを検討することが望まれる。【意見 38】	5

指摘・意見	原因区分
Ⅱ X Ⅱ 1 (2) 土地区画整理事業補助金	
監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。	-
Ⅱ X Ⅲ 1 (2) 学校体育連盟補助金<体育的部活動支援事業費>	
ア 補助金算定の根拠資料となる決算書について、支出証拠書類との整合性を市側がチェックした結果を残すことが望まれる。【意見 39】	4
イ 児童生徒に体育・スポーツ実践の機会を与えられるよう、大会時期をずらしたり、大会日を分散させるなど、代替的な方法について検討していくことが望まれる。【意見 40】	1
Ⅱ X Ⅳ 1 (2) 私立高等学校授業料補助金	
ア 私立高等学校授業料補助金の在り方について引き続き検討することが望まれる。【意見 41】	1
イ 私立高等学校授業料補助金の期日を過ぎての申請も可能である旨を要綱に記載することが望まれる。【意見 42】	5
ウ 要綱及び申請書について、市のホームページに掲載することが望まれる。【意見 43】	1
エ 市民サービスの向上と市側の負担軽減の観点から、支給対象外の申請や、申請書記載後の修正を減らすため、申請書様式の見直しが望まれる。【意見 44】	2
オ 申請書記載事項のうち、下記については、市側で確認することが可能であると考えられるため、市側でのサンプルチェックを実施することが望まれる。【意見 45】	4
カ 市民サービス向上の観点から、所得判定算出額の記載を不要とし、市側で把握することを検討することが望まれる。【意見 46】	2

3 監査結果の要約

発見された主な指摘及び意見は次のとおりである。なお、以下は「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載の指摘事項のなかでも、特に重要と考えられる監査結果である。

- (1) 補助金の意義とリスクについて、市全体で共有するとともに、補助金を執行する職員が、常に緊張感をもって補助金業務に従事することが望まれる。【意見1】(参照：I (1))

補助金の意義について市全体で共有するとともに、補助金の財源は公金であり、不適切な公金の執行は「住民監査請求」「住民訴訟」が起こされるリスクがあるとの認識を職員が持ち、常に緊張感をもって補助金業務に従事することが望まれる。

- (2) 補助金による事業執行よりも委託による事業執行の方が適切な事業がないか、総点検を実施するとともに、補助金による事業執行と委託による事業執行の方針を明確にすることが望まれる。【意見2】(参照：I (2))

今回監査対象とした補助金の中には、本来、委託すべきと考えられるものがあつた。補助金は反対給付を求めることなく交付される金銭給付であることから、反対給付としての役務の提供がある事業については、委託や指定管理制度等の適切な支払方法に変更する必要があると考える。

- (3) 「補助金・交付金」の本来のあり方について必要に応じて、会議体等で審議・検討を行うことが望まれる。また、審議・検討結果をもとに「補助金・交付金ルール」を作成し、ルールに従って全ての補助金を定期的に検証・見直しを行い、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じることが望まれる。【意見4】(参照：I (4))

市は「豊橋市補助金等交付規則」に則って補助金を交付しているが、補助金交付の具体的な方針を定めたものはない。補助金の終期を設定する必要性も含め、「補助金・交付金」ルールを作成し、3年程度の一定期間で定期的に補助金の検証・見直しを行うことが望まれる。

- (4) 国や県等からの補助金との上乗せ支給については、市の方針として明確に定め、補助金交付の適正化を進められることが望まれる。【意見26】(参照：XIV 2 (2) ア)

今回監査対象となった先端農業技術普及支援事業補助金のように、国と市で補助金の支給元は異なるものの、財源としては税金であり、国県の補助事業に市費を上乗せしている補助金の支給は、公平性、妥当性の観点からいささか問題があるといえる。このような上乗せ支給については、市の方針を整理し、交付の適正化を進めることが望まれる。

- (5) 実績報告書の計上内容の正確性について、領収書等の証憑の提出を求め、サンプルでチェックすることが望まれる。【意見 8、意見 9、意見 12、意見 13、意見 15】(参照：Ⅵ 1 (2) ア、3 (2) ア、6 (2) ア、Ⅷ 1 (2) ア、2 (2) ア)

補助金精算時に実績報告書が提出されているが、その元となる証憑（請求書や領収書等）までは提出を求めている。効果と効率性からすべての証憑を確認する必要はないと考えられるが、補助金の適切な使用に関する牽制や実績報告書の正確性を確認する意味でも、サンプルでの証憑の提出を求め確認することを検討されることが望まれる。

- (6) 補助金交付は、「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 16】【意見 18】【意見 19】(参照：Ⅸ 1 (2) ア、2 (2) イ、4 (2) ア)

豊橋市補助金等交付規則では、確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとなり、支払い期限は特に設けていない。しかし、実績報告書の提出から支給日付まで数か月から半年経過しているものもあり、園によっては資金繰りに影響するなども考えられる。今後は「補助金確定通知書」発効後、速やかに「請求書」の提出を受け付け、補助金を交付することが望まれる。

- (7) 「児童クラブ補助金等変更申請書」変更又は中止（廃止）の理由の記載は実態に即して記載されることが望まれる。【意見 20】(参照：Ⅹ 1 (2) ア)

1 年間の実績を集計して、追加の補助金が必要な場合は「児童クラブ補助金等変更申請書」を作成し申請するが、令和 2 年度は基準に増額変更があり、補助金の追加支給となっている。申請書の変更理由欄には「児童数が増えたため」と記載があるが、コロナの影響で児童数は減っているケースが散見された（13 件中 12 件）。理由欄は、実態に即して記載されることが望まれる。

- (8) 精算命令書の受領日は正しく記入する必要がある【指摘 2】(参照：ⅩⅢ 3 (2) イ)

戻入命令書の受領日について、令和 3 年 1 月 19 日と記載されていたが、正しくは令和 3 年 1 月 29 日であった。正しい日にちを記入する必要がある。

- (9) 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある【指摘 3、指摘 4、指摘 5】(参照：ⅩⅦ 1 (2) ア、ⅩⅧ 1 (2) ア、ⅩⅧ 2 (2) ウ)

起案用紙について、施行日の記入がもれているものが複数発見された。施行日は正し

く記入する必要がある。

- (10) 市民サービス向上及び申請手続きの効率化の観点から、納税情報や住民票情報等の市が保有する情報については、所管課が市の情報に直接アクセスして確認することが望まれる。【意見21】(参照：X I 1 (2) ア)

補助金の予約申し込み時に市税の滞納がないことを示す証明書や住民票の提出が必要であり、申請者は市から書類を取り寄せる必要がある。しかし、納税課や市民課など市が保有している情報であり、所管課は市の情報に直接アクセスして確認することが望まれる。

- (11) 補助金支給時の周知の徹底等により、補助事業により取得した財産を処分する場合は、豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱第12条の通り、事前の「処分承認申請書」の提出を徹底させる必要がある【指摘1】(参照：X I 1 (2) イ)

要綱では、補助事業者は、補助事業による取得した財産を処分する場合は、あらかじめ「処分承認申請書」を提出する必要があるとされている。しかし、過去5年間に提出された「処分承認申請書」のうち、補助金交付の取消となったものを確認したところ、全て申請日付が処分日付より後の日付になっており、処分の時期から申請まで最長4年であった。なお、全件使用期間に応じた割合の補助金の返還を受けていた。今後は、補助金支給時の周知の徹底等により、事前の「処分承認申請書」の提出を徹底させる必要がある。

- (12) 補助金交付後の使用状況についてモニタリングすることが望まれる。【意見22】(参照：X I 1 (2) ウ)

令和2年度中に提出された「処分承認申請書」は1件であり、所管課は、補助金交付後の使用状況について確認していないため、補助対象設備を処分する際に必ず「処分承認申請書」が提出されているかは不明である。補助対象設備を一定期間内に処分したにも関わらず、「処分承認申請書」を提出しないことにより、補助金交付の取消を免れることのないように、一定の抽出基準を設けて、補助交付後の使用状況をモニタリングすることが望まれる。

- (13) 適切な維持管理を怠り、悪質な場合は、補助金の交付を取消し、補助金の返還を求めることを検討することが望まれる。【意見23】(参照：X II 1 (2) ア)

交付要綱によると、維持管理を適切に行わないときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができ、補助金の交付を取消した場合は、補助金の返還を命ずることがで

きる。令和2年度に実施した検査の結果の確認では、法定検査結果が「適正」以外のコメントが記載されたものも確認された。悪質な場合は、補助金の交付の取消しや返還について検討されることが望まれる。

(14) 補助金対象の事業者の決算書に問題がある場合には、適切に修正されるよう指導することが望まれる。【意見29】(参照：XVIII 2 (2) ア)

(15) 所管課として、補助金対象の事業者の決算書を閲覧し、補助金の使途に関して確認することが望まれる。【意見30】(参照：XVIII 2 (2) イ)

豊橋観光コンベンション協会は、一般事業会計以外にも別口事業会計など複数の事業会計を有している。一部決算報告書だけみると、補助金の目的である「市の観光・地域振興に資すること」以外に使用されているような誤解を招く可能性があるものが見受けられたため、決算報告書の正しい作成と、所管課として補助金対象と事業者の決算書の閲覧、使途の確認が望まれる。

(16) 補助事業者が補助金額を課税売上として申告していることについて、口頭で確認するだけでなく、根拠資料を確認することが望まれる。【意見37】(参照：II X I 3 (2) イ)

(17) 補助金額の算定を税抜金額で実施することを検討することが望まれる。【意見38】(参照：II X I 3 (2) ウ)

事業者であるため、支出に係る消費税分は消費税申告上、損金算入され、支出に係る消費税分が二重取りになる可能性がある。所管課では、補助金額を課税売上として申告していることを口頭で確認しているとのことであった。今後は、口頭だけではなく根拠資料を確認することが望まれる。また、そういった事務処理の煩雑性を回避するため、今後は補助金額の算定を税抜金額で実施することを検討されることが望まれる。

(18) 市民サービスの向上と、市側の負担軽減の観点から、支給対象外の申請や、申請書記載後の修正を減らすため、申請書様式の見直しが望まれる。【意見44】(参照：II X IV 1 (2) エ)

令和2年度の支給対象外の申請を確認したところ、国と県の補助金で授業料全額が賄えているものや、所得基準を超過しているにもかかわらず申請されたものがあった。今後は「〇〇円以上の方は当補助金の支給対象となりません。」と記載するなど、申請書様式の見直しが望まれる。

第4 監査の結果と意見（各論）

I 各課共通意見

1 全補助金共通

(1) 監査結果

ア 補助金の意義とリスクについて、市全体で共有するとともに、補助金を執行する職員が、常に緊張感をもって補助金業務に従事することが望まれる。【意見1】

地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、地方公共団体は「公益上必要がある場合」に限って、補助金を支出できることとなっている。

一方で、「公益上必要がある場合」とは非常に抽象的な表現であり、各地方公共団体の判断に委ねられるものであることから、補助金交付において濫用の危険性を内包しているものでもあると解する。

また、補助金は反対給付（対価性）がなく支払われる金員であり、その法的性質は、契約（民法（明治29年法律第89号）第549条の規定に基づく贈与）と解されている。地方公共団体が補助金交付において「公益性」を過大に捉え、補助金を濫用した場合には、公金の違法・不当な支出として、地方自治法第242条第1項や地方自治法第242条の2に基づく「住民監査請求」、「住民訴訟」が起こされるリスクがあり、実際、地方公共団体を対象に数多くの住民訴訟が起こされている。

補助金の濫用を未然に防ぎ、「住民監査請求」、「住民訴訟」のリスクを低減するためには、補助金を支出できる「公益上必要がある場合」について、市として共通認識を醸成するとともに、正しく評価できるよう、補助金交付に関する評価視点を明確にする必要があると考える。監査手続きを通じて、一部の職員の方が、補助金の原資は公金であるということ、その交付は反対給付（対価性）がなく支払われるものであるため、不適切な支出を行った場合には、公金の違法・不当な支出として「住民監査請求」、「住民訴訟」が起こされるリスクがあるとの認識が乏しいように感じた。

そのため、補助金に対する職員の認識について明らかにするため、監査人が「公益上必要がある場合」の補助金が備えるべき5つの視点に基づいて、監査対象とした47件の補助金について、所管課の方に評価いただいた。

【図表 4-1-1】補助金の評価の視点

1_公益性：不特定多数の利益の実現を図れているか。市民のニーズは認められるか
2_妥当性：市の政策的課題の解決につながるか。社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か
3_補完性：市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか。委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か
4_公平性：同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。特定の個人又は団体等に特権的な恩恵を与えるものではないか
5_透明性：補助金の概要、要綱がHP等に掲載されているか

(出所：他団体事例等を参考に監査人が作成)

上記の評価の視点に基づいて、実施していれば「○」、実施していない場合には「×」、市で補助金対象者を決める権限がない等、評価できない場合には「-」として評価いただいた。評価結果は以下のとおりである。

【図表 4-1-2】補助金交付に対する所管課の評価結果

補助金の性質別分類	補助金名	公益性	妥当性	補完性	公平性	透明性
1-1_義務的補助	私立高等学校授業料補助金	○	○	○	○	○
2-1_団体運営費補助	豊橋市体育協会補助金（※1）	○	○	○	×	×
	豊橋市国際交流協会補助金	○	○	○	○	○
	地域福祉サービスセンター事業補助金	○	○	○	○	○
	豊橋市社会福祉協議会補助金	○	○	○	○	○
	つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金	○	○	○	○	○
	ボラントピア事業推進費補助金	○	○	○	○	○
	豊橋市福祉事業会補助金（※2）	○	○	○	×	○
	老人クラブ運営費補助金	○	○	○	○	○
	豊橋市シルバー人材センター補助金	○	○	○	○	○
豊橋観光コンベンション協会補助金（※3）	○	○	○	×	○	
	共同生活援助等施設整備事業費補助金	○	○	○	○	○

補助金の 性質別 分類	補助金名	公 益 性	妥 当 性	補 完 性	公 平 性	透 明 性
3-1_事業 費補助 (施設整 備補助)	介護保険施設等整備事業補助金	○	○	○	○	○
	法人保育所・認定こども園整備費補助金 (※4)	○	○	○	○	×
	民営児童クラブ施設整備費補助金 (※5)	○	○	○	○	×
	単県土地改良事業補助金	○	○	○	○	○
	県営ほ場整備事業補助金	○	○	○	○	○
	地域産業支援施設整備事業補助金 (※6)	○	○	○	○	×
	市街地再開発事業補助金	○	○	○	○	○
	優良建築物等整備事業補助金	○	○	○	○	○
	渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金 (※7)	○	○	○	○	×
	路面電車軌道敷整備事業補助金 (※8)	○	○	○	○	×
土地区画整理事業補助金 (※9)	—	○	○	—	○	
3-2_事業 費補助 (運営活 動費補 助)	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	○	○	○	○	○
	民間社会福祉施設運営費補助金	○	○	○	○	○
	共同生活援助事業費補助金	○	○	○	○	○
	法人保育所・認定こども園運営費補助金 (※10)	○	○	○	○	×
	給食費補足給付費補助金	○	○	○	○	○
	私立幼稚園運営費補助金 (※11)	○	○	○	○	×
	一時預かり事業費補助金 (※12)	○	○	○	○	×
	民営児童クラブ運営費補助金 (※13)	○	○	○	○	×
	民営児童クラブ支援員等処遇改善補助金 (※14)	○	○	○	○	×
	経営体育成支援事業費補助金 (※15)	—	—	—	—	○
次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金 (※16)	—	○	○	—	×	
先端農業技術普及支援事業補助金 (※17)	○	○	○	×	×	
次世代「農力」UPアカデミー事業補助金 (※18)	○	○	○	×	○	

補助金の性質別分類	補助金名	公益性	妥当性	補完性	公平性	透明性
	イノベーション創出等支援事業補助金	○	○	○	○	○
	豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金(※19)	○	○	○	○	×
	まちなかインキュベーション事業等補助金	○	○	○	○	○
	「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金(※20)	○	○	○	○	×
3-3_事業費補助(イベント、大会等事業補助)	豊橋まつり開催費補助金(※21)	○	○	○	×	○
	学校体育連盟補助金<体育的部活動支援事業費>(※22)	○	○	○	○	×
3-4_事業費補助(奨励的補助)	木造住宅耐震改修費補助金	○	○	○	○	○
	家庭用エネルギー設備等導入費補助金	○	○	○	○	○
	浄化槽設置費補助金	○	○	○	○	○
	家賃対策補助金(※23)	○	○	○	○	×
5-1_その他	政務活動費補助金(※24)	○	○	-	○	○

(出所：市への調査結果を基に監査人が作成)

評価の結果、「×」または「－」の回答の補助金については、さらにその理由について調査を行った。調査結果は以下のとおりである。

【図表 4－1－3】補助金交付に対する所管課の評価結果に対する追加の調査結果

※	補助金名	「×」または「－」の理由
1	豊橋市体育協会補助金	公平性、透明性が「×」の理由は、以下のとおりである。 公平性：当該補助金は、本市スポーツ普及振興の担い手である公益財団法人豊橋市体育協会に対する制度であり、広く一般に補助を行う性質のものではないためである。 透明性：ホームページ等への掲載は行っていないためである。
2	豊橋市福祉事業会補助金	公平性が「×」の理由は、当該補助金は、市に代わって福祉事業を行うことを目的に設立した豊橋市福祉事業会に対する制度であり、広く一般に補助を行うものでないと考えているためである。
3	豊橋観光コンベンション協会補助金	公平性が「×」の理由は、補助金交付要綱に補助金交付対象者が明示されているためである。
4	法人保育所・認定こども園整備費補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となる施設に個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
5	民営児童クラブ施設整備費補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となるクラブに個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
6	地域産業支援施設整備事業補助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は行っていないためである。
7	渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は行っていないためである。
8	路面電車軌道敷整備事業補助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は行っていないためである。
9	土地区画整理事業補助金	公益性、公平性が「－」の理由は以下のとおりである。 公益性：補助対象の入れ替えは不可能なため、市が選択できず評価を行えないためである。 公平性：土地区画整理法に規定する土地区画整理組合のみが補助を受けられるため、市が選択できず評価を行えないためである。

※	補助金名	「×」または「－」の理由
10	法人保育所・認定こども園運営費補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となる施設に個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
11	私立幼稚園運営費補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となる施設に個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
12	一時預かり事業費補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となる施設に個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
13	民営児童クラブ運営費補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となるクラブに個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
14	民営児童クラブ支援員等処遇改善補助金	透明性が「×」の理由は、概要等については補助対象となるクラブに個別で案内しているため、ホームページ等への掲載までは行っていないためである。
15	経営体育成支援事業費補助金	公益性、妥当性、補完性及び公平性を「－」にした理由は、国が現に実施している施策であり、市は判断する立場にないためである。
16	次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金	公益性、公平性が「－」の理由は以下のとおりである。 公益性：補助事業対象者が1事業者のみであり不特定多数の利益の実現は図れていないが、対象が1事業者である以上公益性について判断が困難であることから「－」としたものである。 公平性：補助事業対象者が1事業者のみであり、同様の活動を行っている事業者がいないため、判断が困難であることから「－」としたものである。 透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は行っていないためである。
17	先端農業技術普及支援事業補助金	公平性、透明性が「×」の理由はホームページ等に掲載していないためである。当補助金は、個人事業者を対象としておらず、要綱などは対象となる団体あてに直接通知しており、必要に応じて団体より個人事業者あてに周知されているものと考えている。そのため、要綱などについてはその他には公表等はしていない。
18	次世代「農力」UPアカデミー事業補助金	公平性が「×」の理由は、補助金交付要綱に補助金交付対象者が明示されているためである。

※	補助金名	「×」または「－」の理由
19	豊橋イノベーション ガーデン運営事業補 助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は 行っていないためである。
20	「地域生活」バス・ タクシー運行事業補 助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は 行っていないためである。
21	豊橋まつり開催費補 助金	公平性が「×」の理由は、補助金交付要綱に補助金交 付対象者が明示されているためである。
22	学校体育連盟補助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は 行っていないためである。当補助金は、児童生徒に体 育・スポーツ実践の機会を与え、心身健全な発展と好 ましい人間形成めざすことを目的として、愛知県中小 学校体育連盟豊橋支所が実施する大会等に対して補助 するものであり、広く一般に補助を行う性質のもの ではないことから、ホームページ等への概要の掲載を 行っていない。
23	家賃対策補助金	透明性が「×」の理由は、ホームページ等への掲載は 行っていないためである。
24	政務活動費補助金	補完性が「－」の理由は、当補助金は議員の市政に関 する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の 一部として交付するものであり、委託や直接執行と比 較することはできないためである。

(出所：市への調査結果を基に監査人が作成)

(ア) 共通認識の醸成と再評価の必要性について

公益性、妥当性、補完性については概ね「○」であった。この評価について、監査人が個別に評価するものではないが、後述のⅠ（１）エ（ウ）に意見を記載しているとおり、補助金の開始から 20 年以上経過している補助金が多数存在することから、補助金が開始された当初の市民ニーズ、市の政策的課題、社会情勢等は大きく変化していることが考えられる。また、補助金開始時には援助が必要であった市民・団体についても、現在は自走できている団体がある可能性もある。そのため、今一度補助金を支出できる「公益上必要がある場合」について、豊橋市としての共通認識を設けるとともに、正しく評価できるよう、豊橋市としての補助金交付の評価の視点を明確にしたうえで、全ての補助金について再評価する必要があると考える。

(イ) 公平性について

【図表4-1-2】は所管課による評価を掲載しているものであるが、団体運営費補助金一覧【図表4-1-22】に掲載の補助金については、公平性は×になると考えられるが、豊橋市国際交流協会補助金・地域福祉サービスセンター事業補助金・豊橋市社会福祉協議会補助金・つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金・ボランティア事業推進費補助金・老人クラブ運営費補助金・豊橋市シルバー人材センター補助金の7つの補助金については、公平性が○となっている。所管課によって認識の違いがあることから、共通認識の醸成と再評価が必要であると考ええる。

(ウ) 透明性について

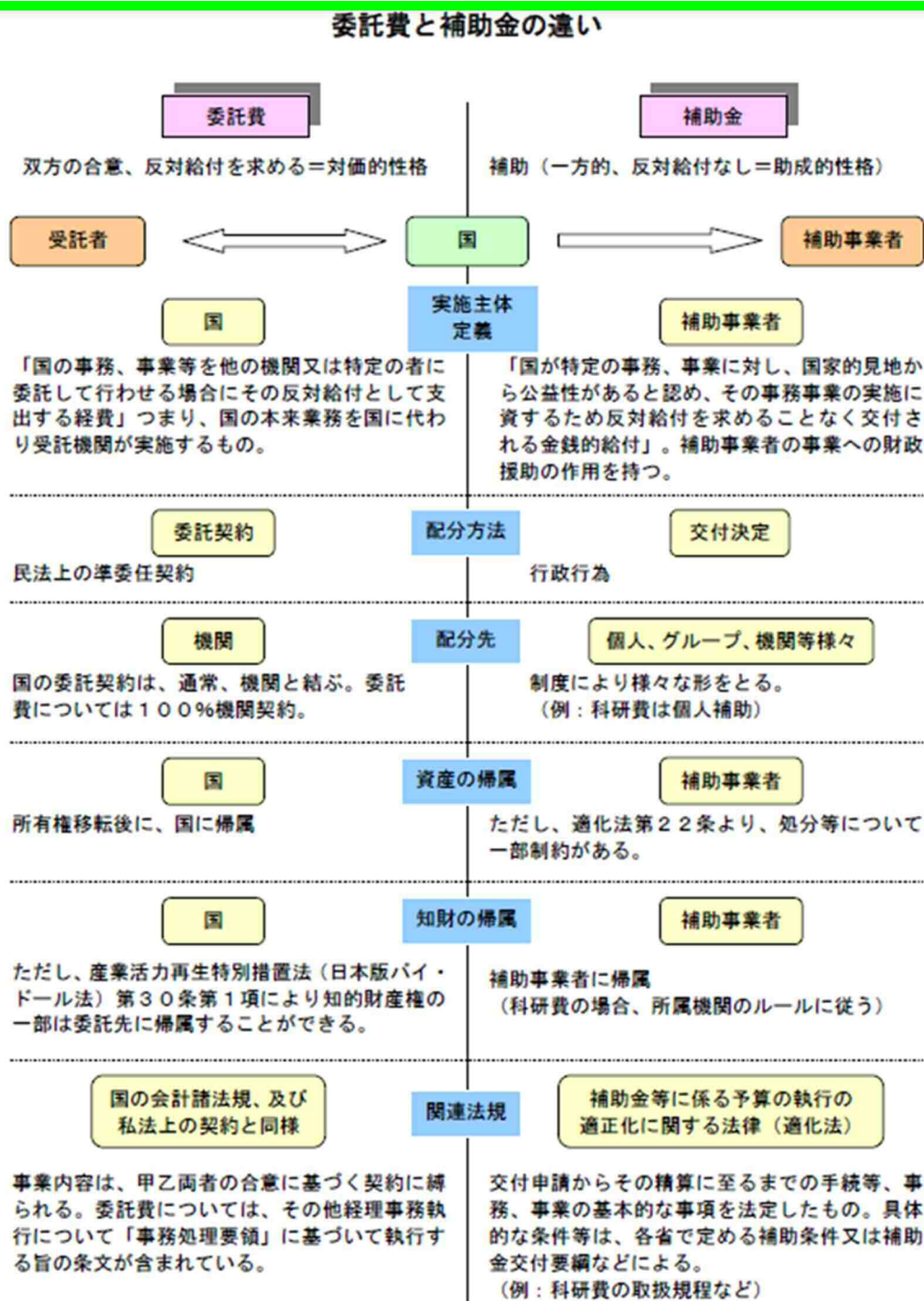
現在の補助金の対象先が1つであることを理由に、公表の必要性がないと判断している補助金もあった。後述のI(1)ウに意見を記載しているとおり、補助金の財源の多くは税金であることから、その用途の説明責任という観点からは、現在の補助金の対象先が1つであったとしてもホームページ等で網羅的に補助金を掲載し、市民に対して補助金の存在を公表し、説明責任を果たす必要があると考える。

繰り返しとなるが、補助金の意義について市全体で共有するとともに、補助金の財源は公金であり、不適切な公金の執行は「住民監査請求」、「住民訴訟」が起こされるリスクがあるとの認識を職員が持ち、常に緊張感をもって補助金業務に従事することが望まれる。

- イ 補助金による事業執行よりも委託による事業執行の方が適切な事業がないか、総点検を実施するとともに、補助金による事業執行と委託による事業執行の方針を明確にすることが望まれる。【意見2】

委託費と補助金には以下のような違いがある。

【図表 4-1-4】委託費と補助金の違い



(出所：文部科学省HPの図表を監査人が加工)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afiel_dfile/2015/08/20/1242642_006.pdf

今回監査対象とした補助金の中には、本来、委託すべきと考えられるものがあつた。すなわち豊橋市の事務・事業等を他の特定の者に委託して行わせている場合や、用途が特定されている場合など、反対給付として支出する経費に該当すると思われるものが確認された。

上述の補助金の性質である「3_補完性：市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか。委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か。」にも関係するが、補助金は反対給付を求めることなく交付される金銭給付であることから、反対給付としての役務の提供がある事業については、委託や指定管理制度等の適切な支払方法に変更する必要があると考える。

例えば、公益財団法人豊橋市体育協会は、令和2年度に2件の指定管理者となっているが、現在補助金として交付している「協会の人件費、事業費及び事務費」のうち、反対給付があるものについても、委託や指定管理者制度等を適用することが考えられる。

また、豊橋市社会福祉協議会補助金の補助対象経費としては、事務局職員人件費の一部となっているが、市が行うべき事務・事業等を他の特定の者に委託して行わせていることに対する金員の支払いと考えられ、反対給付があるものと思料する。

市として補助金による事業執行よりも委託による事業執行の方が適切な事業がないか、総点検を実施するとともに、補助金による事業執行と委託による事業執行の方針を明確にすることが望まれる。

- ウ 豊橋市のホームページのうち「助成・手当」のページの管理者を明確にするとともに、全ての補助金について一覧化してホームページで公表することが望まれる。

【意見3】

市では補助金についてホームページの「助成・手当」のページで各補助金制度等について公表している。しかしながら、令和2年度の補助金数290件に対してわずか1割の30件程度しか、一覧化されていない状況である。

【図表 4-1-5】豊橋市HP「助成・手当」の画面



(出所：豊橋市HP 2021年6月15日現在)

市は「豊橋市補助金等交付規則」で以下の通り定めているが、補助金の財源の多くは税金であることから、「①公平性、②妥当性、③補完性、④公平性、⑤透明性」の補助事業の大原則に沿った取り扱いが行われる必要があり、市のホームページの状況は⑤透明性の原則から大きく後退しているものと考えられる。

第3条 補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。

このような透明性に対する市の意識であるが、今回、監査の対象とした補助金について、所管課に調査した結果、補助金の対象先が1つということを理由として、ホームページに掲載しないことが、透明性に反していないという回答が散見された。

補助金の財源の多くは税金であることから、その使途の説明責任という観点からは、現在の補助金の対象先が1つであったとしてもホームページで網羅的に補助金を掲載し、市民に対して補助金の存在を公表し、説明責任を果たす必要があると考える。

また、今回の監査にあたって、2021年6月15日現在のホームページの内容を確認すると、既に補助金の交付期間が終了している補助金について、ホームページに掲載されていることが確認された。確認された事例については、【図表4-1-6】【図表4-1-7】【図表4-1-8】のとおりである。

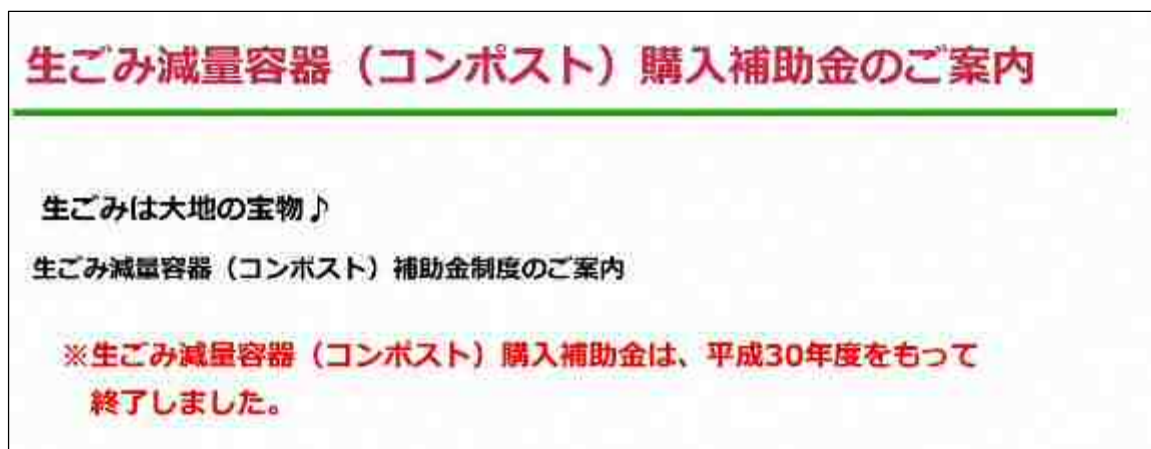
【図表4-1-6】豊橋市HP「特定不妊治療支援費補助金交付」の画面

The screenshot shows a webpage with the following content:

- 特定不妊治療支援費補助金交付(令和2年12月31日までに治療を終了した方)**
- 令和2年度の不妊治療費補助の申請期限は、令和3年3月31日水曜日までです**
- 不妊に悩む方への特定治療支援費補助金交付**
- 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用について、自己負担額の一部を補助し、子どもを生み育てたいと希望する夫婦への支援を行っています。
- このページでは、令和2年4月1日～令和2年12月31日までに治療を終了した方を対象にご案内しています。
- [令和3年1月1日以降に治療を終了した方はこちらへ](#)

(出所：豊橋市HP 2021年6月15日現在)

【図表4-1-7】豊橋市HP「生ごみ減量容器（コンポスト）購入補助金のご案内」の画面



（出所：豊橋市HP 2021年6月15日現在）

【図表4-1-8】豊橋市HP「シティプロモーション事業補助金・認定事業について」の画面



（出所：豊橋市HP 2021年6月15日現在）

補助金に関するホームページの内容を最新にすることにより、補助金申請者が適時に申請できるようにすることが望まれる。

エ 「補助金・交付金」の本来のあり方について必要に応じて、会議体等で審議・検討を行うことが望まれる。また、審議・検討結果をもとに「補助金・交付金ルール」を作成し、ルールに従って全ての補助金について定期的に検証・見直しを行い、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じることが望まれる。【意見4】

市は「豊橋市補助金等交付規則」に則って補助金を交付しているが、補助金交付の具体的な方針を定めたものはない。

今回の監査にあたって、上述のとおり、令和2年度の補助金交付数290件に対して、以下の分析・調査を行った。

- ・補助金の性質別分類による分析
- ・補助金の予算執行率に関する分析
- ・補助金の経過年数に関する分析及び終期に関する調査
- ・補助金の上乗せ支給の有無についての調査
- ・補助金の精算規定の有無についての調査

調査の結果、以下の事項が検出された。検出事項について、監査人として考えられる問題点について示すとともに、問題点の解決に向けて必要に応じて会議体等で審議・検討を行うとともに、補助金・交付金ルールの作成を提言するものである。

(ア)「補助金の性質別分類による分析」から検出された事項と考えられる問題点

令和2年度の補助金を前記(図表2-2-1 補助金の性質別分類)により分類した結果、最も多くなったのは、「3-2_事業費補助(運営活動費補助)」の121件で、割合にして41.7%を占めている。

つづいて、「2-1_団体運営費補助」が54件、「3-4_事業費補助(奨励的補助)」が52件、でこの3つの分類が全体に占める割合は約8割にのぼる。

【図表4-1-9】補助金の性質別件数及び予算額

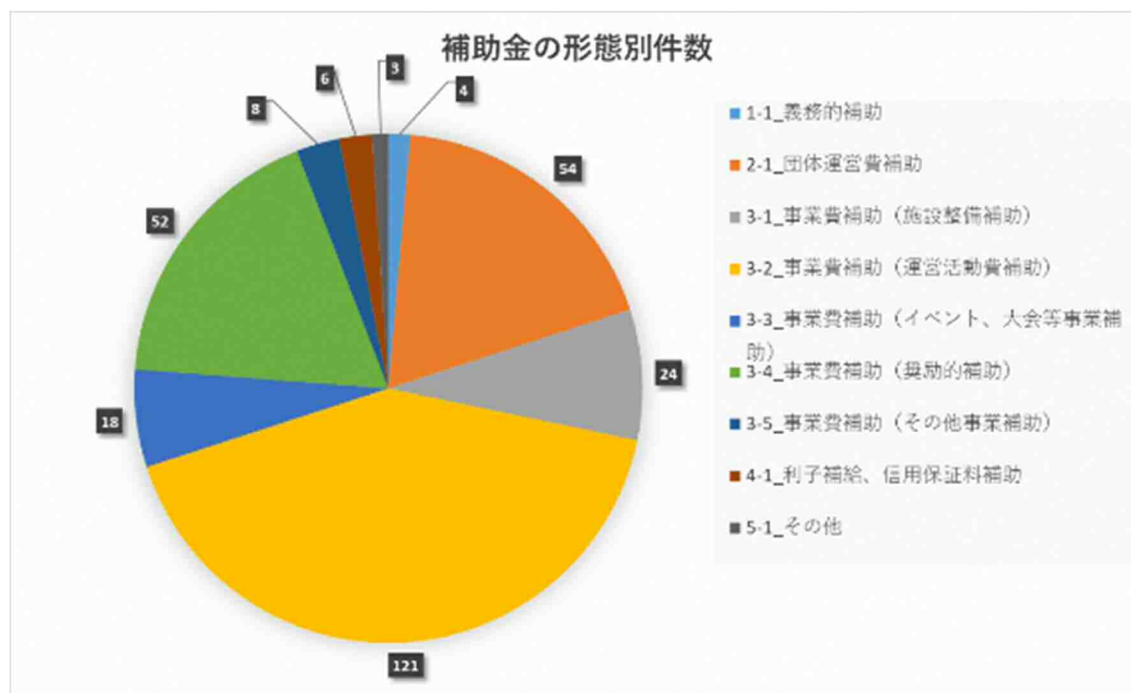
性質	R2件数	件数に占める割合	R2予算額(千円)	予算額に占める割合
1-1_義務的補助	4	1.4%	38,705	0.3%
2-1_団体運営費補助	54	18.6%	907,477	6.8%
3-1_事業費補助(施設整備補助)	24	8.3%	7,118,989	53.7%
3-2_事業費補助(運営活動費補助)	121	41.7%	4,285,773	32.3%

性質	R2件数	件数に占める割合	R2予算額(千円)	予算額に占める割合
3-3_事業費補助（イベント、大会等事業補助）	18	6.2%	67,883	0.5%
3-4_事業費補助（奨励的補助）	52	17.9%	483,681	3.6%
3-5_事業費補助（その他事業補助）	8	2.8%	88,096	0.7%
4-1_利子補給、信用保証料補助	6	2.1%	227,057	1.7%
5-1_その他	3	1.0%	42,230	0.4%
総計	290	100.0%	13,259,891	100.0%

※複数の性質にまたがる補助金については、主な分類を採用している

（出所：市作成資料を基に監査人が作成）

【図表 4－1－10】 補助金の形態別件数



（出所：市作成資料を基に監査人が作成）

このように、補助金の大半が、団体の事業又は団体そのものの運営を補助する内容であり団体の事業及び運営全般を支援することが、団体等の自主性・自立性の阻害につながる可能性がある。補助金等の交付の目的に従って、補助金が当初

の目的を達成できているかについて、市として評価指標を設け、定期的に検証し、必要に応じて、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じる必要があると考える。

(イ)「補助金の予算執行率に関する分析」から検出された事項と考えられる問題点

補助金の金額分類による件数、予算額、予算の執行率は以下のとおりである。予算額が少ない100万円以下の補助金が予算額全体に占める割合は0.3%であるが、件数全体に占める割合は31.0%を占めている。また、予算執行率をみると、補助金全体の予算執行率は67.6%に対して、100万円以下の予算執行率は、57.0%となっており、10%以上低い状況となっている。

【図表4-1-11】補助金の金額別予算執行率

金額分類	R2件数	件数に占める割合	R2予算額 (千円)	予算額に占める割合	予算執行率 (平均)
1_50万円以下	58	20.0%	16,199	0.1%	54.6%
2_50万円超100万円以下	32	11.0%	23,856	0.2%	59.4%
3_100万円超500万円以下	91	31.4%	239,290	1.8%	65.6%
4_500万円超1000万円以下	29	10.0%	209,928	1.6%	71.6%
5_1000万円超5000万円以下	49	16.9%	1,241,336	9.4%	83.2%
6_5000万円超1億円以下	15	5.2%	977,329	7.4%	77.2%
7_1億円超	16	5.5%	10,551,953	79.5%	78.1%
総計	290	100.0%	13,259,891	100.0%	67.6%

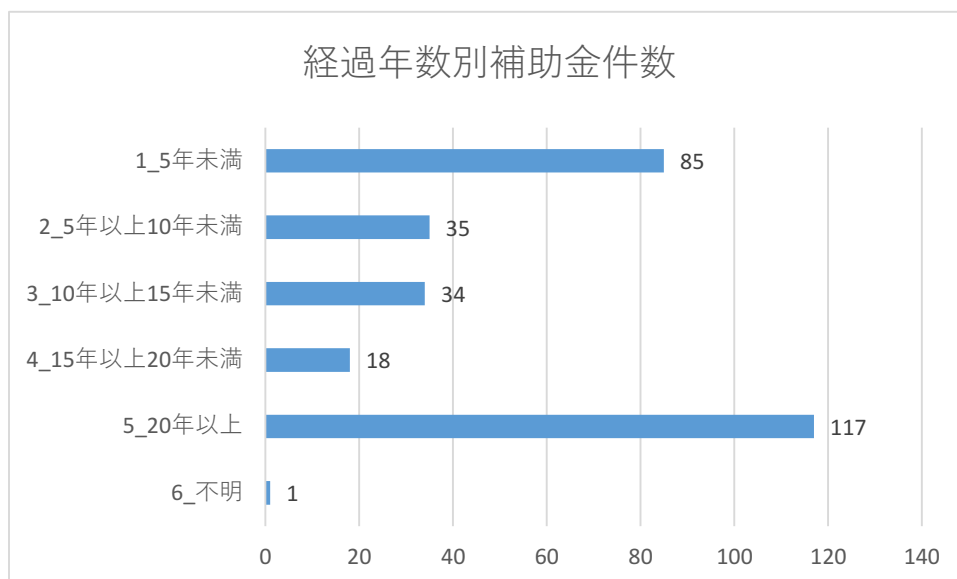
(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

補助金の交付には金額の多寡に関わらず一定の事務手続が必要であり、補助金の交付による効果と事務手続に係る労力とのバランスについては、市として一度検討し、整理することが必要であると考え。特に中小企業に対するインターンシップ支援補助金や採用ホームページ改善補助金など100万円以下の補助金については、予算執行率も低いことから、補助金の目的自体が失われている可能性があり、市として補助金の必要性について改めて検証し、必要に応じて、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じる必要があると考える。

(ウ)「補助金の経過年数に関する分析及び終期に関する調査」から検出された事項
と考えられる問題点

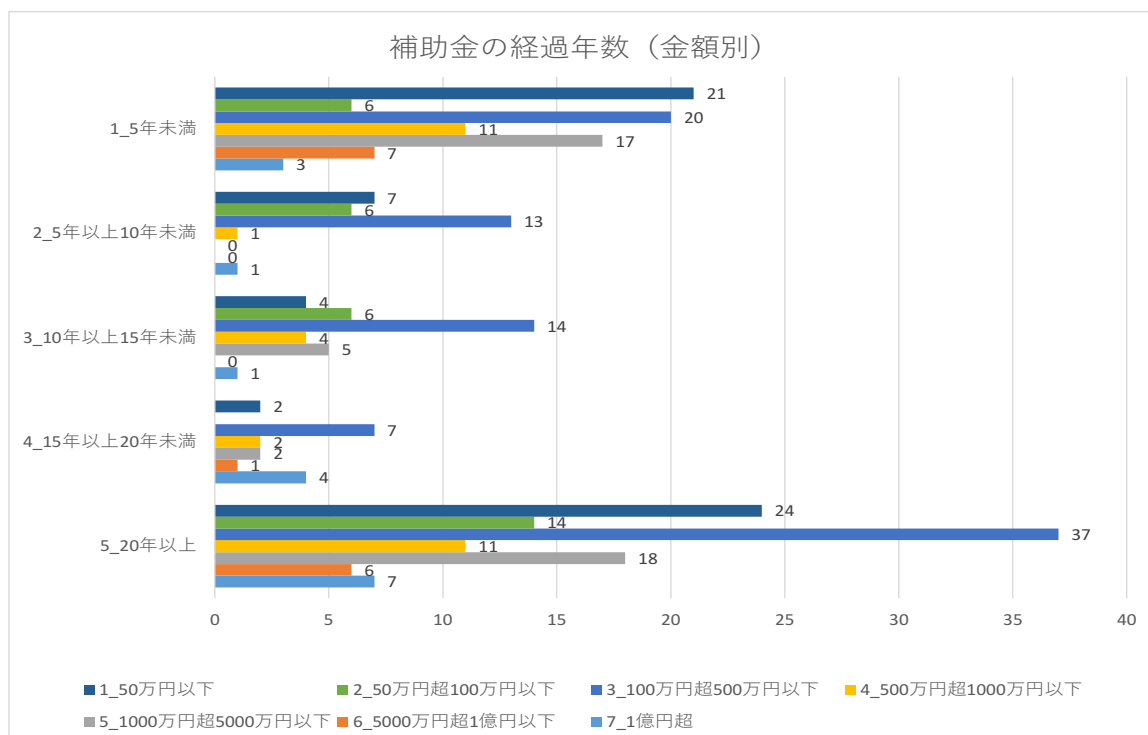
各補助金について、補助金制度が開始されてから経過した年数を、5年ごとの区分で分類し集計した。その結果、補助開始後 20 年以上経過している補助金が 117 件で全体の約 4 割に達しており、長期間に渡って同一の補助金が継続されていることがわかった。

【図表 4 - 1 - 12】 経過年数別補助金件数



(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

【図表 4 - 1 - 13】 補助金の経過年数（金額別）



(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

【図表 4 - 1 - 14】金額別経過年数別補助金の合計金額

(単位：千円)

金額分類	1_5年未満	2_5年以上 10年未満	3_10年以上 15年未満	4_15年以上 20年未満	5_20年 以上	6_不明	総計
1_50万円 以下	5,709	1,770	1,400	891	6,429	0	16,199
2_50万円 超100万円 以下	4,591	4,269	4,459	0	10,537	0	23,856
3_100万円 超500万円 以下	55,138	36,662	39,135	19,990	88,365	0	239,290
4_500万円 超1000万 円以下	74,636	9,000	28,107	17,394	80,791	0	209,928
5_1000万 円超5000 万円以下	443,911	140,376	129,443	67,136	460,470	0	1,241,336
6_5000万 円超1億円 以下	453,770	0	0	82,072	368,457	73,030	977,329
7_1億円超	482,763	111,679	1,177,138	5,130,946	3,649,427	0	10,551,953
総計	1,520,518	303,756	1,379,682	5,318,429	4,664,476	73,030	13,259,891

(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

補助金の金額別に経過年数を集計した結果、補助金額の大小に関わらず、補助開始後20年以上経過した補助金が多く存在することが判明した。

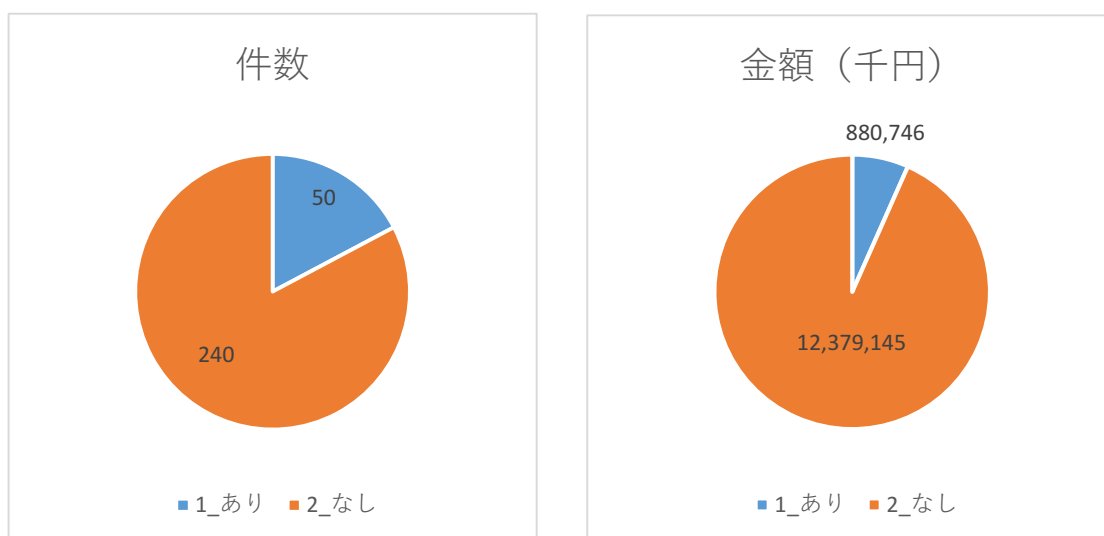
長期化につながる要因として、「終期設定をしていないこと」が考えられることから、補助金の終期の有無についても合わせて調査した。その結果、終期があるのは290件中50件で17.2%に留まることが判明した。終期の設定があった補助金のうち、11件は「指定管理者支援補助金」であった。また、補助金額全体に占める終期設定がある補助金額の割合は僅か6.6%であった。

【図表 4-1-15】 終期設定の有無別補助金の件数及び金額

終期設定の有無	件数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
1_あり	50	17.2%	880,746	6.6%
2_なし	240	82.8%	12,379,145	93.4%
総計	290	100.0%	13,259,891	100.0%

(出所：市作成資料)

【図表 4-1-16】 終期設定の有無別補助金の件数及び金額のグラフ



(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

以上から多くの補助金について、補助金の終期が定められておらず、その結果補助金が長期にわたって交付されているものと推察される。補助金の給付は地方自治法第 232 条の 2 『普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。』を根拠としている。20 年以上に渡って交付されている補助金の中には、補助金交付開始時にはあった公益上の必要性が薄れている補助金もある可能性がある。補助金の実効性を高め、さらに既得権益化を防ぐためにも、「開始時に想定されていた補助の必要性が、現時点でも本当にあるのか」、「補助により目的が達成され、補助に見合った効果が得られているか」を検証する必要があると考える。補助の適切な期間を客観的に見極め、場合によっては補助金の終期を設定することも必要であると考え。

なお、補助金の見直しのタイミングであるが、3 年程度の一定の期間で定期的に補助の必要性、目的の達成度、効果の検証を行い、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等、その他適切な措置を講じることが必要であると考え。

(エ)「同一の補助対象に対する異なる補助金の上乗せ支給の実績についての調査」から検出された事項と考えられる問題点

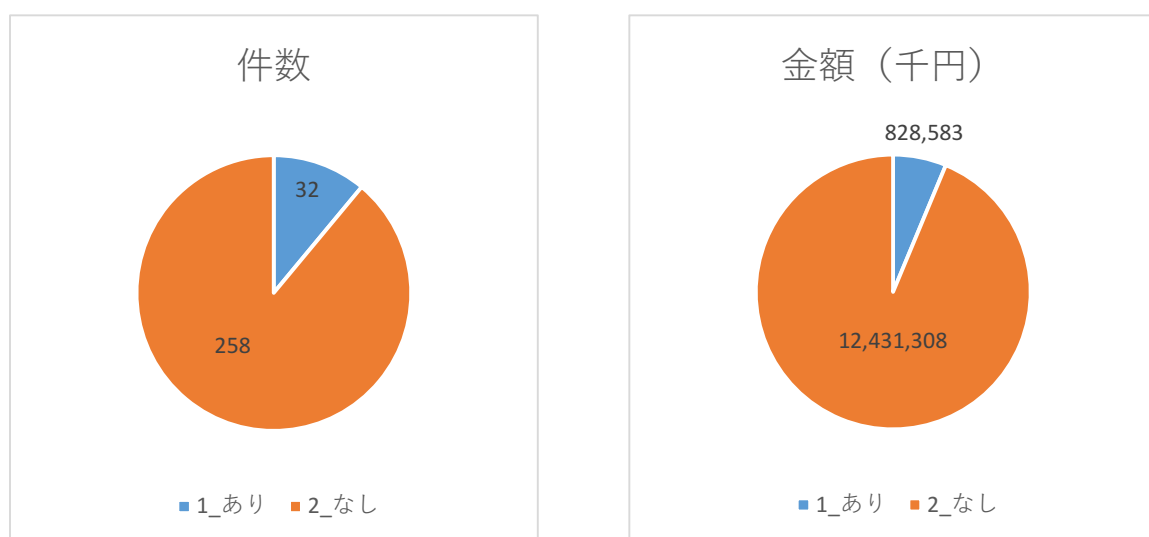
補助金の多くの財源は税金であることから、同様の活動を行ってれば、誰でも補助を受ける機会が確保されている必要があり、特定の個人又は団体等に特権的な恩恵を与えるものではあってはならない。その観点からは同一の個人又は団体等に対して、国、県、市の他の補助金等、異なる補助金との上乗せ支給はなるべく避けるべきものであると考える。市の補助金について、上乗せ支給の実績を調査したところ以下の結果となった。

【図表 4-1-17】同一の補助対象に対する異なる補助金の上乗せ支給の有無別補助金の件数及び金額

上乗せ支給の有無	件数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
1_あり	32	11.0%	828,583	6.2%
2_なし	258	89.0%	12,431,308	93.8%
総計	290	100.0%	13,259,891	100.0%

(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

【図表 4-1-18】同一の補助対象に対する異なる補助金の上乗せ支給の有無別補助金の件数及び金額のグラフ



(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

今回調査した結果、令和2年度の290件の補助金のうち約1割にあたる32件が上乗せ支給を認めており、補助金の金額全体に占める割合は6.2%であった。補助金が同一の個人又は団体等に対して偏ることは避けるべきであり、補助金の上乗せ支給については、その理由、目的、効果を明確にするとともに、市民に対して明確に説明責任を果たした上で行うべきものであると考える。

また、32件のうち1件は今回の監査対象とした「先端農業技術普及支援事業補助金」であり、この補助金に関する意見については、「XIV 産業部 農業支援課（農林水産業費）」2（2）アに各課共通意見として記載している。

(オ)「補助金の精算規定の有無についての調査」から検出された事項と考えられる問題点

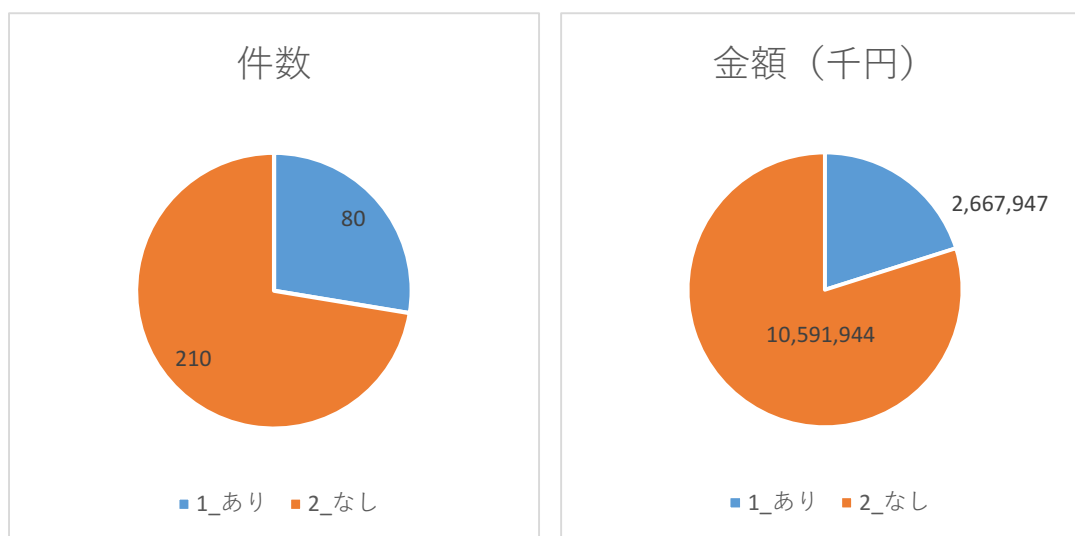
補助金の給付の根拠は地方自治法第232条の2『普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。』を根拠としている。そのため、補助の目的を達成するために必要な最低限の金額について交付されるべきであり、補助金に過不足が発生した場合には、精算することが補助金の性質からは適切であると考ええる。

【図表4-1-19】精算規定の有無別補助金の件数及び金額

精算規定の有無	件数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
1_あり	80	27.6%	2,667,947	20.1%
2_なし	210	72.4%	10,591,944	79.9%
総計	290	100.0%	13,259,891	100.0%

(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

【図表 4-1-20】 精算規定の有無別補助金の件数及び金額のグラフ



(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

今回調査した結果、精算規定がある補助金は 27.6%にとどまっております。補助金の金額全体に占める割合は 20.1%であった。補助金の中には精算することが困難な補助金もあると考えられるが、補助金全体の 3割未満しか精算規定がないのは少ないと思われる。補助金が過大又は過少に交付されることなく、補助の目的を達成できる最低限度の交付となるよう、精算規定を設けることが難しい補助金以外は精算規定も設けるよう検討することが望まれる。

以上のような問題点に対応するために、会議体等で補助金の本来のあり方について審議・検討を行うとともに、「補助金・交付金ルール」を作成し、ルールに従って全ての補助金について、定期的に検証・見直しを行い、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じることが望まれる。

- オ 「補助金・交付金ルール」の作成にあたっては、他団体の取組みも参考に実効性のあるルールを作成し、また、ルールに則った補助金の支給が行われているかについては会議体等で定期的に検証することが望まれる。【意見 5】

多くの自治体において、補助金に対して問題意識を持っており、補助金の適正化、ガイドラインの作成、ルールの作成等が行われている。豊橋市においても他団体の取組みを参考に「補助金・交付金ルール」を作成することが効果的かつ効率的な補助金の執行につながるものと考えられる。

以下では全国の自治体における取組み事項を参考に、市で取り組むことが適当

であると考えられる事項について意見する。

(ア) 補助金等の費目の適切な設定について

上述のとおり、令和2年度の補助金を性質別に分類した結果、最も多くなったのは、「3-2_事業費補助（運営活動費補助）」の121件で、割合にして41.7%を占めている。また、「2-1_団体運営費補助」が54件、「3-4_事業費補助（奨励的補助）」が52件で、この3つの分類が全体に占める割合は約8割にのぼる。

監査の対象とした補助金のうち、例えば「豊橋観光コンベンション協会補助金」について要綱を確認すると、「事務局運営費及び事業費の一部を補助」とあるが、具体的な補助対象については特に定めていないとの回答であった。この場合、毎年事業費の対象を変更することが可能であり、恣意的に予算の満額まで補助金を請求することが可能となる。このことにより、各補助金が精算規定を設けていたとしても実態としては精算規定が意味をなさなくなる。

このような状況を回避するため、補助金の性質に基づいて補助の対象を明確にし、ルールで定めることが必要であると考えられる。例えば、大分県日田市においては、補助対象経費の範囲を補助金の性質別分類に基づいて、以下のとおり定めている。

【図表4-1-21】補助対象となる経費の範囲

《表2》補助対象となる経費の範囲

経費	団体運営費補助金	事業費補助金	備考
人件費	△	△	
使用料・賃借料	○	△	
光熱水費・燃料費	○	△	
印刷費	○	△	
消耗品費・材料費	○	△	
広告料	△	△	事業目的に沿ったものは認めるものの、過度な宣伝活動については抑制する。また、団体運営費補助金の場合にあっては、広告活動が当該団体の運営に影響を及ぼす場合に限り対象とする。

経費	団体運営費補助金	事業費補助金	備考
交際費	×	×	
庶務費	×	×	
飲食費	×	×	会議等の滞来、講師弁当、給食事業などの事業自体が飲食に関わるものについては対象とする。ただし、飲酒を伴う経費は対象外とする。
贈材料費	△	△	同上
原材料費	△	○	活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。
報償費	△	○	
旅費	△	△	慰労的な視察研修は対象外とする。
保険掛金	○	○	
負担金及び助成金 (関連団体は同助成)	△	×	
積立金	△	×	活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とする。
出資金	×	×	
貸付金	×	×	
租税公課	△	△	用税分は対象外とする。
事務用備品等購入費	△	△	団体運営費補助金の場合にあっては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。
上記以外の備品、 財産取得費	×	△	
備品、施設等修繕 補修費	△	△	団体運営費補助金の場合にあっては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。
寄附金	×	×	
上記以外の経費	△	△	

(表中の印について)

- 対象とできるもの
- △ 事業内容によって対象とできるもの
- × 原則として対象とできないもの

注) 補助対象とする経費(○印・△印)であっても、次に係るものについては除外することとします。

- ・政治的活動に係る経費
- ・宗教的活動に係る経費
- ・争議的行為に係る経費
- ・公序良俗に反する活動に係る経費
- ・その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

(出所：日田市「補助金の適正化に関するガイドライン」平成29年12月 P6)

(イ) 同様の事業を行う団体が複数存在しないか、公募制の導入が適当である補助金はないか今一度確認する必要がある

令和2年度の補助金を性質別に分類した結果、「2-1_団体運営費補助」が54件であった。

【図表4-1-22】団体運営費補助金一覧

豊橋文化振興財団補助金	老人クラブ連合会補助金
豊橋交響楽団補助金	東部老人会館運営費補助金
豊橋素人歌舞伎保存会補助金	豊橋市シルバー人材センター補助金
吉田文楽保存会補助金	ケアハウスかなだ運営費補助金
豊橋市体育協会補助金	軽費老人ホーム補助金
日本港湾福利厚生協会補助金	フードバンク活動支援事業補助金
指定管理者支援補助金	こども未来館企画・事業実行委員会補助金
豊橋市国際交流協会補助金	530運動環境協議会補助金
豊橋市防犯協会連合会補助金	豊橋共同職業訓練協会補助金
交通安全協会補助金	無料職業紹介所事業費補助金
交通安全都市推進協議会補助金	愛知県労働者福祉協議会東三河支部補助金
幼児交通安全クラブ連絡協議会補助金	担い手育成総合支援協議会補助金
地域福祉サービスセンター事業補助金	天然うなぎ資源保護再生プロジェクト支援補助金
豊橋市社会福祉協議会補助金	畜産クラスター協議会活動費補助金
豊橋人権擁護委員協議会補助金	豊橋市耕作放棄地対策協議会補助金
つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金	豊橋地区中小企業団体連絡協議会補助金
民生委員児童委員協議会活動費補助金	経営改善普及事業補助金
ボランティア事業推進費補助金	豊橋発展会連盟補助金
豊橋市福祉事業会補助金	豊橋観光コンベンション協会補助金
東三更生保護会補助金	豊橋みどりの協会補助金
豊橋保護区保護司会補助金	豊橋市土地区画整理組合連合会補助金
豊橋市遺族連合会補助金	P T A連絡協議会補助金
原水爆被災者の会補助金	豊橋市民愛市憲章推進協議会補助金
豊橋市更生保護女性会補助金	校区社会教育委員会事業費補助金
豊橋障害者(児)団体連合協議会補助金	豊橋市子ども会連絡協議会補助金
老人クラブ運営費補助金	学校保健会補助金
一声運動事業費補助金	豊橋市学校給食協会補助金

(出所：豊橋市作成資料)

補助金は、一部を除いて地方自治体がその公益性を認め、独自の判断によって支出するものであり、同様の事業を行う団体が複数ある場合には、特定の団体のみに補助金が支給されるという恣意的な判断は避ける必要があると考える。

【図表 4-1-22】 団体運営費補助金一覧のうち、今回の監査の対象とした補助金はグレーアウトした補助金であるが、全ての要綱において特定団体に対する交付要綱として規定されていた。

豊橋市の団体運営費補助金の対象となる団体について、同様の事業を行う団体が複数存在しないか、公募制の導入が適当である補助金はないか今一度確認する必要があると考える。

なお、福岡市補助金ガイドライン(平成 26 年 4 月 1 日改正 財政局財政部財政調整課)においては、以下の記載があり、補助金の公募化を進めるとともに、公募制に馴染まないため非公募とする場合にも、その理由を「補助金調書」等において公表することとしている。

【図表 4-1-23】 福岡市補助金ガイドライン抜粋

「補助の公平性」を担保するためには、その趣旨・目的等から公募制であるべき補助が、公募化されていることが必要です。このため、各局が所管する補助金について、公募制の導入が適当であるにもかかわらず非公募となっているものがないか検証を行い、所管する補助金の積極的な公募化を行うこととします。また、検証の結果、公募制に馴染まないとの判断により非公募とする場合は、その理由を「補助金調書」等において公表することにより、市民に説明することとします。

(出所：福岡市補助金ガイドライン P 2)

(ウ) 補助金のあり方について継続的に審議可能な会議体等の設定について

市は、豊橋市行財政改革プラン 2016(平成 28 年度～平成 32 年度)が令和 2 年度で期間が満了したのを受けて、令和 3 年度から令和 7 年度までの「豊橋市行財政改革プラン 2021-2025」を策定している。このうち、行財政改革プランの財政運営における基本方針 I 「筋肉質な財政構造への転換」に対する施策として、「補助金等の終期の徹底を行う」という目標については、財務部財政課が責任を負っており、所管課である財政課ヒアリングの結果、新規補助金については、終期を設定するように働きかけてはいるが、既存の補助金の終期の設定に関する取組み方針については現在検討中とのことであった。

令和 2 年度の補助金の数は 290 補助金であり、その対象部局は多岐に渡ってい

ることから、財政課のみで、補助金等の終期の設定を行うことは非常に困難であると思料する。

そのため、補助金の在り方について継続的に審議を行うことを目的とする会議体等の設定を提案するが、継続的な審議を行う会議体等でなくても、全補助金を見直すプロジェクトなどを立ち上げて総点検することも考えられる。なお、三重県桑名市においては補助金の見直しに向けて行革委員会での審議・検討を行うとされている。

【図表 4-1-24】 桑名市HP「補助金に関する調査・分析結果～補助金制度の課題解決に向けて～」

3 補助金の見直しに向けて

平成29年度 調査・現状分析結果より

平成28年度・29年度の補助金の支出状況より、課題の整理・見直しの方向性を決定【本調査】

行革委員会での審議・検討

平成29・30年度 補助金の本来のあり方を再検討

市民ニーズに的確に対応していくためにも、また限られた財源を有効に活用するといった観点からも、PDCAサイクルに基づき定期的な見直しを進める

《見直し方針の策定》

補助金交付の公平・公正な判断基準、視点を定めるための方針を策定し見直しを実施

補助金の見直し方針策定【早い段階で予算反映】

- ・市民ニーズに的確に対応
- ・限られた財源を有効活用

以下の補助金見直しの視点をもち、分類分けをして補助制度の方向性を再構築

見直しの視点①：事業費補助の原則…補助率は事業費の1/2以下

見直しの視点②：終期の設定、補助金の効果を検証…終期を設定、3年ごとに評価・検証

見直しの視点③：すべての補助金に交付要綱制定…制定済の要綱も必要な見直しを実施

見直しの視点④：第三者による評価の実施…高額補助金の見直しは第三者委員会も活用

見直しの視点⑤：公益性が薄れてきている少額補助の廃止…廃止も含め自主・自立を促す

見直しの視点⑥：補助対象経費、算定基準の明確化…補助金の公平性・透明性を高める

行革委員会での審議（特に高額補助金で見直しのできないもの）・報告

平成31年度～ PDCAサイクルに基づき、見直しの結果を評価・検証

補助金の費用対効果を評価・公表する仕組みを構築し、見直しの結果を評価・検証

(出所：桑名市HP「補助金に関する調査・分析結果～補助金制度の課題解決に向けて～」

平成30年1月 P13)

(エ) 新規補助金の採択基準も含めた補助金・交付金のルール作成について

上述のとおり、令和2年度までの補助金の実績に対しての問題点等について意見を述べてきたが、市では今後も新たな補助金の採択が行われるものと思料することから、現在採択されている補助金の見直しと併せて、今後の補助金の採択についてもルール化することが望まれる。

なお、豊田市においては、補助金の新規採択を含めたルールを作成している。

【図表 4-1-25】豊田市HP「補助金・交付金の交付ルールについて」

1 適正化の視点

補助金等の大半は自由度の高い任意補助であり、その執行に当たっては、市民に対して費用対効果など十分な説明責任を果たすとともに、補助金に関する事務手続、事業の目的・内容の公益性や補助対象を明確にしておくことが必要です。

したがって、新たに補助金等を支出しようとする場合は、内容を十分精査した上で実施の可否を判断する必要があります。

また、年数の経過とともにその公益性が乏しくなる場合や、補助期間の長期化による「既得権化」「前例踏襲」の傾向も否めないことから、定期的にその目的や内容が時代に即したものであるかどうかを検証しなければなりません。

そこで、補助金の創設時及び見直し時には以下の基準に従って評価を行うこととします。

(1) 継続・採択基準

以下の基準に照らして不適当な点がある場合、補助事業を廃止（新規の場合は不採択）することとします。

ア 補助事業の大原則

本市の補助事業は、以下の大原則を満たすことを必須条件とします。

・公益性の原則

補助金等の交付は、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が絶対条件であることから、補助事業の効果が、広く市民生活の向上に資するものかどうか等、明確な「公益性」が認められる必要があります。

具体的なチェック項目

- ☞ 不特定多数の利益の実現を図るものか
- ☞ 市民ニーズは認められるか

・妥当性の原則

補助金等の目的が、政策意図を明確化したものとなっており、社会経済情勢にも合致する等、事業実施に当たっての「妥当性」が認められる必要があります。

具体的なチェック項目

- ☞ 市の政策的課題の解決につながるものか
- ☞ 社会経済情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か

(出所：豊田市「補助金・交付金の交付ルールについて」平成 30 年 6 月 P 2)

【図表4-1-26】豊田市HP「補助金・交付金の交付ルールについて」

<p>・補完性の原則</p> <p>特に補助金については事業の実施主体は交付先の市民・団体であるため、事業の内容は、市民の自主的な行動支援に寄与していることが必要です。また、委託や市による直接執行の方がより効果的ではないかについても、市民と行政との適切な役割分担の観点から、個別の内容に応じて適切に判断する必要があります。</p> <p>具体的なチェック項目</p> <ul style="list-style-type: none">☞ 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか☞ 委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か
<p>・公平性の原則</p> <p>補助金等は、ともすれば長期化・既得権化するおそれがあるため、事業の対象が特定の市民・団体に偏らず「公平性」が担保されている必要があります。また、特に奨励的補助（特定の行動をした個人に対しての補助）について、公平性が確保されているか確認します。</p> <p>具体的なチェック項目</p> <ul style="list-style-type: none">☞ 同様の活動を行ってれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか☞ 特定の個人又は団体等に特権的な恩恵を与えるものではないか
<p>・透明性の原則</p> <p>補助金等の支出に当たっては、支出対象である事業の目的や内容について広く公開し、市民に対して高い透明性を確保することが必要です。</p> <p>具体的なチェック項目</p> <ul style="list-style-type: none">☞ 補助金の概要、要綱がHP等に掲載されているか
<p>イ 補助の効果</p> <p>地方自治法では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、補助金等の執行に当たっても、補助額に見合う効果が認められることが必要です。そのため、補助金等の執行に当たっては、市民のニーズや補助の効果が認められるかどうかの判断をする必要があります。</p> <p>具体的なチェック項目</p> <ul style="list-style-type: none">☞ 直近5年間の成果・活動指標の推移が維持・向上しているか

(出所：豊田市「補助金・交付金の交付ルールについて」平成30年6月 P3)

【図表 4-1-27】豊田市HP「補助金・交付金の交付ルールについて」

ウ 補助の実施期間

補助金等の長期化により、補助金等ありきの事業実施となるおそれや、市民・団体の既得権化につながるおそれがあるため、特に認められる事由がない場合は、10年以上の事業実施は認めないこととします。

具体的なチェック項目

⇒ 補助期間が10年未満か

※補助事業創設時点から考えて10年未満か否かで考える。

エ 補助の規模

少額の補助については、事業に対する補助金等の効果が見えにくく、ばらまき補助につながる場合もあるため、補助金等がないと事業実施ができないか、補助事業者の自主財源での運営ができないかどうか精査をし、特に認められる事由がない場合は認めないこととします。

具体的なチェック項目

⇒ 団体への補助の場合、1団体当たり10万円を超えているか

オ スクラップ&ビルド

新たに補助金等の制度を創設する場合や、補助の規模を拡大するような改正を実施する場合は、スクラップ&ビルドの観点から、特に認められる事由がない場合は、他事業での廃止や見直しがある場合に限ることとします。

具体的なチェック項目

⇒ 補助金等の新規創設や要綱改正を行うことで、事務量や予算額が増える場合、代わりに廃止・見直しする他事業があるか

カ 団体の適格性

補助金等は、市が直接事業を執行するのではなく、交付先の補助対象者が事業の実施主体である点に特徴があります。従って、特に団体に対し補助を交付する場合は、会計処理の状況など、交付先の団体の活動実態を確認する必要があります。

具体的なチェック項目

⇒ 団体の会計処理は適切に行われているか、補助金額を超える繰越金が発生していないか

(出所：豊田市「補助金・交付金の交付ルールについて」平成30年6月 P4)

カ 事業費補助（施設整備補助）に関する実績報告書の根拠資料として添付する資料について、統一的なルールを策定し、必要に応じて補助金交付要綱に明示することが望まれる。【意見6】

監査対象とした補助金のうち、補助金の区分が事業費補助（施設整備補助）に該当する補助金は、各補助金交付要綱にて、実績報告書等の提出が求められているが、実績報告書に添付する資料については、交付要綱に具体的な資料名が記載されている補助金と、「その他必要な資料」等の記載があるものの、具体的な資料が定められていない補助金があった。そのため、実際の実績報告書等に添付されている資料を確認したところ、【図表4-1-28】の通りであった。

見積書、契約書、工事完了確認資料、請求書及び支払証憑は、施設整備状況の実態を把握するために重要な資料であるが、補助金によって、添付の有無はばらばらである。そのため、事業費補助（施設整備補助）に関する実績報告書の根拠資料として添付する資料について、統一的なルールを策定し、必要に応じて補助金交付要綱に明示することが望まれる。

【図表4-1-28】施設整備補助金の実績報告書添付資料一覧

補助金	実績報告書添付資料				
	見積書	契約書	工事完了 確認資料	請求書	支払証憑
介護保険施設等 整備事業補助金	なし	あり	なし	あり	あり
法人保育所・認定こども園 運営費補助金	なし	あり	あり	あり	なし (一部あり)
法人保育所・認定こども園 整備費補助金	あり	なし	なし	なし	なし
私立幼稚園運営費補助金	なし	あり	あり	あり	あり
民営児童クラブ施設 整備費補助金	あり	あり	あり	あり	あり
単県土地改良事業補助金	なし	あり	なし	なし	なし
県営ほ場整備事業補助金	なし	なし	なし	なし	なし
地域産業支援施設 整備事業補助金	なし	なし	なし	なし	なし
市街地再開発事業補助金	なし	あり	あり	あり	あり
優良建築物等 整備事業補助金	なし	あり	あり	あり	あり

補助金	実績報告書添付資料				
	見積書	契約書	工事完了 確認資料	請求書	支払証憑
渥美線南栄駅バリアフリー化 事業補助金	なし	なし	なし	なし	なし
路面電車軌道敷 整備事業補助金	なし	なし	なし	なし	なし
土地区画整理事業補助金	なし	あり	あり	あり	あり

(出所：市への調査結果を基に監査人が作成)

Ⅱ 議会事務局 庶務課（議会費）

1 政務活動費補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、豊橋市議会の議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する。

（出所：豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例第 1 条）

イ 交付対象

豊橋市議会の議員の職にある者

（出所：豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例第 2 条）

ウ 交付額

各月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する議員 1 人当たり月額 9 万円とする。ただし、基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

（出所：豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 1 項）

エ 交付方法

政務活動費は、半期（4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの各期間をいう。以下同じ。）分ごとに、当該半期のうち政務活動費の額の算定対象となる最初の月の 10 日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに交付する。

（出所：豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 2 項）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-2-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	35,611,809	34,644,874	34,379,803	29,243,312	28,057,590
補助件数 (件)	5	5	5	38	34
1 件当たり 補助金額 (円)	7,122,361	6,928,974	6,875,960	769,560	825,223

(出所：市作成資料)

令和元年 5 月より政務活動費の支給を会派支給から個人支給に変更していることから、令和元年度より補助件数が増加し、1 件当たり補助金額は減少している。

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

なお、政務活動費の収支報告書及び添付提出書類（領収書等使用金額が把握できるもの）について、無作為に 5 名を抽出し、サンプルとして確認を行った。その結果、1 名において領収書の氏名・内容欄が空欄のものが発見されたものの、店名が文房具を扱う店であったことから購入物が文房具であることは明確であり、不適切使用と認められるものではなく、概ね適切に提出され、チェックされていると見受けられた。政務活動費は、過去において他の自治体で多く不正が発覚しており、市民からの注目も高いと考えられる。その点、豊橋市はHPにて各議員の政務活動費について内訳を公表しており、透明性も高いといえる。今後も引き続き、各議員への政務活動費に関する説明を行うとともに、収支内容の適切なチェックを実施されたい。

Ⅲ 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課（総務費）

1 豊橋市体育協会補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

公益財団法人豊橋市体育協会の事業活動のために要する経費を市が補助し、市民スポーツの振興を、スポーツを通し市民の健康増進と体力づくりに寄与することを目的としている。

(出所：公益財団法人豊橋市体育協会補助金交付要綱第2条)

イ 交付対象

補助金の交付対象は、協会の人件費、事業費及び事務費とする。

(出所：公益財団法人豊橋市体育協会補助金交付要綱第3条)

ウ 交付額

予算の範囲内において市長が定める。

(出所：公益財団法人豊橋市体育協会補助金交付要綱第4条)

エ 交付方法

補助金の交付は、年4回（4月、7月、10月、1月）を原則とし、必要に応じて概算払で交付する。

(出所：公益財団法人豊橋市体育協会補助金交付要綱第5条)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表4-3-1】補助金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額（円）	48,628,077	48,323,226	46,240,886	49,097,508	44,013,240
補助件数（件）	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額（円）	48,628,077	48,323,226	46,240,886	49,097,508	44,013,240

(出所：市作成資料)

(2) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

IV 市民協創部 多文化共生・国際課（総務費）

1 豊橋市国際交流協会補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

豊橋国際交流協会に対して、事務局費等に要する経費を助成することにより、協会が行う市民を中心とした国際交流親善及び豊橋市の特性を生かした国際交流及び多文化共生事業の積極的な推進を図ることを目的とする。

(出所：公益財団法人豊橋市国際交流協会補助金交付要綱第2条)

イ 交付対象

補助対象経費は、事業費、管理費、外国人受入環境整備交付金に係る整備事業費であり、補助率は、事業費が2分の1以内、管理費と外国人受入環境整備交付金に係る整備事業費が10分の10以内となっている。

(出所：公益財団法人豊橋市国際交流協会補助金交付要綱 別表(第3条関係))

ウ 交付額

補助金の交付時期は、年4回(4月、7月、10月、1月)としており、協会の資金状況を斟酌して交付することとしている。

(出所：公益財団法人豊橋市国際交流協会補助金交付要綱第4条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-4-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	49,433,818	44,194,643	48,876,314	54,825,806	50,290,206
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	49,433,818	44,194,643	48,876,314	54,825,806	50,290,206

(出所：市作成資料)

(2) 監査の結果

ア 補助金の事業費の控除割合について、明確な指針を決めることが望まれる。【意見 7】

補助金の交付については、毎年度市と国際交流協会と協議して補助率を決定しているとのことである。要綱には「協会の資金状況を斟酌して交付する」とあり、事業費の協会の運営にある程度必要な剰余金を有する程度に最終的な補助金額を決定しているとのことであった。補助率の決定に際しては特に明文化されたものはなく、事業費の 1/2 の範囲内で協議の上決定しているとのことであった。

補助金の算出に際し、「補助金と補助対象経費を計算し、剰余金がマイナスとならない最も低い割合とする」など、明確な指針を決めることが望まれる。

V 建設部 建築物安全推進課（総務費）

1 木造住宅耐震改修費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止することを目的とする。

(出所：豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条)

イ 補助対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象住宅の所有者（現にその建物に居住する者で、第8条第1項に規定する補助金の交付の申請をすることについて建物所有者の同意を得られる者その他市長が認める者を含む。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。
- (3) 豊橋市税を滞納していない者であること。

(出所：豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第4条)

ウ 補助対象住宅

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であること。
- (2) 第3条第2号アに規定する診断において判定値が1.0未満、又は同号イに規定する診断において得点が80点未満であること。ただし、第6条第2号に規定する段階的耐震改修工事を実施する場合は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 第3条第2号アに規定する診断において判定値が0.7未満又は同号イに規定する診断において判定値が60点未満であること。

イ 第3条第3号エによる判定値が1.0未満であって、耐震補強前の現況の建物に係る判定値(同条第3号ウによるもの)が0.7未満であること。

(出所：豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第5条)

エ 補助対象工事

次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 補助対象住宅について、判定値（第3条第3号ウに限る。次号、第8条第1項第4号及び第14条第1項第5号において同じ。）を1.0以上とする補強計画（耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3以上加算するものに限る。次号において同じ。）に基づき実施する耐震改修工事
- (2) 補助対象住宅について、前号に規定する補強計画に基づき実施する次の段階的改修工事
 - ア 判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事
 - イ 1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事
 - ウ ア又はイの一段目耐震改修工事に続き、当初の補強計画に基づき判定値を1.0以上とする二段目耐震改修工事

（出所：豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条）

オ 補助金の交付額

1戸当たり（長屋及び共同住宅の場合は1棟当たり）の補助対象経費及び補助金の交付額は、別表2に定めるとおりとする。

（出所：豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条）

【図表4-5-1】補助対象経費及び交付額

別表2 （第7条関係）

補助対象経費	補助金の交付額
第6条第1項第1号に規定する耐震改修工事、同項第2号に規定する段階的改修工事に要する経費	第1号に掲げる額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を助成額とし、当該助成額から第2号及び第3号に掲げる額を差し引いた額を交付額とする。 (1) 次に掲げる費用の合計額に10分の8を乗じた額とし、100万円（第6条第1項第2号ア又はイに規定する一段目耐震改修工事の場合にあっては60万円、同号ウに規定する二段目耐震改修工事の場合にあっては40万円）額を限度とする。 ア 別表1に定める耐震補強工事に要する費用 イ 別表1に定める附帯工事に要する費用 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 (3) 過去に豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある住宅にあっては、同要綱に基づき交付された補助金の額

（出所：豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条、別表2）

カ 補助金額及び件数の推移

【図表 4-5-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	46,169,000	64,304,000	34,203,000	32,513,000	21,971,000
補助件数 (件)	52	65	35	33	23
1 件当たり 補助金額 (円)	887,865	989,292	977,229	985,242	955,261

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

VI 福祉部 福祉政策課（民生費）

1 地域福祉サービスセンター事業補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

豊橋市では、福祉団体等に対する補助金として、当該団体が行う事務又は事業の実施に要する経費の全部又は一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。地域福祉サービスセンター事業補助金は、社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会に対して、福祉総合相談や福祉情報の提供等により地域福祉の推進を図るため、地域福祉サービスセンターを運営することを目的として交付されている。

（出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1）

イ 交付額

補助対象経費としては、人件費及び事業費であり、補助率は10/10である。

（出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1）

ウ 交付方法

提出される補助金等交付申請書に基づき、全部又は一部を概算払い又は前払いとし、補助事業等が完了したときに、実績報告書にて精算を行う。

（出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 第5条、第6条）

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-6-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額（円）	11,965,000	11,965,000	11,965,000	11,965,000	11,965,000
補助件数（件）	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額（円）	11,965,000	11,965,000	11,965,000	11,965,000	11,965,000

（出所：市作成資料）

（2） 監査結果

ア 実績報告書の計上内容の正確性について、領収書等の証憑の提出を求め、サンプルでチェックすることが望まれる。【意見8】

補助金の精算時に、実績報告書が作成され提出されている。実績報告書において、補助金に対応する支出が何かを確認しているが、その元となる証憑（請求書や領収書等）までは提出を求めておらず、確認もしていない。効果と効率性から、すべての証憑を確認することまでは必要ないと考えられるが、証憑の提出を求めることで補助金に対応する事業の経費の適切な利用に関する一定の牽制が期待できるとともに、実績報告書の正確性を確認する意味でも、サンプルでの確認を行うことを検討されることが望まれる。

2 豊橋市社会福祉協議会補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

豊橋市社会福祉協議会補助金は、社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会に対して、地域福祉の推進を図るため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等を行うことを目的として交付されている。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

イ 交付対象

補助対象経費としては、事務局職員人件費の一部であり、補助率は10/10である。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

ウ 交付方法

提出される補助金等交付申請書に基づき、全部又は一部を概算払い又は前払いとし、補助事業等が完了したときに、実績報告書にて精算を行う。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 第5条、第6条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-6-2】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	54,944,510	49,350,763	49,575,706	46,263,113	46,847,072
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	54,944,510	49,350,763	49,575,706	46,263,113	46,847,072

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

3 つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金は、社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会に対して、地域における社会福祉活動の拠点として、つつじが丘地域福祉センターの管理運営を行うことを目的として交付されている。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

イ 交付額

補助対象経費としては、人件費及び事業費であり、補助率は10/10である。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

ウ 交付方法

提出される補助金等交付申請書に基づき、全部又は一部を概算払い又は前払いとし、補助事業等が完了したときに、実績報告書にて精算を行う。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 第5条、第6条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-6-3】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	17,072,423	15,028,179	15,141,376	15,840,666	13,013,709
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	17,072,423	15,028,179	15,141,376	15,840,666	13,013,709

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 実績報告書の計上内容の正確性について、領収書等の証憑の提出を求め、サンプルでチェックすることが望まれる【意見9】

補助金の精算時に、実績報告書が作成され提出されている。実績報告書において、補助金に対応する支出が何かを確認しているが、その元となる証憑（請求書や領収書等）までは提出を求めておらず、確認もしていない。効果と効率性から、すべての証憑を確認することまでは必要ないと考えられるが、証憑の提出を求めることで補助金に対応する事業の経費の適切な利用に関する一定の牽制が期待できるとともに、実績報告書の正確性を確認する意味でも、サンプルでの確認を行うことを検討されることが望まれる。

4 ボラントピア事業推進費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

ボラントピア事業推進費補助金は、ボランティア活動の推進のためボランティアセンターを運営することを目的として交付されている。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

イ 交付額

補助対象経費としては、人件費であり、補助率は10/10である。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

ウ 交付方法

提出される補助金等交付申請書に基づき、全部又は一部を概算払い又は前払いとし、補助事業等が完了したときに、実績報告書にて精算を行う。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 第5条、第6条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-6-4】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	14,316,579	18,187,471	17,677,015	17,920,808	17,339,929
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	14,316,579	18,187,471	17,677,015	17,920,808	17,339,929

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

5 民間社会福祉施設運営費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

民間社会福祉施設（社会福祉法人が経営する施設をいう。以下同じ。）における利用者の処遇向上と健全経営の助長を図ることを目的としている。

（出所：豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱 第1条）

イ 交付対象及び交付額

補助金の交付対象施設は、豊橋市内における以下の施設である。

- ・老人福祉法に基づく軽費老人ホーム
- ・児童福祉法に基づく母子生活支援施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護、生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設

（出所：豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱 第2条）

補助金交付の対象としては、施設運営費及び施設整備借入金償還費があり、算定方法は【図表4-6-5】のとおりである。

【図表4-6-5】補助対象経費及び算定方法

補助区分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率
1 施設運営費	<p>●障害者施設</p> <p>・交付額の算定は市から指定を受けている事業所ごとに行い、交付額は次の（1）に掲げる項目の合計額とする</p> <p>（1）福祉事業ポイント補助 基礎単価×福祉事業ポイント数×当年度年間施設利用者数</p> <p>●障害者施設を除く全ての施設</p>	10/10 以内

	<p>・交付額は次の（１）に掲げる項目の合計額とする。</p> <p>（１）福祉事業ポイント補助 基礎単価×福祉事業ポイント数×当年度年間施設利用者数</p>	
<p>2 施設整備借入金償還費 （共同生活援助を行う施設を除く）</p>	<p>施設整備のための独立行政法人福祉医療機構からの借入金、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の民間施設振興資金貸付金又は旧年金福祉事業団からの借入金で、別途定める豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）承認基準により市長が認めた借入金額に対する当年度償還に要する額以内の額とする。</p> <p>ただし、平成 15 年度以降着工の軽費老人ホームは対象としない。</p>	<p>耐震改築 1/2 それ以外 1/3</p> <p>平成 23 年度以前着工施設 1/2 以内</p>

（出所：豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱 別表 1 より監査人が加工）

ウ 交付方法

概算払で交付するものとする。

（出所：豊橋市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱第 13 条）

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-6-6】交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額（円）	61,657,000	41,139,000	42,759,000	46,791,000	39,005,000
補助件数（件）	31	28	29	34	27
1 件当たり 補助金額（円）	1,988,935	1,469,250	1,474,448	1,376,206	1,444,630

（出所：市作成資料）

（２） 監査結果

ア 実績報告書に記載する福祉事業ポイント補助対象について、もれなく記載することが望まれる。【意見 10】

実績報告書に記載される福祉事業ポイント補助対象について、事業名とポイント

数は記載されているものの、実施内容が空欄のものが1件発見された。添付資料にておおよそ内容は把握できるものの、実施内容と添付資料の整合性を確認する意味でも、実施事項について施設側に適切に記載するように指導することが望まれる。

イ 事業のポイントに対する確認書類について、写真の提出など客観的に確認できるものの提出を徹底されることが望まれる。【意見 11】

確認書類について、提出された書類を確認していたところ、防災備品の備蓄に関して、備蓄リストと写真を添付している法人もあれば、リストのみ提出している法人もあった。リストのみでは、その実態を確認するには不十分であると考えられる。そのため、防災備品の備蓄に関してはリストだけではなく、写真の提出を求め、客観的に事実確認できるような確認を行うことが望まれる。

6 豊橋市福祉事業会補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

豊橋市福祉事業会補助金は、社会福祉法人豊橋市社会福祉事業会に対して交付される補助金であり、その補助事業名としては、【図表4-6-7】の4つの補助金があり、ここでの豊橋市福祉事業会補助金は4つ合計した補助金のことをいう。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

【図表4-6-7】豊橋市福祉事業会補助金の内訳

補助事業名	補助対象事業等の概要	補助対象経費
一般事務費補助金	法人の健全運営のための管理事務を行うこと及び法人が運営する施設の土地を借り上げること	人件費、土地借上料、管理費
元利償還金補助金	法人が運営する施設の整備事業に係る借入金を償還すること	市が必要と認めた施設整備事業のための借入金の当該年度の償還に要する額から愛知県補助金を除いた額
ケアハウスかなだ運営費補助金	自宅での生活に不安がある高齢者等に日常生活上必要なサービスを提供するため、ケアハウスかなだを運営すること	人件費、管理費、事業費
資格取得支援事業補助金	保育士資格の取得支援のため、経済的な困難を抱える学生を雇用すること	人件費、事業費の一部(定額)

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1より抜粋)

なお、監査の対象としては、P14に記載している金額基準により抽出された、「豊橋市福祉事業会補助金」として決算で計上されている一般事務費補助金と元利償還金補助金分である。

イ 交付額

【図表4-6-7】の補助対象経費の10/10が交付対象となっている。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

ウ 交付方法

提出される補助金等交付申請書に基づき、全部又は一部を概算払い又は前払いとし、補助事業等が完了したときに、実績報告書にて精算を行う。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 第5条、第6条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-6-8】 交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	33,390,935	36,490,788	42,122,979	44,094,051	46,829,136
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	33,390,935	36,490,788	42,122,979	44,094,051	46,829,136

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 決算書の計上内容の正確性のチェックについて証憑等を確認して実施することが望まれる。【意見12】

交付した補助金に対して、実績報告書として資金収支決算書(補助金分)が提出されている。人件費分については別表として支給明細内訳が、借入金の償還分については返済予定表が添付されている。管理費や事業費については、収支決算書や按分表で支出内容は確認できるものの、その証憑までの提出は求めている。他の業務との関連からすべての証憑を確認することまでは必要ないが、サンプルで支出内容の整合性を確認し、補助金を受け取る側に対しても適切な補助金の使用について牽制を持たせることが望まれる。

Ⅶ 福祉部 障害福祉課（民生費）

1 共同生活援助事業費補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める共同生活援助を実施する事業所に対して、共同生活援助の事業に要する経費の一部を補助することにより、事業所の経営の安定化及び新たな事業所の参入促進を図ることを目的として、予算の範囲内において交付するものとする。

（出所：豊橋市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱第1条）

イ 交付対象及び交付額

愛知県障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱別表に掲げる補助対象事業所を運営する法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人に限る）を対象として交付する。

補助金の交付額は、【図表4-7-1】に掲げる算定方法により算定した額とする。

【図表4-7-1】 補助金の交付額の算定区分

区分	障害支援区分4～6	障害支援区分3以下
補助基準額	利用者（市長が法19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき2,240円	利用者（市長が法19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき1,265円
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数。 ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。	
補助対象経費	共同生活援助に要する以下の軽費 給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託料、旅費、需用費、役務費	
補助交付額の算定方法	補助事業者の総事業費に当該年度の休日日数／年間日数を乗じた額から寄附金その他の収入の額に当該年度の休日日数／年間日数を乗じた額を控除した額、補助基準額を比較して、少ない額に補助率を乗じて得た額と	

区分	障害支援区分 4～6	障害支援区分 3 以下
	<p>する。</p> <p>ただし、当該事業に係る事業所に豊橋市が決定した利用者以外の者が入居している場合には、補助事業者の総事業費及び寄附金その他の収入の額を控除した額については、全体の延べ利用者数に占める本市分の利用日数の割合により按分した額とする。</p>	
補助率	10/10	

(出所：豊橋市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱別表より監査人が加工)

ウ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-7-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	47,718,440	41,413,095	32,718,576	24,086,264	27,324,030
補助件数 (件)	40	45	46	28	28
1 件当たり 補助金額 (円)	1,192,961	920,291	711,273	860,224	975,858

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 共同生活援助等施設整備事業費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

(出所：豊橋市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 2 条)

イ 交付対象及び交付額

交付対象としては、社会福祉施設等の施設整備の振興を図るため、整備事業を国が定める「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(平成 17 年 10 月 5 日

付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知) の対象として行う者を対象として交付する。

(出所：豊橋市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 1 条)

ウ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-7-3】交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	81,832,000	47,376,000	161,279,000	49,680,000	230,088,000
補助件数 (件)	14	4	4	2	4
1 件当たり 補助金額 (円)	5,845,143	11,844,000	40,319,750	24,840,000	57,522,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

Ⅷ 福祉部 長寿介護課（民生費）

1 老人クラブ運営費補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

老人クラブ活動を推進し、充実するために老人クラブが行う事務又は事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において交付することを目的とする。

（出所：老人クラブ活動費補助金交付要綱 第2条）

イ 交付対象

「老人クラブ」に対して交付されるものであり、次に掲げるいずれにも該当するものをいう。

- ・会員の年齢がおおむね 60 歳以上であること。
- ・会員数がおおむね 30 人以上であること。ただし、特別な事由があり市長が認める場合は、この限りではない。
- ・年間を通じて、会員の教養向上のための活動、健康の増進のためのレクリエーション、地域社会との交流等の活動を恒常的かつ計画的に行っていること。
- ・豊橋市老人クラブ連合会に加盟していること又は加盟予定であること。

（出所：老人クラブ活動費補助金交付要綱第3条）

ウ 交付額

事業補助年度の4月1日時点での老人クラブ会員数に応じ、次に掲げる額を基準に交付する。

【図表 4-8-1】老人クラブ運営費

会員数	月額
30～49 人	3,200 円
50～79 人	5,200 円
80 人以上	7,200 円

一声運動事業費

年額 10,000 円

（出所：老人クラブ活動費補助金交付要綱第4条）

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-8-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	15,547,200	15,355,200	14,481,600	13,948,800	13,017,145
補助件数 (件)	221	218	209	197	187
1 件当たり 補助金額 (円)	70,349	70,437	69,290	70,806	69,610

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 老人クラブから提出される収入支出決算書について証憑等の提出を求め、内容の確認をすることが望まれる。【意見 13】

老人クラブの決算書を確認したところ、決算書に記載された各費目の数字が予算書と一致しているものが発見された。所管課に確認したところ、老人クラブから送られてくる収支決算書については、領収書の添付は、証憑の確認までは行っておらず内容については把握していないとのことであった。市から補助金として支出している以上、補助金の支給対象となる経費に問題ないか確認するために、一部の老人クラブについて領収書の提出を求め、サンプルで整合性や内容のチェックなど実施するなど、決算書の内容について確認することが望まれる。

イ 老人クラブの会員の活動参加を促進するために、積極的にアドバイスを行うことが望まれる。【意見 14】

豊橋市の老人クラブ数は 187 クラブあり、そのうち会員数が 80 人以上のクラブは 79 クラブある。決算書に添付された活動実績を確認すると、会員数 290 人超の老人クラブであっても、各行事に参加しているのは 30 人前後となっており、コロナ禍で参加者数が減少していることを加味しても会員数とクラブへの参加実態は乖離していることが考えられる。現在も老人クラブの運営については都度アドバイスを行っているとのことであるが、今後も会員の老人クラブ活動の参加が向上するようなイベントの開催などについて積極的にアドバイスを行い、老人クラブと市で協力し、さらに活動が活性化するように努力することが望まれる。

2 豊橋市シルバー人材センター補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

シルバー人材センター補助金は、公益社団法人豊橋市シルバー人材センターに対して、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに向けて、高齢者に対して就業機会を提供することを目的として交付される補助金である。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

イ 交付額

補助対象経費としては、人件費及び事業費であり、補助率は10/10である。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 別表第1)

ウ 交付方法

提出される補助金交付申請書に基づき、全部又は一部を概算払い又は前払いとし、補助事業等が完了したときに、実績報告書にて精算を行う。

(出所：福祉団体等に対する補助金交付要綱 第5条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-8-3】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	16,880,000	16,880,000	16,880,000	16,880,000	16,880,000
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	16,880,000	16,880,000	16,880,000	16,880,000	16,880,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 実績報告書の計上内容の正確性のチェックについて証憑等を確認して実施することが望まれる。【意見15】

交付した補助金に対して、実績報告書が提出されており、その内容については、支出額内訳書にて内容を確認している。支出額内訳書では、それぞれの支出内容が記載されており、内容の確認を行い、補助金の使用用途として不適切なものがない

かチェックしている。ただし、支出額内訳書について、その元となる証憑（請求書や領収書等）までは提出を求めておらず、確認もしていない。効果と効率性から、すべての証憑を確認することまでは必要ないと考えられるが、一部の証憑の提出を求めることで補助金に対応する事業の経費の適切な利用に関する一定の牽制が期待できるとともに、実績報告書の正確性を確認する意味でも、サンプルでの証憑の提出を求め確認を行うことが望まれる。

3 介護保険施設等整備事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業に要する経費の一部を助成することにより、入所者及び利用者等の安全確保を図ることを目的としたものである。

（出所：豊橋市グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱第2条）

なお、当該補助金は国が行う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱に基づく交付金を財源とする補助金に関するものである。

イ 交付対象

豊橋市内に事務所又は事業所を設置する者であって、市長が適当と認めるものが実施する補助対象施設の防災改修等とする。

（出所：豊橋市グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱第3条）

ウ 交付額

補助金の額は、補助対象施設ごとに、次に掲げる額のうちいずれか小さい額の1,000円未満の端数を切り捨てた額を限度とする。

（ア）厚生労働大臣が定めた交付基準単価

（イ）補助対象経費の実支出額

（ウ）総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計

なお、補助対象経費とは、補助対象施設における防災改修等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。

（出所：豊橋市グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱第4条5条）

エ 交付方法

グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付申請書によるものとし、市長が指定する期間までに提出しなければならない。

(出所：豊橋市グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱第6条)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-8-4】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	139,834,000	12,704,000	1,416,000	15,866,000	27,275,000
補助件数 (件)	5	15	1	2	11
1 件当たり 補助金額 (円)	27,966,800	846,933	1,416,000	7,933,000	2,479,545

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

Ⅷ こども未来部 保育課（民生費）

1 認定こども園運営費補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の教育及び保育内容の充実及び施設の運営改善を図るため、予算の範囲内において交付する。

（出所：豊橋市認定こども園運営費補助金交付要綱第1条）

イ 交付対象

認定こども園の運営に係る人件費、施設整備費、土地賃借料及び借入金元利償還金とする。

（出所：豊橋市認定こども園運営費補助金交付要綱第2条）

ウ 交付額

この補助金の額は、別表補助金算出基準表補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表補助額の欄に定める額とする。

（出所：豊橋市認定こども園運営費補助金交付要綱第3条）

【図表4-9-1】補助金算出基準額表

補助対象経費	補助額	補助金の使途
人件費	別に定める算出基準により算出された職員数から、国の定める配置基準を控除した職員数に対して、別に定める単価に基づく額	当該認定こども園に配置された職員の給与、賃金及び各種保険料等事業主負担金
施設整備費	「豊橋市認定こども園運営費補助金・豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金等の取扱いについて」平成29年2月13日付け28豊保育第378号こども未来部長通知の3施設整備費補助金、3施設整備費補助金（その2）により算出された額	認定こども園として利用する施設の整備

補助対象経費	補助額	補助金の使途
	ただし、新規の認可に伴う施設整備については、国または民間の助成を確保することを条件とする。	
土地賃借料	別に定める算出基準により算出された額	当該認定こども園の運営に必要な土地賃借料
借入金元利償還金	施設整備に伴う借入金の年次償還表に基づく当該年度の返済元金、利子及び手数料の額 ただし、平成 26 年度時点で補助対象となっていた施設のみ補助対象とする。	当該認定こども園の借入金の元金、利子等の返済

(出所：豊橋市認定こども園運営費補助金交付要綱第 3 条 別表)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-9-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	306,236,900	413,914,450	511,033,857	522,152,368	645,152,174
補助件数 (件)	9	13	17	18	21
1 件当たり 補助金額 (円)	34,026,322	31,839,573	30,060,815	29,008,465	30,721,532

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 補助金交付は「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 16】

豊橋市補助金等交付規則第 13 条に、補助金等は、第 11 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとするあり、支払期限は特に設けていない。

しかし、認定こども園から提出される補助金の請求書を閲覧したところ、豊橋市認定こども園運営費補助金実績報告書提出から請求日付までが数カ月から半年経過しているものがあった。

交付内容	補助事業等実績報告書提出日	請求日付
プール改修工事	令和2年6月30日	令和3年1月14日
渡り廊下修繕工事	令和2年9月8日	令和3年1月14日

一般的に工事完了時に代金支払が契約書で定められていることが多く、工事終了から補助金支給までに時間が空いてしまうと、園によっては資金繰りに影響したり、工事業者の事業活動にも影響を与えたりする可能性があり、適時に支払う必要があると思料する。認定こども園運営費補助金は事前に交付決定をしておき補助金交付は予定されていることから、「補助金確定通知書」発行後、園より速やかに「請求書」の提出を受け付け、補助金を交付することが望まれる。また、この状況は、「2 法人保育所運営費補助金」及び「4 法人保育所・認定こども園整備費補助金」についても同様であるため、ご留意いただきたい。

2 法人保育所運営費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

豊橋市民間保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条により設置された社会福祉法人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置する保育所の保育内容の充実及び施設の運営改善を図るため、予算の範囲内において交付する。

（出所：豊橋市民間保育所運営費補助金交付要綱第1条）

イ 交付対象

次に掲げる事業等の経費（以下「補助対象経費」という。）とし、この経費のうち市長が認める経費について補助金を交付する。

(1) 経常活動費

- ア 人件費
- イ 人件費（特別支援保育分）
- ウ 管理費
- エ 土地賃借料
- オ 借入金利息償還金

(2) 施設整備費等

- ア 施設設備費
- イ 設備整備費

- ウ 津波避難施設整備費
- (3) 財務活動費
 - ア 借入金元金償還金

(出所：豊橋市民間保育所運営費補助金交付要綱第2条)

ウ 交付額

この補助金の額は、別表補助金算出基準額表のとおりとする。

(出所：豊橋市民間保育所運営費補助金交付要綱第3条)

【図表4-9-3】補助金算出基準額表

補助対象経費		補助基準及び補助金額	補助金の使途
人件費		別に定める算出基準により算出された、当該保育所の年間人件費総額から、施設型給付費人件費分を控除した額	当該保育所に配置された職員の給与、賃金及び各種保険料等事業主負担金
人件費 (特別支援保育分)		豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業実施要綱に定める人件費の額	特別支援保育にあたる職員の給与、賃金及び各種保険料等事業主負担金
管理費	法人運営費	別に定める算出基準により算出された額	当該法人の理事会開催費等
	小規模園運営費	別に定める算出基準により算出された額	当該保育所の運営費
	特別支援保育運営費	豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業実施要綱に定める管理費の額	特別支援保育を実施している保育所運営費
土地賃借料		別に定める算出基準により算出された額	当該保育所の運営に必要な土地賃借料
借入金元利償還金		施設整備に伴う借入金の年次償還表に基づく当該年度の返済元金、利子及び手数料の額	当該保育所の借入金の元金、利子等の返済
施設整備費		別に市長が定める額	当該保育所に必要な施設補修工事費等
設備整備費		別に市長が定める額	当該保育所に必要な設備設置費等
津波避難施設整備費		別に市長が定める額	当該保育所に必要な津波避難施設整備工事費等

(出所：豊橋市民間保育所運営費補助金交付要綱第3条 別表)

エ 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに豊橋市民間保育所運営費補助金実績報告書（様式 3）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（出所：豊橋市民間保育所運営費補助金交付要綱第 12 条）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-9-4】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額（円）	1, 152, 306, 184	1, 158, 034, 220	1, 120, 704, 170	1, 068, 418, 912	1, 075, 490, 527
補助件数（件）	43	41	39	39	37
1 件当たり 補助金額（円）	26, 797, 818	28, 244, 737	28, 736, 004	27, 395, 357	29, 067, 312

（出所：市作成資料）

（2） 監査結果

ア 「補助事業等実績報告書」に不備があった場合でも可能な限り、速やかに修正し再度提出するよう促すことが望まれる。【意見 17】

豊橋市民間保育所運営費補助金交付要綱第 12 条では「補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに豊橋市民間保育所運営費補助金実績報告書（様式 3）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。」とある。しかし、補助事業の完了日が令和 2 年 6 月 30 日であったにもかかわらず「補助事業等実績報告書」の提出は令和 2 年 11 月 16 日となっているものがあつた。

経緯を確認したところ、期限までに一旦補助事業等実績報告書の提出はあつたものの、添付資料の不備があり、修正に時間がかかったため最終の提出が遅くなったことによるものであつた。

しかし、添付資料の補助金精算額算出内訳書は他の保育所も工事終了後 20 日には作成し提出していることから、工事が終了してから修正するまでに 4 カ月は時間がかかりすぎていると思料する。

このため「補助事業等実績報告書」に不備があった場合でも可能な限り、速やかに修正し再度提出するよう促すことが望まれる。

イ 補助金交付は「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 18】

豊橋市補助金等交付規則第 13 条に、補助金等は、第 11 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとするあり、支払期限は特に設けていない。

保育所から提出される補助金の請求書を閲覧したところ、豊橋市民間保育所運営費補助金実績報告書提出から請求日付までが半年以上経過しているものがあった。

交付内容	補助事業等実績報告書提出日	請求日付
プール改修工事	令和 2 年 6 月 15 日	令和 3 年 1 月 14 日

一般的に工事完了時に代金支払が契約書で定められていることが多く、工事終了から補助金支給までに時間が空いてしまうと、保育所によっては資金繰りに影響したり、工事業者の事業活動にも影響を与えたりする可能性があり、適時に支払う必要があると思料する。法人保育所運営費補助金は事前に交付決定をしており補助金交付は予定されていることから、「補助金確定通知書」発行後、保育所より速やかに「請求書」の提出を受け付け、補助金を交付することが望まれる。また、この状況は、上記の認定こども園運営費補助金についても同様であるため、ご留意いただきたい。

3 給食費補足給付費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

3人以上の児童を現に養育している教育・保育給付認定保護者の負担軽減を図ることを目的に、当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設に支払うべき副食の提供に要する費用（以下「副食費」という。）のうち、第3子以降認定子どもに係るものに対して支給する副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費である。

（出所：豊橋市副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給事務取扱要綱第1条）

イ 交付対象

給付費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住民登録を有する教育・保育給付認定保護者のうち、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）第13条第4項の規定により、第3子以降認定子どもに係る副食費を特定教育・保育施設に支払うべき者

（出所：豊橋市副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給事務取扱要綱第3条）

ウ 交付額

第3子以降認定子ども1人当たりの給付費の金額は、1月につき、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる子ども 225円に給食実施日数を乗じた金額
給食実施日数が20を超える場合20とする
- (2) 法第19条第1項第2号に掲げる子ども 4,500円

（出所：豊橋市副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給事務取扱要綱第4条）

エ 交付方法

給付費は、市が特定教育・保育施設等の給食実施日数等を確認した上で、特定教育・保育施設等に対して支払うものとする。

（出所：豊橋市副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給事務

オ 交付金額及び件数の推移

【図表4-9-5】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	0	0	0	25,530,345	44,536,725
補助件数(件)	0	0	0	79	59
1件当たり 補助金額(円)	0	0	0	323,169	754,860

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

4 法人保育所・認定こども園整備費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

老朽化対策のための保育所もしくは幼保連携型認定こども園の施設整備又は幼保連携型認定こども園の認可をうけるための施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、子供が健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(出所：豊橋市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第2条)

イ 交付対象

補助金の交付対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園又は認可予定の施設が実施する、次に掲げる交付要綱（以下、「国県交付要綱」という。）の施設整備事業とする。

- (1) 保育所等整備交付金交付要綱（令和2年6月5日付厚生労働省発子0605第4号）
- (2) 認定こども園施設整備費補助金交付要綱（令和2年6月5日付2子支第341号）
- (3) 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱（令和2年7月2日付2

子支 第 504 号)

(出所：豊橋市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第 3 条)

ウ 交付額

補助金の額は国県交付要綱の規定により算定した額を基礎とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(出所：豊橋市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第 3 条)

エ 実績報告

補助事業を行った者は、補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い日とする。

(出所：豊橋市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第 6 条より監査人加工)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-9-6】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	905,354,000	872,055,000	670,846,000	886,962,000	1,059,700,000
補助件数 (件)	31	25	6	14	6
1 件当 り補助金 額 (円)	29,204,968	34,882,200	111,807,667	63,354,429	176,616,667

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 補助金交付は「補助金確定通知書」を発行後に速やかに交付されることが望まれる。【意見 19】

豊橋市補助金等交付規則第 13 条に、補助金等は、第 11 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとするあり、支払期限は特に設けていない。

しかし、法人保育所等から提出される補助金の請求書を閲覧したところ、補助事業等実績報告書提出から請求日付までが数カ月経過しているものがあった。

交付内容	補助事業等実績報告書提出日	請求日付
エアコン設置工事	令和2年8月7日	令和3年1月14日
遊戯室及びピロティ改修工事	令和2年11月27日	令和3年1月14日

一般的に工事完了時に代金支払が契約書で定められていることが多く、工事終了から補助金支給までに時間が空いてしまうと、園によっては資金繰りに影響したり、工事業者の事業活動にも影響を与えたりする可能性があり、適時に支払う必要があると思料する。整備費補助金は事前に交付決定をしておき補助金交付は予定されていることから、「補助金確定通知書」発行後、保育所等より速やかに「請求書」の提出を受け付け、補助金を交付することが望まれる。

5 私立幼稚園運営費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

私立幼稚園の運営の円滑化と施設、設備のより一層の充実を図るため、市内の私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内においてこれらの経費の一部を交付するものとし、その交付に関しては、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（出所：豊橋市私立幼稚園運営費補助金交付要綱第1条）

イ 交付対象及び補助額

交付の対象となる補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

補助金は、補助金の交付を受けようとする設置者が、他の団体等から同種の事業を実施するにつき助成等を受けている場合は交付の対象としない。

（出所：豊橋市私立幼稚園運営費補助金交付要綱第2条）

【図表 4-9-7】 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助額
<p>設備</p> <p>(1) 教材教具購入費</p> <p>(2) 管理的器具購入費</p> <p>(3) 教材用消耗品費</p> <p>(4) 行事用消耗品費</p> <p>施設</p> <p>(1) 簡易な補修工事費</p> <p>(2) 小規模構造物工事費</p> <p>保育支援者雇上費</p> <p>(1) 設備、施設、遊具、玩具等の消毒及び清掃</p> <p>(2) 給食の配膳及び後片付け</p> <p>(3) その他、幼稚園教諭の負担軽減に資する業務</p> <p>対象経費は上記の業務のうち次に掲げるものとする。</p> <p>報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、役員費、委託料、その他市長が必要と認める経費</p> <p>緊急対策経費</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染防止に係る経費</p> <p>その他</p> <p>(1) 職員研修費</p>	<p>均等割(*1)</p> <p>1園 1,000,000円</p> <p>幼児割</p> <p>1人 850円×5月1日幼児数</p> <p>ただし、幼児数とは学校教育法第26条に定める幼稚園児とする。</p> <p>補助額内の保育支援者雇上費基準額</p> <p>400,000円</p>

*1 均等割は、事業費総額から幼児割で算出された額を控除した額と1,000,000円とを比較し、いずれか少ない方の額とする。

(出所：豊橋市私立幼稚園運営費補助金交付要綱別表)

ウ 交付方法

補助事業の完了の日から起算して20日以内又は会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(規則様式第5)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(出所：豊橋市私立幼稚園運営費補助金交付要綱第3条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-9-8】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	29,130,550	26,783,750	24,505,800	23,333,250	22,010,634
補助件数 (件)	26	24	22	21	20
1 件当たり 補助金額 (円)	1,120,406	1,115,990	1,113,900	1,111,107	1,100,532

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

6 一時預かり事業費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所、幼稚園又は認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業において、サービスを提供する場合に、事業の円滑な執行を図るため予算の範囲内において交付する。

(出所：豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱及び別紙より監査人加工)

イ 交付対象

次の各号に掲げる施設を交付対象とする。

(1) 保育所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人（以下この条において「社会福祉法人」という。）が設置する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）

(2) 幼稚園（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下この条において「学校法人」という。）が設置する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）

(3) 認定こども園（社会福祉法人又は学校法人が設置する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）

(出所：豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第
1条より監査人加工)

ウ 補助単価（児童1人当たり日額単価）

(ア) 一般型

① 補助単価基本分 年額 3,242,000円

(イ) 幼稚園型Ⅰ

① 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用に適用）

(i) 年間延べ利用児童数2,000人超

平日	400円
長期休業日（利用時間8時間未満）	400円
長期休業日（利用時間8時間以上）	800円

(ii) 年間延べ利用児童数2,000人以下

平日	次の算式により算定した額
1,600,000円を年間延べ利用児童数で除した額から	
400円を減じた額	
(10円未満切り捨て)	

長期休業日（利用時間8時間未満）	400円
長期休業日（利用時間8時間以上）	800円

② 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用に適用） 800円

③ 長時間加算（上記(ア)の平日利用において、教育時間と一時預かり時間の合計が1日当たり8時間を1時間以上超える場合及び(ア)の長期休業日または、(イ)の利用において、8時間を超えるごとに適用）

超えた利用時間が2時間未満	100円
超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
超えた利用時間が3時間以上	300円

(ウ) 幼稚園型Ⅱ

① 基本分 1,850円

② 長時間加算（8時間を超えた利用）

超えた利用時間が2時間未満	230円
超えた利用時間が2時間以上3時間未満	460円
超えた利用時間が3時間以上	690円

(出所：豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱別表より監査人加工)

エ 交付方法

補助金は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に交付する。ただし、補助事業の種類又は進捗状況等、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(出所：豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第9条)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表4-9-9】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	14,470,010	21,912,180	25,375,830	34,379,050	40,082,830
補助件数(件)	7	12	14	22	23
1件当たり 補助金額(円)	2,067,144	1,826,015	1,812,559	1,562,684	1,742,732

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

X 教育部 生涯学習課（民生費）

1 民営児童クラブ運営費補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

小学校に就学している児童のうち昼間保護者のいない家庭の児童（以下「放課後児童」）に遊び及び生活の場を与え、放課後児童等の健全育成に資するため、地域組織として設置された放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営にかかる費用について、予算の範囲内で補助することを目的とする。

（出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第2条）

イ 交付対象

補助金の交付の対象は、次に掲げる要件をすべて具備する児童クラブであって市長が認めたものとする。

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業の届出をしていること。
- （2）年間（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）開設日数が200日以上あること。また、年間開設日数が200日から249日のクラブにあっては、実態として250日開設する必要がないか利用者に対するニーズ調査を行うこと。
- （3）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）第10条の基準を満たすこと。
- （4）指導室として使用する施設は、次の要件を具備していること。
 - ア 放課後児童の生活の場として専用スペースが確保され、安全面及び衛生面に配慮されたものであること。
 - イ その他放課後児童を指導する上で、市長が適当と認めた施設であること。
- （5）児童クラブに次の運営委員会を置いていること。ただし、社会福祉法人や学校法人等においては、理事会等で代替できるものとする。
 - ア 運営委員会は、児童クラブが常に放課後児童の集団的、個別的活動における安全の確保及び情緒的安定が図られるように努めるものであり、予算・決算、事業計画・事業報告、支援員の採用及びその他重要事項を審議するものであること。
 - イ 運営委員は、6名以上で組織されていること。
 - ウ 運営委員は、地域の代表者（民生委員・児童委員等）、保護者代表、

- 小学校代表、PTA代表、支援員等で構成されていること。
- エ 運営委員より代表者が1名選出されていること。
- オ 代表者は、市職員と組織する代表者会の一員となっていること。
- (6) 児童数10人未満については、次のいずれかに該当すること。
 - ア 山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合。
 - イ 上記のほか、当該児童クラブを実施する必要があると市長が認める場合。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第3条)

ウ 交付額

補助金の額は、別表に定める額とする。ただし、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額とする。

2 前項の算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合はその限りではない。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条)

【図表4-10-1】補助基準額

クラブ	区分	補 助 基 準 額	
開所日数 250日以上	1	構成する児童の数が1人～19人	2,510,000円－(19人－児童の数の年間平均数)×28,000円
	2	構成する児童の数が20人～35人	4,577,000円－(36人－児童の数の年間平均数)×26,000円
	3	構成する児童の数が36人～45人	4,577,000円
	4	構成する児童の数が46人～70人	4,577,000円－(児童の数の年間平均数－45人)×63,000円
	5	構成する児童の数が71人以上	2,917,000円
開所日数 200～249日	6	構成する児童の数が20人以上	3,011,000円
	7	構成する児童の数が19人以下	1,701,000円

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱 別表)

エ 補助金の交付回数

補助金は、年4回に分けて交付するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合はその限りではない。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第6条)

オ 実績報告

補助金の交付決定を受けた児童クラブは、当該年度の末日までに児童クラブ実績報告書を規則第10条第1項に掲げる書類及び事業報告書に添えて、市長に提出しなければならない。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第7条)

カ 交付金額及び件数の推移

【図表4-10-2】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	193,519,000	223,496,500	251,253,000	283,572,000	360,469,600
補助件数(件)	33	36	37	40	42
1件当たり 補助金額(円)	5,864,212	6,208,236	6,790,622	7,089,300	8,582,610

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 「児童クラブ補助金等変更申請書」変更又は中止(廃止)の理由の記載は実態に即して記載されることが望まれる。【意見20】

1年間の実績を集計して、追加の補助金があれば「児童クラブ補助金等変更申請書」を作成して補助金の申請を行う。今年度は期中に補助金支給金額の増額変更があり、補助金追加支給となっている。しかし、「児童クラブ補助金等変更申請書」変更又は中止(廃止)の理由には児童数が増えたためとあり、実際はコロナの影響で児童数は減っているケースが散見された(13件中12件)。

「児童クラブ補助金等変更申請書」変更又は中止(廃止)の理由の記載が実態に即して記載されることが望まれる。

2 民営児童クラブ施設整備費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

補助金は、豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画に基づき、次条に規定する放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図ることを目的とする。

放課後児童クラブの「整備」とは、【図表4-10-3】に掲げる整備内容をいう。

【図表4-10-3】整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに放課後児童クラブを整備すること。

(出所：豊橋市子ども・子育て支援整備補助金交付要綱第4条)

イ 交付対象

補助金の対象は、豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年4月1日決裁）の補助金交付要件を満たした社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、特例社団法人及び特例財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する放課後児童クラブの整備とする（整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項の規定による基準（専用区画について、児童1人あたりおおむね1.65平方メートル以上をいう。）を満たさない場合を除く。）。

(出所：豊橋市子ども・子育て支援整備補助金交付要綱第5条)

ウ 補助額の算定方法

この補助金の交付額は、豊橋市子ども・子育て支援整備補助金交付要綱別表第5欄に定める対象経費の実支出額（同表第4欄に定める基準額を超える場合にあっては、当該基準額）と同表第1欄に定める総事業費から寄付金を除くその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の2を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取り扱いについて（平成27年7月13日府子本第204号。以下通知という）の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は4分の3を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(出所：豊橋市子ども・子育て支援整備補助金交付要綱第7条)

【図表 4-10-4】算定基準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費
施設整備費	創設	本体工事費	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(平成27年7月13日府字本第202号)の別表1の第4欄に定める基準額(ただし書きに係る分を除く。)に3分の2(子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取り扱いについて(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は6分の5)を乗じて得た額に相当する額と、愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱(平成27年7月29日27子支第8号)の別表の第4欄に定める基準額に3分の1(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は6分の1)を乗じて得た額に相当する額を合算して得た額を基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする)。

(出所：豊橋市子ども・子育て支援整備補助金交付要綱別表)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-10-5】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	15,602,000	0	0	18,101,000	0
補助件数(件)	1	0	0	1	0
1件当たり補助金額(円)	15,602,000	0	0	18,101,000	0

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

3 民営児童クラブ支援員等処遇改善補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時30分を超えて事業を行う場合、職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱備考(放課後児童支援員等処遇改善等事業))

イ 交付対象

開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。開所する日数は、年間250日以上開所すること。以上のことを要件とするとともに、平成25年度に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱備考(放課後児童支援員等処遇改善等事業))

ウ 交付額

(1) 非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業

家庭、学校等との連絡及び情報交換等の次に定める育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部について、1,677,000円を上限として補助する。

(2) 常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業

(1)の育成支援のいずれかに加えて次に定める育成支援のいずれかに主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部について、3,158,000円を上限として補助する。

(出所：豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱備考(放課後児童支援員等処遇改善等事業)より監査人加工)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-10-6】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	0	24,850,000	47,248,000	54,131,000	57,872,000
補助件数 (件)	0	29	31	33	35
1 件当たり 補助金額 (円)	0	856,897	1,524,129	1,640,333	1,653,486

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

X I 環境部 再生可能エネルギーのまち推進課（衛生費）

1 家庭用エネルギー設備等導入費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

設備を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、市民が行う住宅全体での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

(出所：豊橋市家庭用エネルギー設備等導入補助金交付要綱第2条)

イ 補助対象設備

補助金の交付の対象となる設備は別表第1に掲げるものとし、補助の要件は以下のとおりとする。

(1) 共通要件

未使用品であること

(2) 太陽光発電システム

ア 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること

イ 補助対象者本人が電気事業者と契約を行っているものであること

ウ 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、かつ、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであること

エ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満（キロワット表示で、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）であること

オ 単体設備においては既築住宅に設置するものであること

(3) 燃料電池

一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること

(4) ホームエネルギーマネジメントシステム（以下「HEMS」という。）ただし、太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池と同時設置する場合（以下「一体的導入」という。）に限り申請できる。

「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること

(5) リチウムイオン蓄電池

国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）により登録されているものであること

(6) ペレットストーブ

東三河産の木質ペレット（間伐材からの製材くずを乾燥し、圧縮成型した固形燃料をいう。）を燃料として使用するものであること

(7) 太陽熱利用設備

ア 太陽熱エネルギーで温めた水を、循環ポンプを用いずに自然対流させ給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）、又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は空調に利用するものや、空気を集熱ファンで強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、空調又は給湯に利用するもの（以下「強制循環型」という。）であること

イ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたものであること

(8) 地中熱利用設備

地中熱を熱源として、その熱を空調・給湯のエネルギーとして利用するものであること

(9) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）を構成する設備国がZ E H普及促進を目的に実施する補助金（以下「国Z E H補助金」という。）における補助金の交付を受けるものであること。ただし、同一年度において同条各号の対象設備との同時申請はできないものとする。

ウ 補助対象者

補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件をすべて満たし、設備を設置する者（個人）とする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅に設備を設置しようとする者

イ 自ら居住するため、建売住宅供給者等から市内の設備付き建売住宅（以下「設備付き建売住宅」という。）を購入しようとする者

(2) 第8条第1項の規定による申請の際に、設備を設置した住宅の所在地に住民基本台帳の登録がある者

(3) 豊橋市税を滞納していない者

(4) とよはしエコファミリーに登録されている、又は第8条第1項の規定による申請までにとよはしエコファミリーの登録手続を行う世帯に属する者

エ 補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表第一のとおりとする。

【図表 4-11-1】 補助対象経費及び補助額

補助項目	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に係る費用	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (kW 表示で小数点以下 2 桁未満を切り捨て。) に 15,000 円を乗じて得た額とし、補助対象経費の 20 分の 1 の額又は 60,000 円のいずれか低い額を上限とする。
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他 (リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用)、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事に係る費用	一件 40,000 円
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置 (インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等) で構成される設備の購入・据付、設置工事に係る費用	補助対象設備を構成するリチウムイオン蓄電池の蓄電容量 (kWh 表示で小数点以下 1 桁未満を切り捨て。) に 10,000 円を乗じて得た額とし、補助対象経費の 20 分の 1 の額又は 70,000 円のいずれか低い額を上限とする。
ペレットストーブ	設備の購入費、設置工事費	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じた額とし、50,000 円を上限とする。
太陽熱利用設備	設備の購入費、設置工事費	自然循環型については一件 20,000 円とする。 強制循環型については一件 30,000 円とする。
地中熱利用設備	設備の購入費、設置工事費	補助対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た額とし、100,000 円を上限とする。

補助項目	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)
一体的導入	(1) 太陽光発電システム 上記と同じ (2) HEMS データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置工事に関する費用 (3) リチウムイオン蓄電池 上記と同じ	一件 160,000 円
ZEHを構成する設備	ZEHを構成する太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備、エネルギー計測装置の購入・据付、設置工事に係る費用	一件 200,000 円

(出所：豊橋市家庭用エネルギー設備等導入補助金交付要綱別表第一)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-11-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	87,167,000	83,956,000	56,978,000	53,942,000	40,085,000
補助件数 (件)	838	777	640	759	489
1 件当たり 補助金額 (円)	104,018	108,051	89,028	71,070	81,973

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

- ア 市民サービス向上及び申請手続きの効率化の観点から、納税情報や住民票情報等の市が保有する情報については、所管課が市の情報に直接アクセスして確認することが望まれる。【意見 21】

「豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱」によると、補助金の予約申込み時に市税の滞納がないことを示す証明書の提出が必要であり、申請時には、住民票の提出が必要となるため、申請者は市から書類を取り寄せる必要がある。

しかし、市税の滞納がないことは納税課、住民票は市民課と、市が情報を保有しているため、所管課は、申請者を介して情報を入手するよりも、市の情報に直接ア

クセスして確認の方が効率的であり、市民にとっても、必要書類を取り寄せる手間を省くことができる。

そのため、市民サービス向上及び申請手続きの効率化の観点から、納税情報や住民票情報等の市が保有する情報については、所管課が市の情報に直接アクセスして確認することが望まれる。

豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱（一部抜粋）

（予約の申込み等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備に係る設置工事の着工予定日（設備付き建売住宅を購入する場合にあっては、当該引渡し予定日）の14日前（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）による市の休日に当たるときは、市の休日の前日）までに、あらかじめ予約申込書（様式第1）に次に掲げる書類等を添付して、市長に申し込まなければならない。

（3）豊橋市税の滞納がないことを示す証明書（ただし、市外に住所を有する者で予約の申込みをしようとする者は、第8条第1項の規定による申請の際に提出するものとする）

（交付申請等）

第8条 予約者は、補助対象設備に係る設置工事又は設備付き建売住宅の引渡しを完了したとき（以下「事業完了」という。）は、補助金交付申請書（様式第6）に次の書類等を添付して、次項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

（11）住民票

イ 補助金支給時の周知の徹底等により、補助事業により取得した財産を処分する場合は、豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱第12条の通り、事前の「処分承認申請書」の提出を徹底させる必要がある。【指摘1】

「豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱」第12条によると、補助事業者は、補助事業により取得した財産を処分する場合は、あらかじめ「処分承認申請書」を提出する必要があるとされている。

しかし、平成28年度から令和2年度までに提出された「処分承認申請書」のうち、補助金交付の取消となったものを確認したところ、全て申請日付が処分日付より後の日付になっており、処分の時期から申請まで最長4年になっており、全件、使用期間に応じた割合の補助金の返還を受けていた。

所管課に遅延理由を確認したところ、同一申請者が別住所にて新たに当補助金の

申請を提出してきた際、審査により過去に補助金を申請していたことが判明し、申請者に聞き取りを行ったところ、処分されていたことが判明したため、処分承認申請書の提出が大幅に遅れたものとのことであった。

そのため、補助金支給時の周知の徹底等により、補助事業により取得した財産を処分する場合は、豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱第12条の通り、事前の「処分承認申請書」の提出を徹底させる必要がある。

【図表 4-11-3】 処分承認申請書の申請日と処分の時期

No.	申請日	処分の時期	
1	平成 28 年 8 月 22 日	平成 28 年 7 月 20 日	翌月
2	平成 28 年 11 月 2 日	平成 24 年 10 月 20 日	4 年後
3	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 4 月 14 日	翌月
4	平成 30 年 6 月 1 日	平成 30 年 5 月 15 日	翌月
5	平成 30 年 10 月 23 日	平成 30 年 10 月 9 日	同月
6	平成 31 年 2 月 4 日	平成 31 年 1 月 14 日	翌月
7	令和元年 10 月 8 日	令和元年 5 月 16 日	5 か月後
8	令和 2 年 2 月 3 日	令和元年 6 月 24 日	8 か月後
9	令和 2 年 9 月 11 日	令和 2 年 9 月 7 日	同月

(出所：市作成資料を基に監査人が作成)

豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱

(財産処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、前条に定める期間内において、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書(様式第 21)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第 11 条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。ただし、第 3 条第 2 号、第 4 号、第 5 号に定める設備を一体的に導入する申請の場合（太陽光、HEMS、蓄電池の一体的導入）においては、別表第 3 に定める金額を各設備の補助額として扱い、返還を命ずるものとする。

ウ 補助金交付後の使用状況についてモニタリングすることが望まれる。【意見 22】

「豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱」第 11 条によると、補助対象設備について、一定期間継続して使用しなければならないとされており、一定期間内に処分する場合は、「処分承認申請書」を提出する必要があるとされている。

令和 2 年度に提出された「処分承認申請書」は 1 件のみであり、所管課は、補助金交付後の使用状況については、確認していないため、補助対象設備を処分する際に必ず「処分承認申請書」が提出されているかは不明である。

そのため、補助対象設備を一定期間内に処分したにも関わらず、「処分承認申請書」を提出しないことにより、補助金交付の取消を免れることのないように、一定の抽出基準を設けて、補助交付後の使用状況をモニタリングすることが望まれる。

なお、所管課によると、令和 3 年度に交付先の一部を対象とし、太陽光発電システムに関するアンケートを実施するとのことである。

豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱

(使用の期間)

第11条 補助事業者は、当該補助対象設備を次の各号の期間継続して使用しなければならない。

(1) 第3条第2号から第8号に定める設備においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間

(2) 第3条第9号に定めるZEHを構成する設備においては、6年間

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、前条に定める期間内において、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第21）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

X II 環境部 廃棄物対策課（衛生費）

1 浄化槽設置費補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(出所：豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第1条)

イ 補助対象者

単独処理浄化槽又は汲み取り槽(以下「単独処理浄化槽等」という)を撤去する場合において、処理対象人員 50 人以下の環境配慮型浄化槽を設置する者であって、次の各号のいずれにも該当する者に対して補助金を交付する。

(1) 別表第2に定める地域内において実施する者

【図表4-12-1】補助対象地域

補助対象地域
豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。 (1) 豊橋市地域下水道条例(平成11年3月31日条例第28号)で定める地域下水道処理区域 (2) その他市長が指定する区域

(出所：豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別表第2)

(2) 別表第3に掲げる建築物において実施する者

【図表4-12-2】建築物において実施する者

実施する者
(1) 専用住宅 (2) 床面積の1/2以上を居住の用に供する併用住宅 (3) 集合住宅 (4) 公民館、地域集会所 (5) その他市長が認める建築物

(出所：豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別表第3)

- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に基づく確認を要しない者。
- (4) 本市に納付すべき市税を滞納していない者。
- (5) 申請日時点で豊橋市に住民登録がある者。ただし、申請日時点で豊橋市内に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く。

（出所：豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 3 条）

ウ 補助金額

補助金の額は、別表第 4 に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表に定める限度額と環境配慮型浄化槽の設置費を比較して少ないほうの額とする。ただし、設置しようとする人槽が、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000）」表による算定基準を上回る場合は、同表により算定した人槽の補助金を限度額とする。

【図表 4-12-3】補助金額（環境配慮型浄化槽の設置）

補助金額	
環境配慮型浄化槽の人槽区分	限度額（円）
5 人槽	388, 000
6 人槽～7 人槽	483, 000
8 人槽～50 人槽	640, 000

（出所：豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別表第 4）

また、環境配慮型浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽撤去処分費の補助金の額については、別表第 5 に定める限度額と環境配慮型浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽を撤去する費用を比較して少ないほうの額とする。

【図表 4-12-4】補助金額（単独処理浄化槽撤去費用）

補助金額	
区分	限度額（円）
環境配慮型浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去	90, 000

（出所：豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別表第 5）

エ 補助金額及び件数の推移

【図表 4-12-5】補助金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	13,706,000	20,056,000	16,183,000	18,796,000	18,704,000
補助件数 (件)	29	40	31	43	39
1 件当たり 補助金額 (円)	472,621	501,400	522,032	437,116	479,590

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

- ア 適切な維持管理を怠り、悪質な場合は、補助金の交付を取消し、補助金の返還を求めることを検討することが望まれる。【意見 23】

「豊橋市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」第 12 条第 3 号によると、維持管理を適正に行わないときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すことができ、補助金の交付を取消した場合は、補助金の返還を命ずることができる（第 13 条）とされている。

維持管理には、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査があり、市は、法定検査については、年 1 回、3 年に渡って検査の確認を行っているが、その結果、維持管理が適正に行われていない場合は、その後も引き続き年 1 回検査の確認を行っている。

令和 2 年度に実施した検査の結果を確認したところ、「適正に管理されている」というコメント以外のコメントが記載された件数は、図表 4-12-6 の通りであり、これらは、浄化槽の清掃・保守点検の記録が確認できなかつたり、放流水の生物化学的酸素要求量が望ましい範囲外となつたりしたものであった。

適切な維持管理を怠り、悪質な場合は、補助金の交付を取消し、補助金の返還を求めることを検討することが望まれる。

【図表 4-12-6】令和 2 年度の法定検査結果が「適正」以外の件数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助件数	29	40	31	43	39
結果が適正 以外の件数	4	14	15	16	
結果が「適正」 以外の浄化槽の 補助金額合計	2,012,000 円	7,249,000 円	7,750,000 円	6,768,000 円	

(出所：市作成資料)

イ 浄化槽台帳の適切な運用及び活用が望まれる。【意見 24】

市は、条例改正により、浄化槽保守点検業者から浄化槽を使用している世帯へ浄化槽の清掃と法定検査を行う時期を通知する制度（浄化槽の通知制度）の運用を開始した。また、浄化槽台帳の整備を進め、市側で浄化槽の維持管理状況を把握できるように運用していく方針である。

浄化槽台帳の整備がなされないと、浄化槽の清掃と法定検査を行う時期を正確に通知することができず、浄化槽の適切な維持管理に支障をきたすことから、整備することが重要である。

浄化槽が適切に維持管理されていることを市側で把握し、浄化槽の通知制度が有効に機能するためにも、浄化槽台帳の適切な整備及び運用が望まれる。

XⅢ 産業部 農業企画課（農林水産業費）

1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

（1） 補助金の概要

ア 目的

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、実質化された人・農地プランを踏まえた地域農業の担い手の育成・確保を図ることや、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む新たな生産事業の形成が最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備、先駆的な生産事業に係るモデル的な取組を支援することとする。

（出所：強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱）

イ 交付対象

（1） 地域担い手育成支援タイプ

先進的農業経営確立支援タイプでは、より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的発展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を行おうとする農業経営体に対して支援を行うものである。

①融資主体型補助事業

「実質化された人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられた方や農地

中間管理機構を活用して賃借権の設定等を受けた方であれば事業への応募が可能です。また、融資を受けていただく必要があります。なお、労働力不足等の課題に対応する農業経営のイノベーションに向けて、新たな技術を活用した農業用機械や施設を導入する方については、優先枠（本タイプのみ措置）を設けて支援する。

②条件不利地域型補助事業

経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図ろうとする方であれば、事業への応募が可能です。なお、共同利用機械等の導入支援となる。

(2) 先進的農業経営確立支援タイプ

先進的農業経営確立支援タイプでは、より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的発展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を行おうとする農業経営体に対して、支援を行うものである。

○融資主体型補助事業上記（1）の①と同様。

（出所：強い農業・担い手づくり総合支援交付金 要望調査用）

ウ 助成金の算定方法について

個々の事業内容ごとに以下の計算方法①～③により算定した額のうち一番低い額又は各支援タイプで定める上限額のいずれか低い額が助成金額となる。

〈計算方法〉

① = 事業費 × 3/10

② = 融資額

③ = 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額

〈各支援タイプの上限額〉

・地域担い手育成支援タイプ：法人・個人問わず 300 万円

・先進的農業経営確立支援タイプ：法人 1,500 万円、個人 1,000 万円

（出所：強い農業・担い手づくり総合支援交付金 要望調査用）

エ 交付金額及び件数の推移

交付金額及び件数の推移は「2 令和 2 年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）（令和 2 年 7 月豪雨）」で合算して示している。

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 令和 2 年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）（令和 2 年 7 月豪雨）

(1) 補助金の概要

ア 目的

令和 2 年 7 月豪雨による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、被災した農業者の農業経営の安定化に支障を来す事態が生じていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図る必要がある。

このため、令和 2 年 7 月豪雨を対象として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 のⅡの 2 の（1）及び（2）に掲げる事業（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

（出所：令和 2 年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）（令和 2 年 7 月豪雨）実施要領第 1）

イ 交付対象

第 1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、3 に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

（1）融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、令和 2 年 7 月豪雨による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産等に必要な施設等について、令和 2 年 7 月豪雨による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を

対象として助成を行うことができるものとする。

なお、農産物の生産等に必要な施設等であって、被災当時、所有者以外の者により利用されていたもの（以下「被災貸借施設等」という。）については、所有者若しくはその被承継人（特定承継に係る者を除く。）が貸付けの前に農業利用に供していたもの又は都道府県知事と協議の上、助成を行うことが必要と認められるものに限り、令和2年7月豪雨による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

さらに、上記に加え、実施要綱別記2のⅡの第1の2に規定する事業実施地区の要件を満たした同第1の3の（1）のイの要件を満たす者を対象として、営農施設等の補強の取組について助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために（被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合にあっては、復旧（修繕又は取得をいう。以下同じ。）をする施設等を利用する農業者の経営の維持のために）行う次に掲げるもの（被災貸借施設等の復旧を令和2年7月豪雨による農業被害前の当該被災貸借施設等と同程度の施設等の取得により行う場合にあっては、所有者によるものに限る。）とする。

a 農産物の生産に必要な施設若しくは生産した農産物の加工に必要な施設又はこれらの附帯施設（以下「被災施設等」という。）の修繕又は令和2年7月豪雨による農業被害前の被災施設等と同程度の施設の取得

b 被災施設等を修繕するために必要な資材の購入

c 農産物の生産に必要な農業用機械若しくは生産した農産物の加工に必要な機械又はこれらの附帯設備（以下「被災機械等」という。）の修繕又は令和2年7月豪雨による農業被害前の被災機械等と同程度の機械又は設備の取得

d 農業用ハウス及び果樹棚等に流入した土砂の除去（農地災害復旧事業の対象とならない土砂を除去する場合に限る。）

e aの施設又はcの機械若しくは設備を新たに取得し、共同で営農再開する取組（園芸施設共済の加入対象施設を除く。）

f 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の撤去

g 令和2年7月豪雨により農業被害を受けた営農施設等の補強

h 農業専用のトラック（新車登録から14年目までの車両に限る。）の修繕又は令和2年7月豪雨による農業被害前の当該トラックと同程度のトラックの取得

（イ）（ア）のaからhまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、当該事業内容に係る経費についてプロジェクト融資

を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

a 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了する取組であること。

b 本対策以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

c パソコン等の農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの（農業専用のトラックを除く。）でないこと。

d 事業内容が中古の施設等の取得である場合には、残存耐用年数が2年以上の施設等を事業実施主体が適正と認める価格で取得すること。

e 園芸施設共済の引受対象となる施設の復旧をする場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年であることとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

f 事業内容が農業用機械の取得である場合には、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること（所有者以外の者により利用されていた農業用機械の令和2年7月豪雨による農業被害前の当該機械と同程度の農業用機械の取得を行う場合は、当該取得を行う農業用機械を利用する農業者が地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。）。

g 上記aからfまでのほか、(ア)のfの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(a) 助成対象者の農業経営が継続されること。ただし、被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合には、被災当時、当該被災貸借施設等を利用していた農業者の農業経営が継続されるとともに、当該農業者との間で当該被災貸借施設等及び当該被災貸借施設等が存する土地の貸借関係が継続しており、かつ、撤去方法、経費、撤去後の土地の利用方法等について、合意されているものであること。

(b) 被災施設等については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るため、市町村の環境部局と調整を図ること。

h 上記aからfまでのほか、(ア)のgの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(a) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

(b) 当該取組が本対策における経営体の成果目標の達成に直結するもので

あること。

(c) 過去に強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）等により営農施設等の整備をしており、当該整備をするときに設定し

た目標（以下「過去目標」という。）の項目が本対策における経営体の成果目標の項目と重複している場合には、過去目標の達成を見込んだ水準で当該成果目標を設定すること。

i 上記aからfまでのほか、(ア)のhの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(a) 助成対象者が、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認めた者であること。

(b) 被災前の農業専用のトラックの使用状況が、以下の項目により農業専用で使用されていたと確認できること。

- ・資産計上されていること。
- ・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。
- ・運行記録、業務日報が整備されていること。
- ・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること。
- ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること又は他用途に使用していないことを証する書面があること。

(c) 復旧後に、農業専用のトラックについて資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

- ・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。
- ・車体に補助金名が印刷されていること。
- ・運行記録、業務日報が整備されていること。
- ・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること。
- ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること。

(ウ) 被災貸借施設等の復旧の場合にあっては、(イ)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 被災貸借施設等の被災当時の所有者が助成対象者となる場合

(a) 復旧をする施設等が農業者により利用され、その農業経営の維持が図られるものであること。

(b) 被災当時の利用者との間で、貸借関係が継続していること。

(c) 被災当時の利用者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

(d) 復旧をする施設等及び当該施設が存する土地を、復旧する施設等の耐

耐用年数期間が経過するまでの間、被災当時の利用者が利用することができる旨約されていること。

(e) 復旧をする施設等を農業者が利用する対価は、取得した施設等の利用の場合にあっては助成対象者負担額（事業費－助成金）を当該施設等の耐用年数で除した額に年間管理料を加えた額とする等、復旧事業費の自己負担額と復旧施設の耐用年数等により算出される額を踏まえて妥当な範囲内の額であること。

b 被災貸借施設等の施設等の利用者が助成対象者となる場合

(a) 被災当時の所有者との間で、貸借関係が継続していること。

(b) 被災当時の所有者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

(c) 復旧をする施設等及び当該施設が存する土地を、復旧をする施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、利用者が利用することができる旨約されていること。

(d) 被災当時の所有者との間で、復旧に係る必要費償還請求を行う場合は、復旧事業費のうち利用者が自ら負担した額以内の額に限る旨約されていること。

(エ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

- a 農業協同組合
- b 農業協同組合連合会
- c 農林中央金庫
- d 株式会社日本政策金融公庫
- e 沖縄振興開発金融公庫
- f 株式会社商工組合中央金庫
- g 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- h 銀行
- i 信用金庫
- j 信用協同組合
- k 都道府県
- l 市町村

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、令和2年7月豪雨に係るプロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会（農業信用保証保険法（昭和36

年法律第 204 号。以下「保証保険法」

という。) 第 3 条に規定する基金協会をいう。以下同じ。) を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあつては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 3,600 万円 (法人にあつては 7,200 万円)

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人 3,000 万円 (法人又は任意団体にあつては 6,000 万円)

(イ) 融資機関 (保証保険法第 2 条第 2 項に掲げる融資機関に限る。) が行う保証保険法第 8 条第

1 項第 1 号及び第 2 号に規定する債務を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の 10% に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第 9 条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることのできるものとする。なお、地域担い手経営基盤強

化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追

加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3 成果目標等

(1) 本対策の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

(2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

ただし、2の(1)のイの(イ)のfの農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

4 実施手続

(1) 被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、本実施要領第5に定める項目を含めた被災支援計画を作成するものとし、作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。

ア 被災の状況と復興方針

イ 成果目標

ウ 実施計画

エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工(機械の発注を含む。)する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、届出等があった場合は、交付決定前に着工することができるものとする。なお、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、この限りでない。

イ 助成対象者は、事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行う等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。ただし、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合は、この限りでない。

また、事業実施主体は、本実施要領の施行日以降、このことについて助成対

象者に対し周知・指導等を行うものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に事業に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから事業に着工するよう指導するものとする。

また、この場合、事業着工から交付決定までの期間に生じたあらゆる損失及び費用について、助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に事業に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日並びに交付決定前着工届の日付及び文書番号（助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に事業に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、その着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、この場合、都道府県知事は事業実施主体に対し必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの届出等があった場合、又は助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

5 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届（被災貸借施設等に係る事業であって、被災当時の施設等の所有者が助成対象者である場合は、しゅん工届及び農業者への引渡書）を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高等の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 実施要綱第6により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。

（1）融資等活用型補助事業

ア 被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額と

する。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の（ア）から（カ）までにより算定した額を限度とする。

（ア）助成の対象となる復旧等に係る施設等（以下「助成対象施設等」という。）が農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象施設等ごとに以下の a から c までに掲げる額のうち最も低

い額を限度とする。

a 助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に 10 分の 3 を乗じて得た額

b 助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に 2 分の 1 を乗じて得た額から支払共済金に 2 分の 1 を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に 2 分の 1 を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価格設定準則（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 655 号）別表 1 の時価現有率をいう。）並びに 10 分の 4（園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に 2 分の 1 を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除して得た額

（イ）助成対象施設等が、畜舎や農業用機械等の園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該助成対象施設等ごとに以下の a 又は b に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

a 助成対象事業経費に 10 分の 3（助成対象者が被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村から認められた場合は、2 分の 1）を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（ウ）営農施設等の補強を行う場合の助成金の額は、当該助成対象施設等ごとに以下の a 又は b に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とし、助成対象者ごとの上限額は 300 万円とする。

a 助成対象事業経費に 10 分の 3 を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（エ）第 1 の 2 の（1）のイの（ア）の d の取組にあつては、（ア）及び（イ）

の規定にかかわらず、以下の a 又は b に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

a 助成対象事業経費に 10 分の 3 を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(オ) 第 1 の 2 の (1) のイの (ア) の e の取組にあつては、(イ) の規定にかかわらず、以下の a から c までに掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

a 個々の施設等の原形復旧に係る国費相当額の合計額

b 助成対象事業経費に 2 分の 1 を乗じて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(カ) 第 1 の 2 の (1) のイの (ア) の f の取組にあつては、(ア) 及び (イ) の規定にかかわらず、以下の a から d までに掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

a 助成対象施設等の面積に以下の表の助成単価を乗じて得た額

b 助成対象事業経費に 10 分の 3 を乗じて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除した額

d 地方公共団体による助成金の額

なお、助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合は、国の助成金の額と園芸施設共済のうち被災施設等の撤去に係る支払共済金に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額が助成対象事業経費の 2 分の 1 を超えないものとする。

(2) 追加的信用供与補助事業

被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の合計額

に 15 分の 1 を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に実施要綱別記 2 の別表 8 に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 国は、1 で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。

(出所：強い農業・担い手づくり総合支援交付金 要望調査用)

ウ 加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、実施要綱別記2のⅡの第3の1による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額

3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の2の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、当該助成金に係る運用益等が生じている場合には、当該運用益分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還額を除く)

(C) は、基金協会が第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする

(出所：強い農業・担い手づくり総合支援交付金 要望調査用)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-13-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	2,744,000	-	-	413,233,776	2,898,000
補助件数 (件)	1	-	-	199	4
1 件当たり 補助金額 (円)	2,744,000	-	-	2,076,552	724,500

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

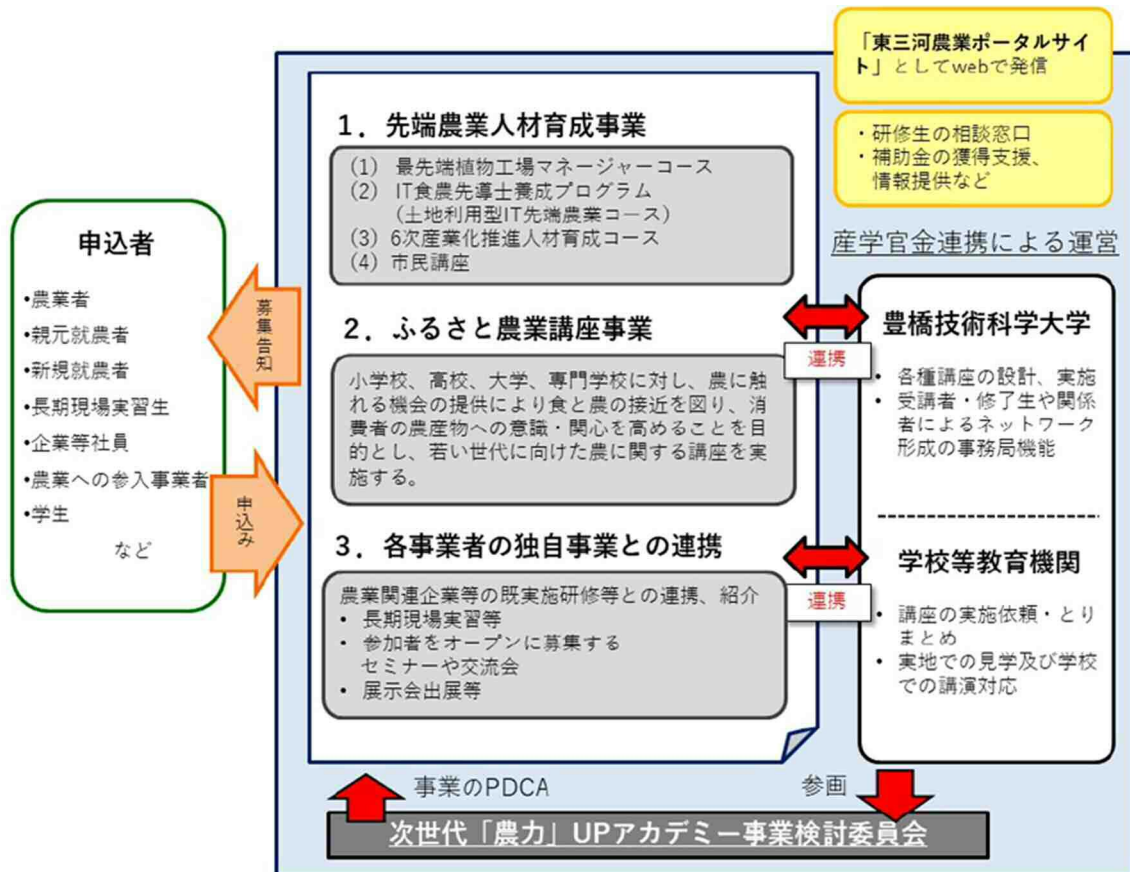
3 次世代「農力」UPアカデミー事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

地域産学官金が連携し、植物工場の管理運営をはじめとする先端技術に長けた農業人材の育成講座や次世代農業を担う人材確保のためのインターンシップ事業を実施し、もって本市農業の持続的な発展に資することを目的とする。

【図表 4-13-2】次世代「農力」UPアカデミー事業の概要



(出所：豊橋市HP)

イ 交付対象

以下の事業への補助を行っている。

○先端農業人材育成事業

豊橋技術科学大学を中心とした体制のもと先端農業人材育成を実施する。
プログラムについては最先端植物工場マネージャーコース、IT食農先導士養成プログラム（土地利用型IT先端農業コー）、6次産業化推進人材育成コースの3つのコースと市民講座を用意している。

○ふるさと農業講座事業

小学校、高校、大学、専門学校に対し、農に触れる機会の提供により食と農の接近を図り、消費者の農産物への意識・関心を高めることを目的とし、若い世代に向けた農に関する講座を実施する。

○農業ポータルサイトの運営

本事業で行う人材育成プログラムやインターンシップの情報、長期現場実習の情報、セミナーやイベント等、農業人材の確保・育成に関する地域の情報を発信する場とする。

○事例発表会等

○その他本市次世代農業人材に育成に資する事業（相談窓口、補助金の獲得支援、情報提供など）

（出所：豊橋市HP、豊橋市次世代「農力」UPアカデミー事業補助金交付要綱第3条）

ウ 交付額

【図表 4-13-3】 交付額

区分		補助対象経費	補助限度額
直接 経費	人件費	賃金、厚生諸費、通勤手当	1,300,000 円
	事業費	消耗品費、備品費、印刷製本日、借損料、出展料、会議費、広報宣伝費、旅費、調査研究費、原材料費、製造・各外注費、デザイン料、コンサルタント料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、その他事業の運営に必要な経費	6,220,000 円
間接経費		補助事業実施のための管理等に必要な経費（直接経費の 20%以内を上限とする）	1,480,000 円
合計			9,000,000 円

（出所：豊橋市次世代「農力」UPアカデミー事業補助金交付要綱 別表（第 4 条関係））

エ 交付方法

補助金等は、第 11 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（出所：豊橋市補助金等交付規則第 13 条、豊橋市次世代「農力」UPアカデミー事業補助金交付要綱第 5 条、6 条）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-13-4】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額（円）	14,860,000	15,757,000	16,280,000	10,080,000	8,257,999
補助件数（件）	1	1	1	1	1
1 件当たり 補助金額（円）	14,860,000	15,757,000	16,280,000	10,080,000	8,257,999

（出所：市作成資料）

(2) 監査結果

- ア 令和2年度次世代「農力」UPアカデミー事業成果報告書の内容を確認し、記載漏れや計画との齟齬について確認することが望まれる。【意見25】

令和2年度次世代「農力」UPアカデミー事業成果報告書（ふるさと農業講座）を閲覧したところ、豊橋調理製菓専門学校のふるさと農業講座についての実績の記載がなかった。理由について確認したところ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止となったとのことであった。

また、次世代「農力」UPアカデミー事業補助金事業報告書（参考資料）の募集人員は20名程度であり、一方、次世代「農力」UPアカデミー事業補助金事業計画書は30名程度とあり内容に齟齬があったため、理由について確認したところ、次世代「農力」UPアカデミー事業補助金事業計画書の記載が誤りで、正しい募集人員は20人程度とのことであった。

補助金交付の前提となる補助金事業計画書と、実績報告である事業成果報告書の内容に齟齬がないか確認するとともに、齟齬がある場合には理由を確認することが望まれる。

- イ 精算命令書の受領日は正しく記入する必要がある。【指摘2】

戻入命令書の受領日について、令和3年1月19日と記載されていたが、正しくは令和3年1月29日とのことであった。正しい日にちを記入する必要がある。

XIV 産業部 農業支援課（農林水産業費）

1 次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

本補助金は、「豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱」の別表に掲げる事業である。

（豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱）

補助金は、農林水産業の振興を図るため、農林水産大臣、愛知県知事、独立行政法人新エネルギー・産業振興技術総合開発機構又は市長が別に定める事業実施要領等に基づいて、農業者の組織する団体等がおこなう農林水産業振興対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

（次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金）

大規模施設園芸実証拠点の運営に対する支援を行うとともに、実証拠点で得られる成果を地域に普及させて産地競争力の強化を図る。

（出所：豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱 別表1）

イ 交付対象（事業内容）

国の次世代施設園芸導入加速化支援事業の対象となる取組に要する経費

1. 管理運営費

（出所：豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱 別表1）

なお、国の次世代施設園芸導入加速化支援事業は以下のとおり定めている。

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱

第1 趣旨

本事業は、先端技術と強固な販売力を融合させ、木質バイオマス等の地域資源エネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行うことにより、低コストな周年・計画生産を実現し、所得向上と地域の雇用を創出することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次の1から3までに掲げるものとし、事業の種類及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

また、本事業の目標年度、成果目標等の要件は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

1 次世代施設園芸拠点の整備

木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用する脱石油型エネルギー供給施設や完全人工光型植物工場を活用した種苗生産施設、高度な環境制御を行う園芸施設、集出荷貯蔵施設等を整備する。

2 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

生産コスト縮減や野菜の機能性向上、未利用資源・エネルギーの活用等に係る技術実証等を行う。

3 次世代施設園芸推進に必要な環境整備の推進

次世代施設園芸コンソーシアム（民間事業者、園芸作物の生産者、都道府県その他別表に定める者から構成されるものをいう。以下「コンソーシアム」という。）で運営方針を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等を行う。

第3 事業実施主体

1 第2の1から3までの事業（以下「拠点整備事業」という。）にあつては、コンソーシアム。

2 1のコンソーシアムの構成員である地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が拠点整備事業の各メニューを直接実施する場合は地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人。

第4 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体が拠点整備事業を実施しようとするときは、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画（以下「拠点整備事業実施計画」という。）を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業実施計画等の承認

（1）地方農政局長等は、1により提出された拠点整備事業実施計画について、生産局長が別に定める要件や第5の費用対効果分析の内容を満たしているかを確認・精査した上で、生産局長に提出するものとする。

（2）生産局長は、（1）により提出された拠点整備事業実施計画について、第5の費用対効果分析の結果及び生産局長が別に定める要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。

(3) 生産局長は、(2)の承認に当たっては、生産局長が別に定めるところにより、選定審査委員会の意見を聴取するものとする。

3 事業実施の重要な変更

事業実施の重要な変更は、生産局長が別に定めるものとする。その際の手続は、上記1及び2に準じて行うものとする。

4 事業の実施期間

拠点整備事業の実施期間は、原則として3年以内とする。ただし、生産局長が別に定める場合はこの限りではない。

第5 費用対効果分析

事業実施主体は、拠点整備事業実施計画の策定に当たり、自らが実施しようとする事業について、費用対効果分析を用いて事前に評価を行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、第4の2の(2)により拠点整備事業実施計画を承認したときは予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

ウ 交付対象（事業内容）

定額

(出所：豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱 別表1)

エ 交付方法

補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の施行にあつては、実施設計書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(出所：豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱 別表1)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-14-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	30,440,400	16,675,400	16,675,400	16,675,400	16,675,400
補助件数 (件)	1	1	1	1	1
1 件当たり 補助金額 (円)	30,440,400	16,675,400	16,675,400	16,675,400	16,675,400

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 先端農業技術普及支援事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

補助金を農業者団体に交付することにより、先端 農業技術を用いた高度環境制御栽培施設の導入を促し、そこで蓄積される高度な栽培技術を地域に普及させることをもって、農業経営の近代化を図ることを目的とする。

(出所：豊橋市先端農業技術普及支援事業補助金交付要綱第 2 条)

イ 補助事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たす農業者団体とする。

- (1) 構成員である取組主体の事業計画を取りまとめ、補助事業者として第 9 条の規定による交付申請等を行い、補助金の交付を受けた場合には、取組主体に補助金を配分すること。
- (2) 対象施設で得られた栽培状況等の成果を当該団体内で共有し、構成員全体の生産性の向上につなげるよう努めること。

(出所：豊橋市先端農業技術普及支援事業補助金交付要綱第 5 条)

ウ 補助対象施設

補助金の交付対象となる高度環境制御栽培施設（以下、「対象施設」という。）は、別表第 1 に掲げる要件のいずれも満たすものであって、補助金の申請する日の属す

る年度内に当該施設の整備の完了が見込まれるものとする。

エ 補助金の交付額

補助金額は、予算の範囲内において、取組主体ごとに対象施設の整備に要する経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた額に10分の0.5を乗じて得た額の合計額以内とする。なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

補助金額は、前項の規定にかかわらず、1取組主体につき500万円を限度とする。

(出所：豊橋市先端農業技術普及支援事業補助金交付要綱第7条)

【図表4-14-2】補助対象経費

(別表第2)

補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸施設本体の整備に係る経費 基礎工事、主骨材、建具、金物（樋など）、天窗、被覆、複合型環境制御装置本体、 附帯設備（換気設備、自動カーテン装置、暖房装置、漕水装置、循環扇、養液設備、 炭酸ガス発生装置、細霧発生装置、局所施用ダクトファン、防除装置、栽培用照明装 置、変電施設など、生産性の向上、コスト削減等に資するもの） ・ 上記に関する施工費 ・ 複合環境制御装置本体及び上記に掲げる附帯設備をリースで導入する場合は、別表 第3の算式により算出した額を補助対象経費に含めることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げるものは交付の対象外とする
<ul style="list-style-type: none"> ① 土地造成などの基盤整備費、②作業台、③コンテナ、④運搬台車、⑤可搬式軽 量器、⑥パレット、⑦既施設等の撤去費用などのほか、取組主体で具備すべき備 品・物品の購入及びリース・レンタルに要する費用

(出所：豊橋市先端農業技術普及支援事業補助金交付要綱 別紙2)

オ 補助金額及び件数の推移

【図表4-14-3】補助金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	20,910,000	24,146,000	29,360,000	17,491,000	3,613,000
補助件数(件)	3	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	6,970,000	24,146,000	29,360,000	17,491,000	3,613,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 国や県等からの補助金との上乗せ支給については、市の方針として明確に定め、補助金交付の適正化を進められることが望まれる。【意見 26】

申請者一名について、国の「産地生産基盤パワーアップ事業補助金」の補助事業額に含まれている、連続ベッド栽培システム部材（8,028,776 円）、付帯設備部材（13,802,941 円）が、本補助金の申請対象経費に含まれていた。

国の「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱 別紙 3 ウ 助成対象としない経費」では、「(ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費」という定めがあるが、「次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金」は市の独自の補助金であるため、当該定めには反していない。

一方、「豊橋市補助金等交付規則」及び「豊橋市先端農業技術普及支援事業補助金交付要綱」においては、国や県等からの補助金との上乗せ支給に関する定めはなく、形式的には当該補助金の支給は問題ない。また、所管課に当該状況についてヒアリングしたところ、補助の目的が異なるため問題ないとの認識であった。

しかしながら、国と市で補助金の支給元は異なるものの、財源としては税金であり、国県の補助事業に市費を上乗せしている、本件の補助金支給は、公平性、妥当性の観点からいささか問題があると考ええる。

総合意見にも記載のとおり、国や県等からの補助金との上乗せ支給については豊橋市として方針を整理し、補助金交付の適正化を進められることが望まれる。

なお、各課共通意見である意見 26 以外は【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

3 産地生産基盤パワーアップ事業補助金

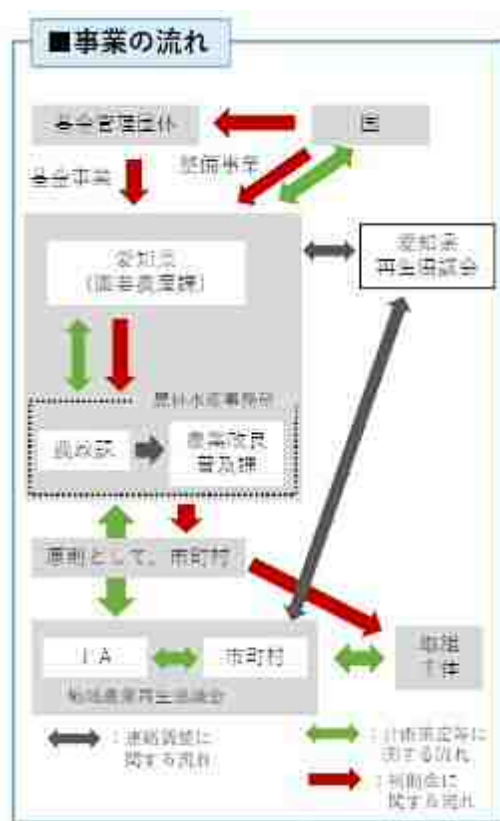
(1) 補助金の概要

ア 目的

「農業生産基盤強化プログラム」及び「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、地域の強みを活かしたイノベーションを推進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要がある。このため、愛知県の農業について、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援する。

(出所：愛知県HP 産地生産基盤パワーアップ事業について)

【図表 4-14-4】事業の流れ



(出所：愛知県HP 産地生産基盤パワーアップ事業について)

イ 交付対象

地域一丸となって収益力強化・生産基盤強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援する。

(出所：愛知県HP 産地生産基盤パワーアップ事業について)

ウ 交付額

1 収益性向上対策

(1) 整備事業

- ・施設の整備 (補助率：1/2 以内)

(2) 基金事業

(ア) 生産支援事業

- ・農業機械等の導入及びリース導入 (補助率：1/2 以内、価格 50 万円以上)
- ・生産資材の導入等
高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入経費 (補助率：1/2 以内)

(イ) 効果増進事業

- ・農業機械の導入実証に要する経費等 (補助率：定額 1/2 相当)

(出所：愛知県HP 産地生産基盤パワーアップ事業について)

エ 交付方法

<基金事業>

基金管理団体から県に助成金が交付された後、原則として市町村を經由して取組主体に交付する。

<整備事業>

地方農政局から県に補助金が交付された後、原則として市町村を經由して取組主体に交付する。

(出所：愛知県HP 産地生産基盤パワーアップ事業について)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-14-5】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	339,932,500	307,531,000	889,229,000	234,232,000	28,531,000
補助件数 (件)	21	24	18	11	4
1 件当たり 補助金額 (円)	16,187,262	12,813,792	49,401,611	21,293,818	7,132,750

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

X V 産業部 農地整備課（農地整備費）

1 単県土地改良事業補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

この要綱は、農業経営を合理化し、農業生産力の発展を図るための土地改良事業及び減産防止と機能保持のための農業用公共施設の災害復旧（関連を含む）事業等に要する経費について、予算の範囲内において土地改良区、土地改良事業共同施行、農業協同組合及び市長が適当と認める団体（以下「土地改良区等」という。）に交付する補助金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱第1条）

イ 交付対象

補助金交付の対象となる事業は、国、県又は愛知県土地改良事業団体連合会の補助事業として採択又は融資により施行した事業のうち、市長が認めた事業であって別表に定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた事業等については、この限りでない。

（出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱第2条）

ウ 交付額

【図表 4-15-1】 交付額

事業区分		内容		備考
団体営事業 県営事業及び 市営事業	かんがい排水事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担金がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	市負担金がある場合はその残とする
	ほ場整備事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担金がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	市負担金がある場合はその残とする
	基盤整備促進事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担金がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	市負担金がある場合はその残とする
単県土地改良事業	機械揚水事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	かんがい排水事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	事務費として事業費の4.5%以内を加算して補助する
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	事務費として事業費の4.5%以内を加算して補助する
	農村総合整備事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	農道整備事業（新設・改良）		補助残の全額	
	農道整備事業（舗装）		補助残の全額	
	農業用施設安全対策事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	総合利水関連施設整備事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
農業用施設小災害復旧事業		国県等補助対象事業費		

			の25%以内	
	県営土地改良事業計画調査		国県等補助対象事業費 の10%以内	
	土地改良施設整備事業		国県等補助対象事業費 の10%以内	
	農道特殊改良事業		補助残の全額	事務費として事業 費の4.5%以内を加 算して補助する
農地等 災害復 旧事業	農地施設災害復旧事業		補助残の50%以内	
	災害用施設災害関連事業		補助残の50%以内	
	災害関連農村生活環境施設復旧 事業		補助残の50%以内	
用水機維持管理事業			国県等補助対象事業費 の10%以内	
土地改良施設維持管理適正化事業			国県等補助対象事業費 の10%以内	
その 他市長が特に必要と認めた事業	国県に補助採択予定のほ場整備 事業地区の計画調査費	国県補助対象	補助残の全額	市負担がある場合 はその残とする
		国県補助対象外	事業費の全額	
	23号関連ほ場整備事業	公共性の高い道路排 水路等の新設、改良及 び耐震調査等	補助残の全額	市負担がある場合 はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費 の17.5%以内	

※1 事業ごとの交付申請書の様式は次のとおりとする。

様式第2（その1）… 団体営事業補助金、単県土地改良事業補助金

様式第2（その2）… 国県に補助採択予定のほ場整備事業地区の計画調査費のうち、国県補助対象外経費の補助金

様式第2（その3）… 土地改良施設維持管理適正化事業補助金

様式第2（その4）… 用水機維持管理事業補助金

様式第3 … 県営事業補助金

※2 様式第2（その1）（災害復旧事業及び総合利水を除く）及び様式第2（その2）のときは、様式第1の施行希望土地改良事業調査書の提出が必要。

（出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱 別表）

エ 交付方法

市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を土地改良区等に通知するものとする。

土地改良区等は、補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに請求書を提出しなければならない。市長は、請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱第5条、第6条)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-15-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	38,572,310	37,200,134	38,342,932	43,186,760	43,331,510
補助件数 (件)	19	23	23	24	27
1 件当たり 補助金額 (円)	2,030,122	1,617,397	1,667,084	1,799,448	1,604,871

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 県営ほ場整備事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

この要綱は、農業経営を合理化し、農業生産力の発展を図るための土地改良事業及び減産防止と機能保持のための農業用公共施設の災害復旧（関連を含む）事業等に要する経費について、予算の範囲内において土地改良区、土地改良事業共同施行、農業協同組合及び市長が適当と認める団体（以下「土地改良区等」という。）に交付する補助金に関して必要な事項を定めることを目的とする

(出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱第1条)

イ 交付対象

補助金交付の対象となる事業は、国、県又は愛知県土地改良事業団体連合会の補助事業として採択又は融資により施行した事業のうち、市長が認めた事業であって別表に定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた事業等については、この限りでない。

(出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱第2条)

ウ 交付額

【図表4-15-3】交付額

事業区分		内容		備考
団体営事業 県営事業及び	かんがい排水事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担金がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	市負担金がある場合はその残とする
	ほ場整備事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担金がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	市負担金がある場合はその残とする
	基盤整備促進事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担金がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	市負担金がある場合はその残とする
単県土地改良事業	機械揚水事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	かんがい排水事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	事務費として事業費の4.5%以内を加算して補助する
		上記以外	国県等補助対象事業費の10%以内	事務費として事業費の4.5%以内を加算して補助する
	農村総合整備事業		国県等補助対象事業費の10%以内	

	農道整備事業（新設・改良）		補助残の全額	
	農道整備事業（舗装）		補助残の全額	
	農業用施設安全対策事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	総合利水関連施設整備事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	農業用施設小災害復旧事業		国県等補助対象事業費の25%以内	
	県営土地改良事業計画調査		国県等補助対象事業費の10%以内	
	土地改良施設整備事業		国県等補助対象事業費の10%以内	
	農道特殊改良事業		補助残の全額	事務費として事業費の4.5%以内を加算して補助する
農地等災害復旧事業	農地施設災害復旧事業		補助残の50%以内	
	災害用施設災害関連事業		補助残の50%以内	
	災害関連農村生活環境施設復旧事業		補助残の50%以内	
用水機維持管理事業			国県等補助対象事業費の10%以内	
土地改良施設維持管理適正化事業			国県等補助対象事業費の10%以内	
その他市長が特に必要と認めた事業	国県に補助採択予定のほ場整備事業地区の計画調査費	国県補助対象	補助残の全額	市負担がある場合はその残とする
		国県補助対象外	事業費の全額	
	23号関連ほ場整備事業	公共性の高い道路排水路等の新設、改良及び耐震調査等	補助残の全額	市負担がある場合はその残とする
		上記以外	国県等補助対象事業費の17.5%以内	

※1 事業ごとの交付申請書の様式は次のとおりとする。

様式第2（その1）… 団体営事業補助金、単県土地改良事業補助金

様式第 2（その 2）… 国県に補助採択予定のは場整備事業地区の計画調査費のうち、国県補助対象外経費の補助金

様式第 2（その 3）… 土地改良施設維持管理適正化事業補助金

様式第 2（その 4）… 用水機維持管理事業補助金

様式第 3 … 県営事業補助金

※ 2 様式第 2（その 1）（災害復旧事業及び総合利水を除く）及び様式第 2（その 2）のときは、様式第 1 の施行希望土地改良事業調書の提出が必要。

（出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱 別表）

エ 交付方法

市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を土地改良区等に通知するものとする。

土地改良区等は、補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに請求書を提出しなければならない。市長は、請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（出所：豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱第 5 条、6 条）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-15-4】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額（円）	29,487,975	18,716,742	25,591,706	41,597,365	47,856,869
補助件数（件）	6	2	2	2	2
1 件当たり 補助金額（円）	4,914,663	9,358,371	12,795,853	20,798,683	23,928,435

（出所：市作成資料）

（2） 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

XVI 産業部 地域イノベーション推進室（商工費）

1 イノベーション創出等支援事業補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

この補助金は、地域企業及び大学等研究機関の研究者等による新技術・新製品開発のための研究会形成を促進するとともに、産学連携等による研究開発を進展させるため、次条に規定する事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助することにより、地域に変革をもたらす新技術・新事業の創出等を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

（出所：豊橋市イノベーション創出等支援事業補助金交付要綱第2条）

イ 交付対象

補助金の交付対象とする事業は、株式会社サイエンス・クリエイト（以下「補助事業者」という。）が実施する次に掲げる事業とする。

- （1） 科学技術コーディネータ等の配置事業（別表第1左欄に掲げる業務のうち、同表右欄に定める業務内容に科学技術コーディネータ等を配置する事業をいう。）
- （2） 大学その他研究機関への委託研究事業（大学その他研究機関と地域企業との間における事業化を目的とする新技術又は新製品の共同研究に係る当該大学その他研究機関への委託事業をいう。以下「委託研究事業」という。）
- （3） 特定分野の研究開発費に対する助成事業（地域企業が実施する新技術又は新製品開発のための研究に係る当該企業への助成事業をいう。以下「特定分野研究開発事業」という。）
- （4） 地域課題解決分野の研究開発に対する助成事業（地域企業または大学その他研究機関が実施する新技術または新製品開発のための研究に係る当該企業への助成事業または大学その他研究機関への委託事業をいう。以下「地域課題解決分野研究開発事業」という。）
- （5） 次世代人材育成支援事業（次世代のものづくり人材育成を目的として地元工業高校生及び大学生が取り組む研究製作を支援する事業をいう。）

（出所：豊橋市イノベーション創出等支援事業補助金交付要綱第2条）

なお、今回監査の対象とした令和2年度においては、交付対象は上記(1)～(5)であるが、令和3年度以降より、(6)産学共創プラットフォーム共同研究への参画支援事業（地域企業が国立研究開発法人科学技術振興機構より採択を受けた産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムに参画し、実施する新技術又は新製品の開発のための研究に係る当該企業への助成事業をいう。）が追加されている。

ウ 交付額

補助対象経費は、【図表4-16-1】左欄に掲げる費用の区分に応じ、同表中欄に定める経費に定めるとおりとする。補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

【図表4-16-1】 補助対象経費

区 分		補 助 対 象 経 費
直接事業費	科学技術コーディネータ等の配置に要する費用	賃金、厚生諸費、通勤手当
	委託研究事業に要する費用	大学その他研究機関への研究委託費
	特定分野研究開発事業に要する費用	地域企業が実施する新技術又は新製品開発のための研究に係る当該企業への助成費用
	地域課題解決分野研究開発事業に要する費用	地域企業または大学その他研究機関が実施する新技術又は新製品開発のための研究に係る当該企業への助成費用または大学その他研究機関への研究委託費
	次世代人材育成支援事業に要する費用	地元工業高校生及び大学生が取組む研究製作活動への支援費
	事務費	旅費、アルバイト賃金、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費その他事業の運営に必要な経費
間接費		直接事業費の20%以内を上限とする

(出所：豊橋市イノベーション創出等支援事業補助金交付要綱第4条 別表第2)

エ 交付方法

補助金は補助金請求書に補助金交付決定通知書の写しを添付し提出することにより、概算払いによって支払われ、最終的に確定通知に基づき、補助金の精算を行う。

(出所：豊橋市イノベーション創出等支援事業補助金交付要綱第7条、第8条)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表4-16-2】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	35,600,000	34,952,000	35,450,000	35,880,000	35,504,893
補助件数(件)	10	11	14	9	9
1件当たり 補助金額(円)	3,560,000	3,177,455	2,532,143	3,986,667	3,944,988

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 地域産業支援施設整備事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

株式会社サイエンス・クリエイトが運営する豊橋サイエンスコアを中心として展開される地域中小企業の育成及び技術支援等、産業の高度化及び新規産業創出に寄与すると認められる事業を推進するため、豊橋サイエンスコアの施設環境の保持及び向上に必要な経費の一部を助成することにより、本市産業の更なる振興を図ることを目的とする。

(出所：豊橋市地域産業支援施設整備事業補助金交付要綱 第2条)

イ 交付対象

施設の保守管理、維持補修等豊橋サイエンスコアの施設環境の保持に関する事業
産業支援及び地域振興のための豊橋サイエンスコアの機能の向上に関する事業
(出所：豊橋市地域産業支援施設整備事業補助金交付要綱 第3条)

ウ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内で、前条に定める事業に要する経費から当該事業の実施に伴う収入を控除した額以内とする。
(出所：豊橋市地域産業支援施設整備事業補助金交付要綱 第4条)

エ 交付方法

(交付申請書の添付書類)

株式会社サイエンス・クリエイトは、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域産業支援施設整備事業に係る補助金計算書(様式第1)
- (2) 株式会社サイエンス・クリエイトの事業計画書
- (3) 株式会社サイエンス・クリエイトの収支予算書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告書の添付書類)

第6条 株式会社サイエンス・クリエイトは、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して7日以内又は会計年度の末日のいずれか早い日までに、規則第10条の補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 地域産業支援施設整備事業に係る補助金精算書(様式第2)
- (2) 株式会社サイエンス・クリエイトの事業報告書
- (3) 株式会社サイエンス・クリエイトの収支決算(見込)関係書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(出所：豊橋市地域産業支援施設整備事業補助金交付要綱 第4条、第5条)

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-16-3】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	-	20,800,000	20,800,000	20,800,000	20,800,000
補助件数 (件)	-	1	1	1	1
1 件当たり 補助金額 (円)	-	20,800,000	20,800,000	20,800,000	20,800,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 実績報告書の添付書類の内容を確認し、内容に齟齬がある場合には、理由を確認して、正しい書類を提出いただくように働きかけることが望まれる。【意見 27】

株式会社サイエンス・クリエイトからの実績報告書の添付資料のうち、「施設保守管理費・投資決算」においては、豊橋サイエンスコア外壁補修及び屋上防水等工事について、予算が 5,000 万円で計上されており、補助金計算書の金額 3,000 万円と齟齬があった。この理由について、確認したところ、「施設保守管理費・投資決算」の金額に誤りがあったとのことである。補助金支払の根拠となる実績報告書の添付書類の内容を確認し、内容に齟齬がある場合には、理由を確認して、正しい書類を提出いただくように働きかけることが望まれる。

3 豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

様々な業種の人材が集い、発想し、及び新たに価値を生み出すための施設機能を整備する事業に係る経費に対して補助金を交付することにより、新事業又は新商品を生み出すローカルイノベーションを促進し、もって本市産業の振興を図ることを目的とする。

(出所：豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金交付要綱 第 2 条)

イ 交付対象

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、株式会社サイエンス・クリエイト（以下「補助事業者」という。）が実施する、次に掲げる事業とする。

- (1) 人材交流の場として施設の運営に関する事業
- (2) 起業及び製品開発にチャレンジできる環境の確保に関する事業
- (3) アイデアを形にするワークショップ又はイベントの開催に関する事業
- (4) その他市長が認めるもの

（出所：豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金交付要綱 第3条）

ウ 交付額

補助対象経費は、別表の区分の欄に掲げる費用の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

補助金の額は、補助対象経費からこの補助金以外の収入に相当する額を控除した額の範囲内とし、予算の範囲内で市長が定める。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

（出所：豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金交付要綱 第4条）

エ 交付方法

補助金の交付は、概算払によるものとし、概算払いの請求にあたっては、補助金の請求書に規則第5条第2項の補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（概算払の精算）

前条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、規則第11条に規定する確定通知を受けた後、速やかにその確定通知に基づき当該補助金の精算をしなければならない。

（出所：豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金交付要綱 第6条第7条）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-16-4】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	-	-	44,700,000	51,600,000	53,300,000
補助件数 (件)	-	-	1	1	1
1 件当たり 補助金額 (円)	-	-	44,700,000	51,600,000	53,300,000

(出所：市作成資料)

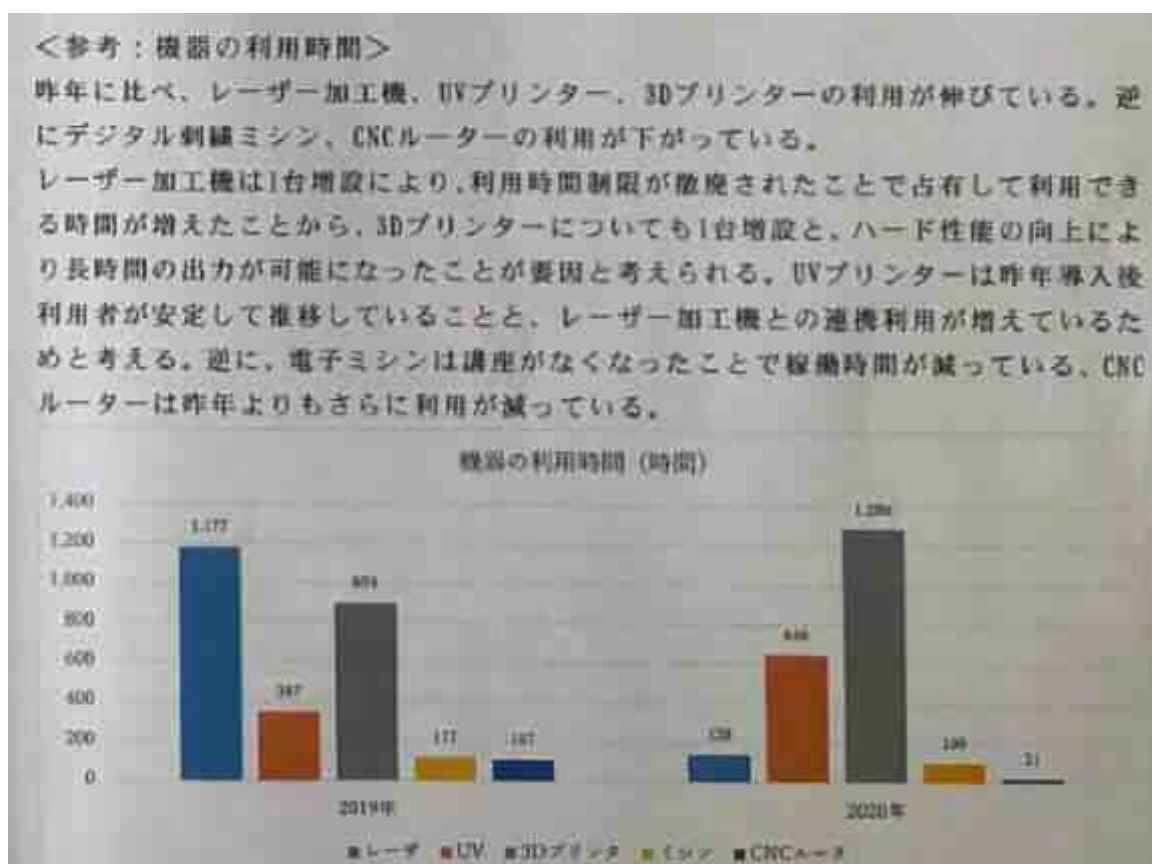
(2) 監査結果

- ア 補助事業者から提出された書類は内容を確認し、内容に不明な点がある場合には補助事業者を確認し、正しい書類を提出するよう働きかけることが望まれる。【意見 28】

補助事業者である、株式会社サイエンス・クリエイトから提出された<参考：機器の利用時間>を閲覧すると文章では「レーザー加工機」の利用が伸びていると記載されていたが、機器の利用時間のグラフは、令和元年度の利用時間 1,177 時間と比較して、令和 2 年度の利用時間は 138 時間と大幅に減少していた。この理由を確認したところ、令和 2 年度の利用時間が 138 時間となっているが、正しくは 1,398 時間とのことであった。

補助事業者から提出された書類は内容を確認し、内容に不明な点がある場合には補助事業者を確認し、正しい書類を提出するよう働きかけることが望まれる。

【図表 4-16-5】補助事業者からの提出資料



(出所：株式会社サイエンス・クリエイト提出資料)

XVII 都市計画部 まちなか活性課（商工費）

1 まちなかインキュベーション事業等補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

中心市街地に点在する空き店舗を利用して出店する者に対して、24 か月以内の賃借料を補助する制度。なお、新規創業者には開業時 1 回のみ、改装費の補助をする。

（出所：（株）豊橋まちなか活性化センターHP）

イ 交付対象

- ・ 原則として事業を営んだ経験がなく、初めて事業を起こす個人または法人を優先
- ・ 補助対象外業種でないこと
- ・ 申込完了時に対象物件が 6 か月（新築未入居物件については 12 か月）以上空き店舗状態であること（創業の場合はこの限りではない）
- ・ 物件が対象エリア内に位置し、店舗入口が公道に面した 1 階部分であること
- ・ 申込書提出時に入居予定物件の賃貸借契約が未契約であること
- ・ 申込書提出時に店舗の改装が未着手であること
- ・ 対象エリア内での移転でないこと
- ・ 弊社が本事業を実施した際、中心市街地の活性化を推進できると認められる魅力的な店舗（事業計画）であること
- ・ 審査会で合格すること
- ・ 補助金交付決定より、3 か月以内に開業すること
- ・ ひと月に 22 日以上営業すること
- ・ 弊社の行う中心市街地活性化事業に協力的であること
- ・ すべての法的要因をクリアできること等

（出所：（株）豊橋まちなか活性化センターHP）

ウ 交付額

【図表 4-17-1】 交付額

賃借料（補助期間は開業の翌月から 24 カ月）

業種	補助率 (月額家賃に対して)	補助限度額	補助対象期間
飲食店	1 / 3 以内	72 万円/年	24 カ月
物販店等	1 / 2 以内	108 万円/年	

改装費（新規創業者のみ）

対象	補助率（補助対象部分に対して）	補助限度額
改装費	20%以内	50 万円

（出所：（株）豊橋まちなか活性化センターHPより監査人が加工）

エ 交付方法

開業後の営業実績に基づき、（株）豊橋まちなか活性化センターより補助金を交付する。（指定口座に振込）。

（出所：（株）豊橋まちなか活性化センターHP）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-17-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額（円）	5,628,000	10,983,000	12,518,000	12,800,000	9,954,000
補助件数（件）	10	17	17	18	21
1 件当たり 補助金額（円）	562,800	646,059	736,353	711,111	474,000

（出所：市作成資料）

(2) 監査結果

ア 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。【指摘3】

以下の文書番号の起案用紙について、施行日の記入が漏れていた。施行日は正しく記入する必要がある。

稟議番号	指摘内容
2 豊まち第 20-2	施行日の記入漏れ
2 豊まち第 19-2	〃
2 豊まち第 18-2	〃
2 豊まち第 17-2	〃
2 豊まち第 16-2	〃
2 豊まち第 15-2	〃

XVIII 産業部 観光振興課（商工費）

1 豊橋まつり開催費補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

この補助金は豊橋まつり開催のための事業活動に対する補助金である。

（出所：豊橋まつり開催費補助金交付要綱第2条）

イ 交付対象

豊橋まつり開催のための事業活動に関して、豊橋まつり振興会に対して支払われる。

（出所：豊橋まつり開催費補助金交付要綱第2条）

ウ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-18-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額（円）	62,000,000	55,000,000	52,000,000	52,000,000	12,000,000
補助件数（件）	1	1	1	1	1
1 件当たり 補助金額（円）	62,000,000	55,000,000	52,000,000	52,000,000	12,000,000

（出所：市作成資料）

（2） 監査結果

ア 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。【指摘 4】

以下の文書番号の起案用紙について、施行日の記入が漏れていた。施行日は正しく記入する必要がある。

稟議番号	指摘内容
2 豊観第 45 号	施行日の記入漏れ

2 豊橋観光コンベンション協会補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

この補助金は、本市の観光・地域振興に資することを目的とし、当該事業を実施するに要する経費を補助するものとする。

(出所：豊橋観光コンベンション協会補助金交付要綱第2条)

イ 交付対象

この補助金の交付対象は、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会とし、事務局運営費及び事業費の一部を補助する。ただし、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会の事務及び事業により暴力団を利することとならないように、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(出所：豊橋観光コンベンション協会補助金交付要綱第3条)

ウ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内とする。

(出所：豊橋観光コンベンション協会補助金交付要綱第4条)

エ 交付金額及び件数の推移

【図表4-18-2】交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	30,900,000	30,100,000	25,900,000	25,900,000	25,900,000
補助件数(件)	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額(円)	30,900,000	30,100,000	25,900,000	25,900,000	25,900,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 補助金対象の事業者の決算書に問題がある場合には、適切に修正されるよう指導することが望まれる。【意見29】

この補助金は、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会の事務局運営費及び事

業費の一部を補助するものであり、補助金の額は予算の範囲である。補助対象事業者である、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会は、一般事業会計、受託事業会計、特別事業会計、別口事業会計の4つの事業会計がある。

令和2年4月1日～令和3年3月31日の一般事業会計の収支計算報告書を閲覧したところ、繰越金がマイナスとなっていた。理由についてヒアリングしたところ「令和元年度会費収入、受託事業の減少による収入の減少、人件費等経費の増加及び消費税の発生が理由である」とのことであった。結論的には他会計から、借入をしてプラスにしているとのことであったが、決算書上もプラスにすることが望まれる。

所管課としては、補助金対象の事業者の決算書を閲覧し、問題がある場合には適切に指導することが望まれる。

イ 所管課として、補助金対象の事業者の決算書を閲覧し、補助金の使途を確認することが望まれる。【意見 30】

令和2年4月1日～令和3年3月31日の一般事業会計の収支計算報告書を閲覧したところ、別口事業会計について150万円繰り出しがなされていた。この理由について、ヒアリングしたところ、経理運営を確保するために、内部留保金額を増額したものとのことであった。この150万円の財源は受託事業会計の収益とのことであるが、決算報告書上は受託事業会計からは繰出されておらず、一般事業会計から繰出していることになっており、決算報告書だけみると、補助金の目的である「市の観光・地域振興に資すること」以外に使用されているような誤解を招く可能性がある。このような誤解を招かないためにも、決算報告書は正しく作成することが望まれる。また、所管課として、補助金対象の事業者の決算書を閲覧し、補助金の使途を確認することが望まれる。

ウ 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。【指摘 5】

以下の文書番号の起案用紙について、施行日の記入が漏れていた。施行日は正しく記入する必要がある。

稟議番号	指摘内容
2 豊観第 44 号	施行日の記入漏れ

XIX 建設部 住宅課（土木費）

1 家賃対策補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等豊橋市地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、地域優良賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成制度を確立し、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（出所：豊橋市地域優良賃貸住宅制度要綱第1条）

イ 対象者

次の各号のすべてに該当する者又は当該者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）であるもの

ア 60歳以上の者であること

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること

（ア）同居する者がいない者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）であること

（イ）同居する者が配偶者又は60歳以上の親族であること

（ウ）入居者が病気にかかっているときの当該入居者を介助する親族であること

（エ）入居者が介護を必要とするときの当該入居者を介護する親族であること

（オ）入居者又は同居する配偶者が扶養している12歳未満の児童

（出所：豊橋市地域優良賃貸住宅制度要綱第4条第9号）

ウ 補助金の額

【図表 4-19-1】各賃貸住宅の入居者負担額

入居者負担額について

アネシス・サイトウ

区分	入居者の所得 (A)	基準値	入居者負担額	
			1LDK (1F)	1LDK (2F～6F)
I	123,000 円以下の場合	61,700 円	43,500 円	
II	123,000 円を超過し 153,000 円以下の場合	69,300 円	54,500 円	
III	153,000 円を超過し 178,000 円以下の場合	75,900 円	59,700 円	
IV	178,000 円を超過し 200,000 円以下の場合	81,100 円	63,000 円	63,800 円
V	200,000 円を超過し 238,000 円以下の場合	87,800 円		66,000 円
VI	238,000 円を超過し 268,000 円以下の場合	95,400 円		
VII	268,000 円を超過する場合			
契約家賃			63,000 円	66,000 円

けやき館

区分	入居者の所得 (A)	基準値	入居者負担額		
			1K	1DK	2DK
I	123,000 円以下の場合	61,700 円	31,100 円	41,600 円	52,800 円
II	123,000 円を超過し 153,000 円以下の場合	69,300 円	35,000 円	45,700 円	65,000 円
III	153,000 円を超過し 178,000 円以下の場合	75,900 円	38,300 円	51,200 円	
IV	178,000 円を超過し 200,000 円以下の場合	81,100 円	40,900 円	54,700 円	
V	200,000 円を超過し 238,000 円以下の場合	87,800 円	44,300 円	55,000 円	
VI	238,000 円を超過し 268,000 円以下の場合	95,400 円	48,100 円		
VII	268,000 円を超過する場合		50,000 円		
契約家賃			50,000 円	55,000 円	65,000 円

S KM

区分	入居者の所得 (円)	基準値 (円)	市町村 立地係数	規模係数			入居者負担額 (円)		
				1K-①	1K-②	1LDK	1K-①	1K-②	1LDK
—	住戸タイプ	—	—						
I	104,000 以下	43,500	0.9	0.79	0.79	1.06	30,600	30,600	41,100
II	104,001～123,000	46,500					33,100	33,100	44,400
III	123,001～139,000	49,900					35,500	35,500	47,700
IV	139,001～158,000	53,600					38,200	38,200	51,200
V	158,001～186,000	59,500					42,400	42,400	56,800
VI	186,001～214,000	66,200					47,100	47,100	63,000

(出所：市からの入手資料)

エ 補助金額及び件数の推移

【図表 4-19-2】 補助金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	16,002,000	16,112,000	15,456,000	15,175,000	15,822,000
補助件数 (件)	882	894	863	857	887
1 件当たり 補助金額 (円)	18,143	18,022	17,910	17,707	17,838

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

- ア 申請書記載内容の根拠となる資料については、控えを手元に保管することが望まれる。【意見 31】

補助対象事業者から提出された「豊橋市地域優良賃貸住宅補助金交付要綱」第 19 条に基づき提出された補助金交付申請書（家賃減額）の記載内容について、所管課に入居者及び入居者の所得に応じた家賃等に関する確認方法を質問したところ、入居者から事業者へ提出される「豊橋市地域優良賃貸住宅入居申込書（新規入居者用）」及び「地域優良賃貸住宅家賃減額申請書（継続入居者用）」の原本及び課税証明書で確認しているとのことであった。しかし、確認した資料は事業者へ返還しており、控えは手元に残っていないとのことであった。

申請書記載内容の根拠となる資料については、控えを手元に保管することが望ましい。

Ⅱ X 都市計画部 まちなか活性課（土木費）

1 市街地再開発事業補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

市における市街地再開発事業等の促進を図ることを目的とする。

（出所：豊橋市市街地再開発事業等補助金交付要綱第1条）

イ 豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の概要

本地区は、J R豊橋駅より300m程東に位置し、昭和40年代にオープンした巨大商業施設及び狭間児童広場等により豊橋市中心市街地の“交流・回遊の要の地”として存在していたが、モータリゼーションの進展と郊外の宅地化が進むことで、中心市街地全体の商業機能低下と共に本地区のポテンシャルが低下している状況である。

このため、これらの機能を一体的に再整備することで、時代に即した市中心市街地の“要の地”としての再生を図り中心市街地の活性化を図る。

施行者：豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

所在地：豊橋市駅前大通二丁目

面積：約1.5ha

総事業費：約229億円

整備内容：延べ面積約47,470㎡

主な用途（商業、業務、公共公益施設、住宅、駐車場等）

住宅戸数 東棟129戸、西棟約90～110戸

【図表 4-20-1】建物外観イメージ図



(出所：市作成資料)

ウ 補助金額及び件数の推移

【図表 4-20-2】補助金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	225,000,000	328,800,000	509,000,000	815,800,000	3,895,480,000
補助件数 (件)	1	1	1	1	2
1 件当たり 補助金額 (円)	225,000,000	328,800,000	509,000,000	815,800,000	1,947,740,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

- ア 完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見 32】

「豊橋市市街地再開発事業等補助金交付要綱」第 17 条によると、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとされている。

提出された完了実績報告書には、工事請負契約書、工事進捗報告書、検査合格通知書、請求書及び支払証憑等が添付されていた。所管課によると、完了実績報告書と添付書類の照合を行っているとのことであったが、照合証跡は残されておらず、実際に、どのようなチェックが行われたのか分からない状況であった。

完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったの

かが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。

豊橋市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条第1項の完了(廃止)実績報告書又は同条第3項の年度終了実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市街地再開発事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 優良建築物等整備事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

市における市街地再開発事業等の促進を図ることを目的とする。

(出所：豊橋市市街地再開発事業等補助金交付要綱第1条)

イ 豊橋駅西口駅前地区優良建築物等整備事業の概要

当地区は、JR線(東海道新幹線、東海道本線、飯田線)及び名鉄名古屋本線が乗り入れる東三河の交通結節点「豊橋駅」の西口に面し、駅前ロータリーには一部路線バスのバス停やタクシー乗降場もあり、交通の利便性が高いエリアで計画される都心型再開発ビルである。

施設計画は、駅近接で都心居住を享受できる高品質な分譲マンションを中心に、1階には駅前空間の繁華性にも配慮した店舗等を計画し、既存店舗の従後の営業継続を支援する。

施行者：アイシン開発株式会社(施行者代表)

所在地：豊橋市白河町

面積：約0.4ha

総事業費：約53.9億円

整備内容：延べ面積約15,780㎡

主な用途(共同住宅、商業、駐車場等)

住宅戸数137戸

【図表 4-20-3】建物外観イメージ図



(出所：市作成資料)

ウ 補助金額及び件数の推移

【図表 4-20-4】補助金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	0	0	0	216,424,000	134,400,000
補助件数 (件)	0	0	0	1	1
1 件当たり 補助金額 (円)	0	0	0	216,424,000	134,400,000

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見 33】

「豊橋市市街地再開発事業等補助金交付要綱」第 17 条によると、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとされている。

提出された完了実績報告書には、工事請負契約書、工事進捗報告書、検査合格通知書、請求書及び支払証憑等が添付されていた。所管課によると、完了実績報告書と添付書類の照合を行っているとのことであったが、照合証跡は残されておらず、

実際に、どのようなチェックが行われたのか分からない状況であった。

完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。

豊橋市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条第1項の完了(廃止)実績報告書又は同条第3項の年度終了実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市街地再開発事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

Ⅱ X I 都市計画部 都市交通課（土木費）

1 渥美線南栄駅バリアフリー化事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

この補助金は、豊橋鉄道渥美線（以下「渥美線」という。）の駅のバリアフリー化を推進することにより、高齢者、障害者をはじめとした渥美線の利用者に対する利便性及び安全性の向上を図ることを目的とする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱第2条）

イ 交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、豊橋鉄道株式会社とする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱第3条）

ウ 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が実施する事業で、渥美線の駅のバリアフリー化の整備に資する事業とする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱第4条）

エ 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、補助事業者が補助事業の設備の整備に直接要する本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び調査費とする。

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱第5条）

オ 補助金の額

補助事業が地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第75条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画若しくは同条第2項に規定する生活交通改善事業計画又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成29年2月29日付け観産第690号。以下これらを「国庫補助金交付要綱」という。）第25条第1項に規定する事業実施

計画に基づく事業に該当する場合にあっては、補助金の額は、補助対象経費に補助率3分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、国庫補助金交付要綱の規定に基づき通知される補助事業ごとの国庫補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付決定額を上限とする。

(出所：豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱第6条)

カ 補助金額及び件数の推移

【図表4-21-1】補助金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	0	2,358,833	0	20,000,000	0
補助件数(件)	0	1	0	1	0
1件当たり補助金額(円)	—	2,358,833	—	20,000,000	—

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見34】

「豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱」第13条によると、実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査するものとされている。

実施報告書には、国土交通大臣に提出した完了実績報告書(令和元年11月14日)が添付されていた。所管課によると、現地調査において、国土交通大臣に提出した完了実績報告書と工事請負契約書、工事進捗報告書、検査合格通知書、請求書及び支払証憑等の原本の照合を行っているとのことであったが、照合証跡は残されておらず、実際にどのようなチェックが行われたのか分からない状況であった。

実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。

豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金交付要綱

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該事業年度の末日までのいずれか早い日までに豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業実績報告書(様式第6)を次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 国土交通大臣に完了実績報告書を提出した場合にあっては、当該完了実績報告書及び添付書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、これを適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市豊橋鉄道渥美線駅バリアフリー化事業費補助金額確定通知書（様式第7）により、補助事業者に通知するものとする。

2 路面電車軌道敷整備事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

この補助金は、豊橋鉄道東田本線（以下「東田本線」という。）の軌道敷を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、東田本線の運行を安全かつ安定的に継続するとともに、軌道敷を横断する車両及び歩行者の安全を確保することを目的とする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱第2条）

イ 交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、豊橋鉄道株式会社とする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱第3条）

ウ 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が実施する事業で、鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日付け国鉄施第106号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）第34条第1項に規定する生活交通改善事業計画に基づく事業のうち、東田本線の軌道敷の整備に資する事業とする。

（出所：豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱第4条）

エ 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、補助事業者が補助事業の設備の整備に直接要する本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費とする。

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(出所：豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱第5条)

オ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に補助率3分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、国庫補助金交付要綱第37条において準用する同要綱第7条第1項の規定に基づき通知される補助事業ごとの国庫補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付決定額を上限とする。

(出所：豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱第6条)

カ 補助金額及び件数の推移

【図表4-21-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	30,197,000	20,972,865	21,758,956	15,580,975	12,075,117
補助件数(件)	1	2	2	2	1
1件当たり 補助金額(円)	30,197,000	10,486,432	10,879,478	7,790,487	12,075,117

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。【意見35】

「豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱」第13条によると、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査するものとされている。

実績報告書には、国土交通大臣に提出した完了実績報告書及び添付書類の写しが添付されていた。所管課によると、現地調査において、国土交通大臣に提出した完了実績報告書と工事請負契約書、工事進捗報告書、検査合格通知書、請求書及び支払証憑等の原本の照合を行っているとのことであったが、照合証跡は残されておらず、実際にどのようなチェックが行われたのかわからない状況であった。

実績報告書に対する審査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。

豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金交付要綱

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業実績報告書(様式第6)を次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 国土交通大臣に提出した完了実績報告書及び添付書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市豊橋鉄道東田本線軌道敷整備事業費補助金額確定通知書(様式第7)により、補助事業者に通知するものとする。

3 「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金

(1) 補助金の概要

ア 目的

この補助金は、従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において運行する「地域生活」バス・タクシーの特性にかんがみ、地域住民の生活上必要な「地域生活」バス・タクシーの路線維持を図るため、豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱第9条に規定された本格運行事業の事業費を予算の範囲内で交付することにより、地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(出所：豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱第2条)

イ 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、協議会において合意された運行に関する事業計画(以下「事業計画」という。)に基づき実施される事業とする。

(出所：豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱第4条)

ウ 補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、実施要綱第9条

の規定により事業を実施する運行事業者とする。

(出所：豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱第5条)

エ 補助金の額

補助金の額は、別表1に規定する運行経費及び車両経費並びに予備車経費の合計額から、運行事業者運賃収入等を減じた額を限度とする。ただし、その額が別表2に規定する運行補助上限額(以下「補助上限額」という。)を超える場合においては、補助金の額は、補助上限額とする。

(出所：豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱第6条)

オ 補助金額及び件数の推移

【図表4-21-3】 交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額(円)	25,456,354	26,813,634	27,286,743	32,256,254	33,259,690
補助件数(件)	5	5	5	6	6
1件当たり 補助金額(円)	5,091,271	5,362,727	5,457,349	5,376,042	5,543,282

(出所：市作成資料)

カ コミュニティバスの概要

(ア) 東部地区「やまびこ号」

【図表 4-21-4】「やまびこ号」外観



(出所：豊橋市HP)

【図表 4-21-5】「やまびこ号」概要

運行内容 変更日	令和3年3月29日
運行日	月曜日～金曜日の平日 ※土曜日・日曜日・祝休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休
運行ダイヤ	8時台～17時台に5.5往復(11便)
車両	ジャンボタクシー(乗車定員9名) ※定員オーバーの場合は追加車両を手配します(手配に少し時間が掛かります)
停留所	20箇所
運行経路	ヤマナカ二川店～二川駅～市営東山住宅～豊橋医療センター～運動公園(電停) (一部の区間に停留所以外でも自由に乗車できるフリー乗降区間を設定しています。)
運賃	大人200円・小学生100円(どなたでも利用できます) ①ヤマナカ二川店～二川駅間 ②二川駅～視聴覚教育センター間 ③その他1区間(実証実験中) 上記①～③は1区間/大人100円・小学生50円 小学生未満無料、回数券12枚綴り2,000円 運賃は乗車時に運転手へお支払ください(運賃先払い)
その他	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、手帳を提示された方と付き添いの方は1人は半額 豊橋市福祉回数乗車券利用可 豊橋市コミュニティバス料金助成券利用可

(出所：豊橋市HP)

(イ) 北部地区「柿の里バス」

【図表 4-21-6】「柿の里バス」外観



(出所：豊橋市HP)

【図表 4-21-7】「柿の里バス」概要

変更日	令和3年6月1日(火曜日)	
運行日	月曜日～金曜日	
	※土曜日・日曜日・祝休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休	
運行 ダイヤ	7時台～16時台(8便(上り5便、下り3便))	
車両	ジャンボタクシー(乗車定員9名) ※定員オーバーの場合は追加車両を手配します(手配に少し時間が掛かります)	
停留所	52箇所	
運行経路	石巻中山～石巻西川～賀茂クリニック～天王公会堂～和田辻東～石巻運動広場～森岡～アイゼ 口北～赤岩口～豊橋医療センター (フリー乗降区間：中山中央～柿の里萩平、八反ヶ谷～キッサ藤前、南森岡～住民会館)	
運賃	大人2000円～5000円(小学生半額、小学生未満無料) 【回数券】大人用 1000円券22枚綴り2,000円 子ども用 500円券22枚綴り 1,000円 【柿の里バスポート】1ヶ月券 1,000円 柿の里バスポートを持っている方ご本人は「柿の里バス」がどの区間でも1乗車現金1000円 でご利用いただけます。  詳しい運賃はこちら pdf(.39KB)	
予約・ 問い合わせ	第1便	石巻中山～賀茂クリニック～下条小学校からご乗車される場合は、乗車日の前日午後 5時までに予約が必要です。
	第4便	石巻窓口センター～天王公会堂～賀茂クリニック～五本松城址からご乗車される場合 は、乗車日の当日正午までに予約が必要です。
	第6便	石巻窓口センター～天王公会堂～賀茂クリニック～五本松城址からご乗車される場合 は、乗車日の当日午後2時30分までに予約が必要です。
	第9便	ご乗車される場合は、乗車日の当日正午までに予約が必要です。
	予約先・問合せ先 豊鉄タクシー(株) 電話0532-56-5111 (「柿の里バス」車内でも予約を受け付けます。)	
その他	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、手帳を提示された方 と付き添いの方1人は半額 豊橋市福祉回数乗車券利用可 豊橋市コミュニティバス料金助成券利用可	

(出所：豊橋市HP)

(ウ) 前芝地区「しおかぜバス」

【図表 4-21-8】「しおかぜバス」外観



(出所：豊橋市HP)

【図表 4-21-9】「しおかぜバス」概要

変更日	令和2年8月1日
運行日	月曜日～金曜日の平日 ※土曜日・日曜日・祝休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休
運行ダイヤ	7時台～18時台に6往復(12便)
車両	ジャンボタクシー(乗客定員13名) ※定員オーバーの場合は追加車両を手配します(手配に少し時間が掛かります)
停留所	20箇所
運行経路	梅藪～前芝～清須～川崎～菰口町～西駅前
運賃	大人200円～400円(小学生半額、小学生未満は無料) 回数券 100円券 22枚つづり2,000円 300円券 11枚つづり3,000円
しおかぜバス・豊橋市民病院乗継割引きっぷ	適用区間：西浜⇄豊橋市民病院 値 段：大人310円 小人160円 ※梅藪・素盞鳴神社からご利用の場合は、大人100円、小人50円を追加でお支払いください。 ※しおかぜバス車内のみ販売
その他	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、手帳を提示された方と付き添いの方は1人は半額 豊橋市福祉回数乗車券利用可 豊橋市コミュニティバス料金助成券利用可

(出所：豊橋市HP)

(エ) 南部地区「あいのりくん」

【図表4-21-10】「あいのりくん」概要

「あいのりくん」運行の概要	
●運行系統	細谷校区 ①細谷二川系統 ②細谷イオン系統 小沢校区 ③小沢二川系統 ④小沢イオン系統 高根・豊南校区 ⑤高根芦原系統 ⑥豊南大清水系統
●運行車両	中型タクシー(乗客定員4名)
●運行日	①③ 細谷・小沢二川系統 / 平日毎日 ②④ 細谷・小沢イオン系統 / 火・木曜日 ※祝休日・お盆(8/13~15)・ 年末年始(12/29~1/3)は運休
●運賃	1乗車 大人300円~500円 ・小学生は半額、小学生未満は無料 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、 手帳を提示された方と付き添いの方1人は半額
●回数券	100円券22枚綴り / 2,000円、50円券22枚綴り / 1,000円 ※車内で販売します。ご乗車の際に運転手にお申しつけください
	豊橋市コミュニティバス料金助成券利用可(平成30年5月1日開始) 豊橋市電車・バス共用福祉回数乗車券利用可

(出所：豊橋市HP)

(オ) 川北地区「スマイル号」

【図表 4-21-11】「スマイル号」外観



(出所：豊橋市HP)

【図表 4-21-12】「スマイル号」概要

変更日	平成31年4月1日（月曜日）
運行日	月曜日～金曜日の平日 ※土曜日・日曜日・祝休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休
運行ダイヤ	8時台～16時台 【下地・津田校区方面のみの運行】8時台、10時台、14時台 【大村校区方面のみの運行】9時台、11時台 【下地・津田・大村校区をまわる運行】13時台、16時台
車両	ジャンボタクシー（乗客定員9名） ※定員オーバーの場合は追加車両を手配します （手配に少し時間が掛かります）
停留所	23箇所 ※「豊橋駅前」「本町」は2路線併用の停留所 ※「こども未来館・商工会議所」は降車専用
運行経路	【下地・津田線(循環)】豊橋駅前—下地郵便局西—瓜郷遺跡—魚市場—津田小学校—豊橋駅前 【大村線(循環)】豊橋駅前—一期家—笑—勘太—長瀬—豊橋駅前 【下地・津田・大村線(直通)】豊橋駅前—北部地区市民館—津田小学校—豊橋駅前
運賃	大人200円～300円（小学生半額、小学生未満は無料） 回数券 100円券 22枚つづり2,000円 250円券 11枚つづり2,500円
その他	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、手帳を提示された方と付き添いの方1人は半額 豊橋市コミュニティバス料金助成券利用可 豊橋市福祉回数乗車券利用可能

(出所：豊橋市HP)

(2) 監査結果

- ア 引き続き「地域生活」バス・タクシー運行事業の今後の在り方を検討することが望まれる。【意見 36】

「地域生活」バス・タクシーは、「豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱」第 11 条に基づき、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下、「協議会」という。）において、運行継続が妥当と判断された場合に運行を継続できるものとされている。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱

第 11 条 本格運行事業の当該年度の上半期と前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準が全て達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

2 前項の判断対象期間において、基準が全て達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

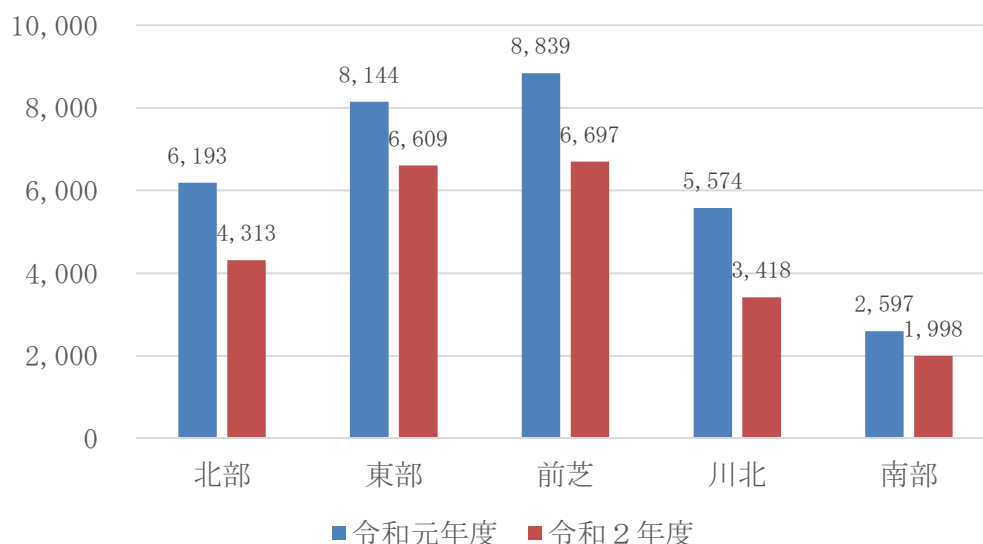
【基準】

- 主体性…地域運営団体が本協議会に利用促進等の取組実績等を年 2 回程度報告する
- 利用度…収支率 15%以上※（デマンド運行については、①当該年度の利用者数が対象の地域に居住する 75 歳以上の人口数以上であること②当該年度の利用者数が前 2 年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に 100 分の 105 を乗じて得た数）
- 継続性…欠損額と車両経費及び予備車経費の合計額に上限を設定
東部地区は 569 万円/年＋予備車経費
北部、前芝、川北地区は 557 万円/年＋予備車経費
南部地区は 506 万円/年

令和元年度は、全ての地区について基準を達成できていたが、令和 2 年度については、上半期の時点で北部地区、川北地区、南部地区において基準が達成できておらず、通期でも南部地区においては基準が達成できていなかった。協議会は、このような状況の要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員の減少によるもので、利用促進等の取組が不十分などの理由ではなく、外的な理由によるものであるため、令和 3 年度については、要綱第 11 条に限らず運行を継続できるものと判断している。

また、市では地区ごとに利用者アンケートを実施し、周知の徹底や運行ダイヤの改定等、事業の改善に取り組んでおり、引き続き、「地域生活」バス・タクシー運行事業の今後の在り方を検討することが望まれる。

【図表 4-21-13】 年間利用者数 (単位：人)



(出所：市作成資料より監査人作成)

【図表 4-21-14】 地区別補助金額及び収支 (単位：千円)

	令和元年度				令和2年度			
	運賃収入	支出(税込)	補助金額	収支率	運賃収入	支出(税込)	補助金額	収支率
北部	1,246	11,820	10,574	19.1%	947	11,884	10,937	15.4%
東部	1,522	6,022	4,500	31.9%	1,280	6,457	5,177	24.6%
前芝	2,274	7,135	4,860	40.9%	1,686	7,041	5,355	31.5%
川北	1,451	7,300	5,848	28.9%	913	6,918	6,005	20.1%
南部	921	7,395	6,474	12.5%	707	6,493	5,786	10.9%
合計	7,414	39,672	32,256	25.2%	5,533	38,793	33,260	19.8%

(出所：市作成資料より監査人作成)

イ 補助事業者が補助金額を課税売上として申告していることについて、口頭で確認するだけでなく、根拠資料を確認することが望まれる。【意見 37】

ウ 補助金額の算定を税抜金額で実施することを検討することが望まれる。【意見 38】

「豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業実績報告書」に添付された収支計

算書を確認したところ、税込み金額で計算された経費と収入の差額を補助金額としていた。

補助事業者は、課税事業者であるため、支出に係る消費税分は、消費税申告上、損金算入され、支出に係る消費税分が二重取りとなっている可能性がある。しかし、所管課に確認したところ、補助事業者は、補助金額を課税売上として申告していることを口頭で確認しており、支出に係る消費税分が二重取りとなっていることはないとのことであった。そこで、補助事業者が補助金額を課税売上として申告していることについて、口頭で確認するだけでなく、根拠資料を確認することが望まれる。

また、補助金額の算定を税込みで行うと、補助事業者が補助金額を課税売上として申告をしていることの確認など、事務処理が煩雑となるため、今後は補助金額の算定を税抜金額で実施することを検討することが望まれる。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業実績報告書(様式第5。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を記載した書類
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、これを適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金額確定通知書(様式第6)により、当該補助事業者に通知するものとする。

Ⅱ X Ⅱ 都市計画部 区画整理課（土木費）

1 土地区画整理事業補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

土地区画整理事業補助金は、健全な市街地として整備すべき区域について、土地所有者の方が土地の一部を出しあい、宅地と公共施設の一体的な整備を行うことを補助することにより、道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とする。

イ 助成の対象

助成の対象となる事業は、役務助成にあつては組合が市街化区域内で施行する事業とし、費用助成にあつては組合が市街化区域内で施行する事業であり、かつ、事業施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地、河川等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の 25 パーセント以上である事業とする。

（出所：豊橋市組合土地区画整理事業助成要綱第 3 条）

ウ 助成金の交付

市長は、組合が行った当年度及び前年度の実施事業に対し、次条に規定する経費を基準額として、予算の範囲内において、助成金を交付する。

当該年度に完了できず、やむを得ず繰越すときは、各年度内の支払い額を上限として助成金を交付する。

（出所：豊橋市組合土地区画整理事業助成要綱第 5 条・第 12 条）

エ 対象経費

交付する助成金は、次に掲げる費用を対象とする。ただし、国庫補助金、県費補助金その他の補助金又は公共施設管理者負担金を財源として支出した費用に対しては、助成しない。

【当年度実施事業助成金】

- （1）都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項の都市再生整備計画に基づく同条第 2 項第 2 号ニの土地区画整理事業の施行に要する経費であつて、同法第 47 条第 2 項の交付金を充てることができるもの
- （2）社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）附属第 I 編イ-13-（6）又はロ-13-（6）都市再生区画整理事業の規定

による都市再生土地区画整理事業の施行に要する経費であつて、交付金を充てる
ことができるもの

【前年度実施事業助成金】

- (1) 都市計画道路に係る次に掲げる費用
 - ア 用地買収費相当額の全額
 - イ 築造費の全額
- (2) 都市計画道路の予定地上に存する建築物等の移転に係る補償費の全額
- (3) 次に掲げる施行地区の区分に応じ、それぞれに定める区画道路に係る費用
 - ア 事業施行前の市街化率（施行地区内の建築物敷地（グラウンド、宅地造成地等を含む。）の総面積が施行地区内の宅地（法第2条第6項に規定する宅地をいう。）の総面積に占める割合をいう。以下同じ。）が30パーセント以上の施行地区
 - (ア) 次に掲げる区画道路の用地買収費相当額の全額
 - a 幅員が6メートルを超える区画道路
 - b 幅員が6メートルの区画道路のうち、幹線道路を補完すると市長が認めたもの（総延長の6分の1を限度とする。）
 - (イ) 区画道路の築造費の全額
 - イ 事業施行前の市街化率が30パーセント未満の施行地区 住宅地にあつては幅員が6メートルを、商業地又は工業地にあつては幅員が8メートルを超える区画道路の築造費の全額
- (4) 事業施行前の市街化率が30パーセント以上の施行地区における次に掲げる区画道路の予定地上に存する建築物等の移転に係る補償費の全額
 - ア 幅員が6メートルを超える区画道路
 - イ 幅員が6メートルの区画道路のうち、幹線道路を補完すると市長が認めたもの（総延長の6分の1を限度とする。）
- (5) 幅員が4メートル以上の特殊道路の築造費の全額
- (6) 河川及び水路（事業施行前の市街化率が30パーセント未満の施行地区にあつては、内幅又は内法が1.0メートル以上の開渠及び内径が0.7メートル以上の暗渠に限る。）の築造費の全額
- (7) 調整池の築造費の全額
- (8) 施行地区の面積の3パーセントを超えて公園用地を確保する場合における当該超える部分の用地買収費相当額の3分の1
- (9) 施行地区の面積の3パーセントを超えて公園用地を確保する場合における当該超える部分上に存する建築物等の移転に係る補償費の3分の1
- (10) 埋蔵文化財の発掘調査費の全額
- (11) 事業施行の費用に充てるため、資金の借入れを行った場合の借入金（総事業費の3分の1に相当する額を限度とする。）に係る支払利子の10分の5（事業施

- 行前の市街化率が 30 パーセント未満の施行地区における事業に係るものを除く。)
- (12) 総事業費から別表に定める費用並びに前各号に掲げる費用、国庫補助金、県費補助金、当年度実施事業助成金その他の補助金及び公共施設管理者負担金を財源として支出した費用を控除して得た額の 100 分の 5
- (13) その他市長が特に必要と認める費用

(出所：豊橋市組合土地区画整理事業助成要綱第 6 条・第 13 条)

オ 補助金額及び件数の推移

【図表 4-22-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	544,020,000	665,910,000	698,767,005	555,517,000	560,272,000
補助件数 (件)	3	4	4	4	3
1 件当たり 補助金額 (円)	181,340,000	166,477,500	174,691,751	138,879,250	186,757,333

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

Ⅱ XⅢ 教育委員会 学校教育課（教育費）

1 学校体育連盟補助金＜体育的部活動支援事業費＞

（1） 補助金の概要

ア 目的

大会等に要する経費を補助することにより、児童生徒に体育・スポーツ実践の機会を与え、心身の健全な発展と好ましい人間形成を目指すことを目的とする。

（出所：学校体育連盟補助金交付要綱第2条）

イ 交付対象

大会等の実施に必要な業務を行う場合に、愛知県中小学校体育連盟豊橋支所に対して交付する。

（出所：学校体育連盟補助金交付要綱第3条）

ウ 補助金の額

毎年度予算の定める範囲において決定する。

（出所：学校体育連盟補助金交付要綱第4条）

エ 支払方法

事業費の全額を市及び市体育協会補助金で充当しているため事業着手時に概算払いとする。

（出所：学校体育連盟補助金交付要綱第5条）

オ 交付金額及び件数の推移

【図表4-23-1】 交付金額及び件数の推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金額（円）	21,524,720	22,824,956	20,567,008	22,020,707	10,936,664
補助件数（件）	1	1	1	1	1
1件当たり 補助金額（円）	21,524,720	22,824,956	20,567,008	22,020,707	10,936,664

（出所：市作成資料）

(2) 監査結果

- ア 補助金算定の根拠資料となる決算書について、支出証拠書類との整合性を市側がチェックした結果を残すことが望まれる。【意見 39】

令和2年度の実績報告書に添付されていた決算書に学校体育連盟の会計監査2名の記名押印があるものの、支出証拠書類については添付されていなかった。

所管課に確認したところ、別途、支出証拠書類のファイルを作成し、市側でも決算書に記載された金額の根拠を確認しているが、確認結果を残していないとのことであった。

決算書に記名押印のある学校体育連盟の会計監査2名は、補助金を受ける側の中学校の校長2名が担当しており、2名は補助金の対象となっている派遣費及び謝金の支払先でもあるため、当該2名の確認結果を補助金算定の根拠資料として残すのではなく、実際に市側で確認した結果を補助金算定の根拠資料として残すことが望まれる。

- イ 児童生徒に体育・スポーツ実践の機会を与えられるよう、大会時期をずらしたり、大会日を分散させるなど、代替的な方法について検討していくことが望まれる。【意見 40】

令和2年度の交付金額は21,071千円であったが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、愛知県中学校総合体育大会及び東三河中学校総合体育大会が中止となり、大会費の決算額が予算額の半分程度(11,016千円)となったことから、期末に精算し、10,054千円を市に戻し入れている。

補助金の目的は、「大会等に要する経費を補助することにより、児童生徒に体育・スポーツ実践の機会を与え、心身の健全な発展と好ましい人間形成を目指すこと」である。今後も、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不透明ではあるが、大会が中止になったから使わなかった費用を戻入れて終わりとするのではなく、児童生徒に体育・スポーツ実践の機会を与えられるよう、大会時期をずらしたり、大会日を分散させるなど、代替的な方法について検討していくことが望ましい。

なお、令和3年度については、令和2年度の経験をふまえ、感染対策を徹底することで、両大会共に開催されたとのことである。

Ⅱ XⅣ 教育委員会 教育政策課（教育費）

1 私立高等学校授業料補助金

（1） 補助金の概要

ア 目的

私立高等学校に在籍する生徒の就学に係る父母負担の軽減を図るため。

（出所：豊橋市私立高等学校授業料補助金交付要綱）

イ 対象生徒の要件

令和2年10月1日時点で、以下の要件をすべて満たす生徒

- ・私立高等学校や私立専修学校高等課程等に在籍し、就学支援金の受給認定を受けていること
- ・生徒の授業料負担者が、豊橋市在住であること
- ・授業料負担者が所得要件を満たしていること

（出所：豊橋市HP）

ウ 補助額

【図表4-24-1】補助額一覧

区分	補助金額（年額）		所得要件（保護者合算） 市町村民税の課税標準額×0.06 －市町村民税の調整控除の額	世帯年収目安
	1年生	2・3年生		
甲ⅠA	19,200円	39,900円	0円	270万円未満程度
甲ⅠB	19,200円	33,600円	51,300円未満	350万円未満程度
甲ⅠC	7,200円	7,200円	154,500円未満	590万円未満程度
甲Ⅱ	7,200円	7,200円	212,700円未満	720万円未満程度
乙	7,200円	8,100円	270,300円未満	840万円未満程度
丙	7,200円	7,200円	304,200円未満	910万円未満程度

（出所：豊橋市HP）

エ 交付金額及び件数の推移

【図表 4-24-2】 交付金額及び件数の推移

内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金額 (円)	34,076,750	34,136,100	32,236,450	29,407,225	18,840,700
補助件数 (件)	2,209	2,300	2,233	2,099	1,913
1 件当たり 補助金額 (円)	15,426	14,842	14,436	14,010	9,849

(出所：市作成資料)

(2) 監査結果

ア 私立高等学校授業料補助金の在り方について引き続き検討することが望まれる。

【意見 41】

私立高等学校の授業料に対する補助金は、所得要件等を満たした対象者に対し、負担した授業料の金額を上限とし、国の高等学校等就学支援金、愛知県授業料軽減補助金及び豊橋市私立高等学校授業料補助金の順に支給されるものである。

国の高等学校等就学支援金は、令和 2 年 4 月から私立高校授業料実質無償化がスタートし、【図表 4-24-3】のとおり、高等学校等就学支援金（返金不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校に通う生徒への支援が拡充された。

【図表 4-24-3】 高等学校等就学支援金



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額。
※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家庭構成別の年収目安は別途公表）。

(出所：文部科学省HP)

国から支給される高等学校等就学支金、愛知県授業料軽減補助金及び豊橋市私立学校授業料補助金は【図表4-24-4】の通りである。

市は、高等学校等就学支援金の制度改正による支援拡充を受けて、補助金額の見直しを行った。

私立高等学校の授業料は40万円前後であることから、年収目安720万円未満程度の場合、国と県からの補助金でほとんどの授業料を賄うことができるため、市の補助金は、残りの差額を補っている状況であり、少ない場合は数千円程度の支給となる場合もある。

毎年約2千件の紙の申請書の内容を職員がチェックし、申請者1人1人の口座を登録し、振込を行うという市側が負担する事務コストと、補助金支給による効果を比較し、例えば愛知県内の他の中核市のように、補助金額を一律にすることで事務手続を簡素化するなど、私立高等学校授業料補助金の在り方について引き続き検討することが望まれる。

【図表4-24-4】高等学校等就学支金、愛知県授業料軽減補助金及び豊橋市私立学校授業料補助金

(単位：円)

世帯年収 目安	所得要件 ※1	国	愛知県		豊橋市			合計	
		就学 支援 制度	1年生	2・3年生	区分	1年生	2・3年生	1年生	2・3年生
270万円 未満程度	0円	396,000	16,800	2,400	甲ⅠA	19,200	39,900	432,000	438,300
350万円 未満程度	51,300円 未満				甲ⅠB	19,200	33,600	432,000	432,000
590万円 未満程度	154,500円 未満				甲ⅠC	7,200	7,200	420,000	405,600
720万円 未満程度	212,700円 未満	118,800	294,000	279,600	甲Ⅱ	7,200	7,200	420,000	405,600
840万円 未満程度	270,300円 未満		87,600	80,400	乙	7,200	8,100	213,600	207,300
910万円 未満程度	304,200円 未満		0	0	丙	7,200	7,200	126,000	126,000

※1 所得要件は、課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額のことを言う。

※2 豊橋市は令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症にかかる経済的支援として授業料以外の学納金に対する一律5,000円の補助金(学納金特別補助金)を併せて支給している。

(出所：監査人が作成)

【図表 4-24-5】私立高校授業料補助金の近隣他市との比較

(単位：円)

世帯年収目安	所得要件	豊橋市				【参考】	
		区分	特別補助	1年生	2・3年生	岡崎市	豊田市
270万円未満程度	0円	甲ⅠA	5,000	19,200	39,300	12,000	0
350万円未満程度	51,300円未満	甲ⅠB		19,200	33,600		
590万円未満程度	154,500円未満	甲ⅠC		7,200	7,200		
720万円未満程度	212,700円未満	甲Ⅱ		7,200	7,200		
840万円未満程度	270,300円未満	乙		7,200	8,100	15,000	
910万円未満程度	304,200円未満	丙		7,200	7,200		0

(出所：監査人が作成)

イ 私立高等学校授業料補助金の期日を過ぎての申請も可能である旨を要綱に記載することが望まれる。【意見 42】

令和2年度の私立高等学校授業料補助金の申請期日について、豊橋市のホームページでは、令和2年11月30日までに教育政策課へ提出する必要がある旨、記載されている。

【図表 4-24-6】申請手続きの概要

● 申請手続きについて

申請書等は在籍する学校を通じて、対象者へお送りしています。
申請書に必要事項を記入し、学校証明欄に学校の証明を受けてから、
令和2年11月30日(月曜日)までに教育政策課へ提出してください。(郵送可)

★ 郵送先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市教育委員会教育政策課

※各出先機関では受け付けておりませんので、郵送もしくは直接、教育政策課へご持参ください。
※申請書を学校がとりまとめる場合がありますので、その場合は学校の指示に従って申請してください。

(出所：豊橋市HP)

令和2年度に提出された「豊橋市私立高等学校授業料補助金申請書兼申請書」を確認したところ、期日を過ぎて申請されたものが2件あったため、所管課に確認したところ、期日後の申請であっても要件を満たしていれば補助金を交付しているとのことであった。

「豊橋市私立高等学校授業料補助金交付要綱」第5条第2項によると、「申請は、別に定める期日までに授業料補助申請書により行うものとする。」とあり、別に定める期日は、令和2年11月30日となるが、期日後の申請であっても、要件を満たしていれば補助金を交付しているのであれば、期日を過ぎての申請も可能である旨を要綱に記載することが望まれる。

豊橋市私立高等学校授業料補助金交付要綱

(申請)

第5条 授業料の補助を受けようとする者(以下「補助申込者」という。)は、在籍する私立高等学校を設置する者(以下「設置者」という。)に申し込むものとし、当該申し込みを受けた設置者は市長に申請するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、補助申込者は直接市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める期日までに授業料補助申請書(様式第1号)により行うものとする。この場合において、市長は設置者及び前項ただし書の補助申込者(以下「補助申請者」という。)に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

ウ 要綱及び申請書について、市のホームページに掲載することが望まれる。【意見 43】

私立高等学校授業料補助金に関する豊橋市のホームページを確認したところ、補助金に関する説明は記載されていたものの、要綱や申請書の様式については、掲載されていなかった。

申請書については、学校を通して対象者へ配布されるということであるが、過去に支給実績のない学校については、対象者の手元に申請書が届かない可能性がある。

また、令和3年1月1日に申請者及び学校証明欄への押印を不要とする様式に変更されているが、イに記載した期日後の申請2件のうち、1件は押印を必要とする旧様式にて申請されていた。

公平性及び市民サービスの向上の観点から、要綱及び申請書について、ホームページに掲載することが望まれる。

エ 市民サービスの向上と市側の負担軽減の観点から、支給対象外の申請や、申請書記載後の修正を減らすため、申請書様式の見直しが望まれる。【意見 44】

令和2年度申請者一覧を確認したところ、支給対象外の申請は5件であった。

申請書を確認したところ、5件のうち3件は国と県の補助金で授業料全額が賄えており、残り2件は、所得基準を超過しているにもかかわらず、申請しているもの

であった。

また、申請書を確認したところ、補助金の振込先である口座名義人の修正が一定数見受けられた。これは、申請者とは口座名義人は同一人物とする必要があるものの、両親それぞれの名前を記載してしまった等の理由により修正されたものである。

市民サービスの向上と市側の負担を軽減の観点から、支給対象外の申請や、申請書記載後の修正を減らすため、申請書様式の見直しが望まれる。

例えば、所得判定算出額の横に、「〇〇円以上の方は当補助金の支給対象となりません。」と記載する。また、他市の申請書を確認したところ、申請書の様式に、申請者と口座名義人は同一人物とすることが明らかにわかるように、両者を矢印でつなぐなどの工夫がされているところもあるため、同様の工夫が望まれる。

オ 申請書記載事項のうち、下記については、市側で確認することが可能であると考えられるため、市側でのサンプルチェックを実施することが望まれる。【意見 45】

カ 市民サービス向上の観点から、所得判定算出額の記載を不要とし、市側で把握することを検討することが望まれる。【意見 46】

申請書に記載された事項のうち、申請者が記載する住所や、学校側が記載する納入すべき授業料、所得判定算出額及び他の補助金の状況は、補助金の対象か否か、補助金額の計算において、重要な記載する所得水準については、学校が記載し、証明したものを正として、市側での確認は行っていない。

申請書記載事項のうち、下記については、市側で確認することが可能であると考えられるため、市側でのサンプルチェックを実施することが望まれる。

また、市民サービス向上の観点から、所得判定算出額については、記載を不要とし、市側で把握することを検討することが望まれる。

申請書記載事項	確認方法
授業料負担者（申請者）の住所	住基ネット
納入すべき授業料	学校ホームページ
所得判定算出額	課税情報
他の補助金の情報	愛知県から情報共有

【図表 4-24-7】 授業料補助金申請書兼請求書の様式

令和2年度 豊橋市私立高等学校授業料補助金 申請書兼請求書
 豊橋市私立高等学校等学納金特別補助金

豊橋市長 様

授業料 負担者 (申請者)	住所	
	氏名	印
	電話 ()	

豊橋市私立高等学校授業料補助金交付要綱第8条第2項及び豊橋市私立高等学校等学納金特別補助金交付要綱第4条の規定により補助金を申請します。申請にあたり、就学支援金の受給額等の情報を在籍する学校から豊橋市に対し提供することに同意します。また、受給資格の確認のために、所得の状況を市民税の課税資料により豊橋市において確認することに同意します。

記

学校名				高等学校
生徒氏名		学年・組	第	学年 組
保護者氏名				父
				母
	(保護者がいない場合は、この欄に記入)			

補助金の支払いについては、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名								本店
								支店
預金の種類	当座・普通	口座番号						
フリガナ								
口座名義人 (授業料負担者)								
[上記口座の通帳等の写し貼り付け欄]								
*上記口座の通帳の写し、又はキャッシュカードの写しなど、金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号・口座名義が確認できるものを貼り付けてください。								

学校証明書			
生徒氏名		学年・組	学年 組
納入すべき授業料※	年額	円	
<p>※年間の授業料については、地方公共団体からの授業料補助額(就学支援金を含む)を差し引いたものではなく、その生徒が支払う授業料年額をご記入ください。</p>			
豊橋市以外の授業料補助に関する事項			
所得判定算出額 (市町村民税の課税標準額×0.06 -市町村民税の調整控除の額)		円	
愛知県私立高等学校等授業料 軽減補助金(就学支援金含む)	区分 (4～6月)	甲Ⅰ・甲Ⅱ・乙・その他	
	区分 (7～3月)	甲Ⅰ・甲Ⅱ・乙・その他	
	合計額	年額	円
上記以外からの補助	他県 (就学支援金含む)	年額	円
	他市	年額	円
	その他	年額	円
	合計額	年額	円
上記のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日			
学校名			
校長			印

※教育委員会記入欄

授業料 補助金	補助区分	甲ⅠA・甲ⅠB・甲ⅠC 甲Ⅱ・乙・丙
	交付金額	円
学納金 特別補助金	交付金額	5,000円